令和元年11月19日(火) 13:30~16:00

杉谷公民館 大ホール

次 第

- 1. 第7次島原市市勢振興計画(基本構想、前期基本計画)(案)の 検討(質疑、意見交換含む)
- 2. 意見交換

配布資料

- 委員名簿
- · 島原市市勢振興計画審議会条例
- 第7次島原市市勢振興計画策定の経緯(平成30年8月~令和元年11月)
- ・令和元年度(11月以降)第7次島原市市勢振興計画策定スケジュール
- 前期基本計画(案)抜粋版(基本目標 1~6)
- 前期基本計画指標候補(案)
- ・SDGs (17 の目標) に対応した第7次島原市市勢振興計画施策体系(案)
- 資料編項目(案)
- ・島原市パブリックコメント(市民の声)手続要綱
- ·第7次島原市市勢振興計画(案)【別冊】

第7次島原市市勢振興計画審議会委員 24名(五十音順)

R1.7.31現在

	所属等	氏名
1	島原市町内会・自治会連合会 会長	阿部 洋次郎
2	(福)島原市社会福祉協議会 会長	小川 学
3	有明町商工会 会長	片山 輝雄
4	島原市老人クラブ連合会 会長	加藤 勝彦
5	長崎県島原振興局管理部 地域づくり推進課長	川上 年仁
6	島原市婦人会連絡協議会 会長	川本 まなみ
7	島原市商店街連盟 会長	隈部 政博
8	島原鉄道(株) 取締役総務部長	小玉 康雄
9	公募委員	坂本 直子
10	(一社)島原市医師会 事務局長	嶋井 量章
11	長崎県男女共同参画推進員	珠林 成子
12	(株)島原観光ビューロー 代表取締役	中村 慎次
13	(一社)島原青年会議所 理事長	永代 秀顕
14	国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所 総務課長	平河 和博
15	島原市消防団 団長	本田 庄一郎
16	島原雲仙農業協同組合 代表理事専務	本田 嘉文
17	公募委員	前田 尚美
18	公募委員	松本 段
19	島原商工会議所会頭	満井 敏隆(副会長)
20	島原市教育委員会 委員	森 みずき
21	長崎大学経済学部 准教授	山口 純哉(会長)
22	公募委員	山本 直子
23	島原市子ども・子育て会議 副会長	吉岡 今日子
24	島原漁業協同組合 代表理事組合長	吉本 政信

島原市市勢振興計画審議会条例

(設置)

第1条 本市における市勢の振興を図るための計画(以下「市勢振興計画」という。)策定に関し、 必要な事項を調査審議するため、島原市市勢振興計画審議会(以下「審議会」という。)を設置 する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の市勢振興計画の策定に関し、必要な調査及び審議を 行う。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 市内の関係団体等の代表者又は役員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

- **第4条** 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。
- 2 市長は、委員に欠員が生じたときは、前条に規定する者のうちから委員を選任することができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

- 第7条 会長は、審議会に専門的事項を分掌させるための部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は委員の互選による。
- 3 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。 (関係者の意見聴取)
- 第8条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に招集する審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が 招集する。

第7次島原市市勢振興計画策定の経緯 (平成30年8月~令和元年11月)

H30.8.20 第1回島原市市勢振興計画審議会

委員委嘱、計画全般の説明、意見交換。

H30.9.8~9.25 市民アンケート実施

・ランダムに 3,000 通発送し 1,167 通の回答。(回収率 38.9%)

H30.9.21~10.10 現計画(第6次計画)の施策評価検証

現計画の施策評価検証を市役所内で取りまとめ。

H30.11.12 第1回島原市市勢振興計画策定委員会

・市民アンケート結果及び現計画(第6次計画)の施策評価結果の報告、 意見交換。

H30.11.19 第2回島原市市勢振興計画審議会

・市民アンケート結果及び現計画(第6次計画)の施策評価結果の報告、 意見交換。

H30.12.27 まちづくり座談会に向けた職員ワークショップ

・まちづくり座談会に向けた市職員22名によるワークショップ。

H31.1.10、1.11、1.15、1.16 まちづくり座談会

・子育て世代、高校生、地区別代表者、移住者と意見交換。

H31.2.13 第2回島原市市勢振興計画策定委員会

・まちづくり座談会の結果報告、第7次島原市市勢振興計画基本構想素案に ついて審議。

H31.2.19 第3回島原市市勢振興計画審議会

・まちづくり座談会の結果報告、第7次島原市市勢振興計画基本構想素案に ついて審議。

H31.3.8~3.20 職員アンケート実施

・230件の回答。

H31.3.20 市議会全員協議会へ策定状況報告

・市議会からの意見等は無し。

H31.4.15~R1.5.10 前期基本計画のための施策構築シートの取りまとめ

・前期基本計画の基礎資料を市役所内で取りまとめ。

R1.5.30 第3回島原市市勢振興計画策定委員会

・職員アンケートの結果報告、前期基本計画及び今後の進め方等について審議。

R1.6.12 第4回島原市市勢振興計画審議会

・職員アンケートの結果報告、前期基本計画及び今後の進め方等について審議。

R1.7.16~17 前期基本計画策定に向けた庁内ヒアリング

・前期基本計画の施策構築シートに基づく庁内ヒアリング。

R1.8.21~22 島原市市勢振興計画審議会「部会」

前期基本計画の基礎資料に対する4部会ヒアリング。

R1.11.5 第4回島原市市勢振興計画策定委員会

第7次島原市市勢振興計画(基本構想、前期基本計画)(案)の検討。

R1.11.19 第5回島原市市勢振興計画審議会

第7次島原市市勢振興計画(基本構想、前期基本計画)(案)の検討。

令和元年度(11月以降) 第7次島原市市勢振興計画策定スケジュール

※市役所内検討は随時

- 11月 第5回島原市市勢振興計画審議会
 - ・前期基本計画(案)の審議
 - 基本構想(案)の審議
- 1月 第7次島原市市勢振興計画(案)のパブリックコメント実施
- 2月 第6回島原市市勢振興計画審議会、審議会から市長へ答申
 - 最終審議
 - ・市長へ計画(案)を答申
- 3月 基本構想(案)を市議会へ議案提出
- 4月~5月 製本・配布

前期基本計画(案)抜粋版 「基本目標1 自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり」 【赤字:重点施策候補、青字:新規施策、下線:部会等で意見等があった部分】

	中項目		小項目	施策での取組み(各主体が取り組んでいくこと)	第6次計画から 削除した内容	協働による取組み (市民や地域に期待する役割)	担当所属
		1-1-1	地籍調査の実施	● 地籍(土地の所有者、地番、地目、地積、境界)を明確化することにより、災害復旧の迅速化、公共事業・土地取引等の円滑化、 課税の適正化を図ります。		〇 地籍調査の立会い等、調査 に協力しましょう。	契約管財課
1-1	自然と歴史、 都市地名市 で で で で で で い の に の に の で の で の で の で の で の で の で の で	1-1-2	コンパクトシティ の推進	① 都市計画道路の整備 ● 市街地中心部の交通混雑解消、地域住民の利便性の向上、通学路の安全性の向上に加え、郊外から中心市街地へ人の流れを誘導する主要な道路で地域の活性化が期待できる路線として霊南山ノ神線、親和町湊広場線、安徳新山線、新山本町線の整備を推進します。 ② 島原城及び周辺の整備 ● 築城400年に向けて天守閣・矢狭間塀の改修、堀内や排水施設の整備等を進めます。 ● 島原城外周道路の電線地中化、美装化を行い、安全で快適な通行空間の確保と歴史を感じる街並みづくりを行います。 ③ 中心市街地の活性化 ● 商店街の空き店舗をなくし、中心市街地の賑わいを取り戻すことを目的として、商店街に出店を目指す創業者に対し支援を行います。 ④ まちづくり活動の推進 ● 地域の特性を生かした魅力あるまちづくりや、中心市街地への来客や観光客の増加による市街地活性化を目的として、住民主導のまちづくり推進協議会に対し活動支援を行います。 ⑤ 用途地域等の変更 ● 今後の人口減少や超高齢化社会に対応できる都市を目指し、用途地域等の変更を検討します。	画の見直し ・国土利用計画の策定 ・市街地再開発(土地区画 整理事業等)の推進	○ 湧水と城下町の景観を守り、開発等の際は、環境・景観に配慮しましょう。	都市整備課
		1-1-3	良好な景観の保全 と形成	① 重要伝統的建造物群保存地区の選定 ● 鉄砲町の「重要伝統的建造物群保存地区」選定に向けて、地域の理解を得るとともに、景観計画区域の拡充と調整を図りながら、選定に向けて取り組みます。 ② 景観計画の拡充 ● 「伝統的建造物群保存地区」の推進動向を見極めながら、該当地区と一体を成した景観計画の検討を進めます。 ③ 街並み保存、環境の整備 ● 本市の象徴である湧水と城下町の歴史を生かした良好な街並み景観を整備保全するために、景観計画区域をはじめ、まちづくり景観資産について整備、修景を行うほか、民間の修景事業に対して助成を行い、魅力あるまちづくりを推進します。			都市整備課社会教育課
		1-1-4	歩道整備・無電柱 化の推進	● 島原駅から島原市図書館前を通り九州電力島原営業所までの区間の歩道整備・無電柱化に取り組みます。			道路課
		1-1-5	生活排水の適正処 理	① 個人設置型浄化槽の整備 ● 従来の個人設置型浄化槽を柱とし、設置者への補助金交付等により整備促進を図ります。 ② <mark>市町村設置型浄化槽整備事業 (PFI事業) の導入</mark> ● 宅地密集地で合併浄化槽の設置が困難な区域については、PFI方式市町村設置型浄化槽導入の検討を進めます。	・排水管更新事業		道路課 都市整備課
		1-2-1	公共交通の維持・ 確保	① 公共交通に関する意識啓発 ● 地域住民一人ひとりが公共交通に関心を持ってもらうため、利用促進などの啓発活動を推進します。 ● 交通事業者と連携しながら、イベントなどを通じて新たな需要の掘り起こしや広報啓発を実施します。 ② 新たな交通システムの導入 ● 地域住民の意見を聞きながら、市内の主要な施設や拠点等、地域間を有機的につなぎ、市民の利便性向についても考慮しながら、実情に沿った最適な交通システムの導入について検討します。 ③ 島鉄の支援の継続 ● 行政、地域住民、交通事業者をメンバーとした島原鉄道自治体連絡協議会において、引き続き市内公共交通について総合的な協議を行うとともに、輸送に係る安全性の確保と事業継続のために必要な支援を行います。 ④ 九州新幹線西九州ルート開業に伴う受入体制の構築 ■ 開業効果が最大限に得られるように、関係機関と連携しながら受入体制を構築します。	・島原港の利便性向上 ・港湾の維持補修	○ 公共交通機関の重要性を理解し、 <u>積極的に利用しましょう。</u> ○ 道路事業への関心を高め、要望活動等へ積極的に参加しましょう。 ○ ICT (情報通信技術) を使いこなす能力を積極的に身につけましょう。	

前期基本計画(案)抜粋版 「基本目標 1 自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり」 【<mark>赤字</mark>:重点施策候補、青字:新規施策、下線:部会等で意見等があった部分】

第5回島原市市勢振興計画審議会資料

	中項目	/]	小項目	施策での取組み(各主体が取り組んでいくこと)	第6次計画から 削除した内容	協働による取組み (市民や地域に期待する役割)	担当所属
1-2	地域や暮らしち失 をつ道路・ 情) (交信)	1-2-2 情報	報通信環境の整	① 情報発信力の強化 ● 市民と行政の接点となる情報化を推進し、本市の <u>情報発信力の強化</u> を図るため、情報媒体(SNS等と広報誌紙媒体の連携)の積極的な活用と市公式ホームページの見直しを進めます。 ② 情報格差 (デジタル・デバイド)の解消 ● インターネット等のICTを利用できる者と利用できない者との間にもたらされる格差である <u>デジタルデバイド (情報格差)を解消し、</u> 市民が平等にICTの恩恵を受けられるように、市民・企業・行政の協働によるICT活用に対するサポート体制の構築を進めます。 ③ Society5.0を見据えたスマート自治体の推進 ● Iof、AI、ロボティクス等の最新技術を活用しながら、効果的・効率的に質の高い市民サービスを提供するスマート自治体を目指します。 ● Society5.0を見据えて、最新技術の各施策への展開について検討を進めます。 ④ マイナンバーカードの利活用 ● 行政手続きの簡素化による市民生活の利便性を向上させるため、マイナンバーの利用範囲の拡大を進めます。	・地域イントラネット整備 事業 ・情報化推進基本計画	〇 道路の環境美化に協力しましょう。	政策企画課
		1-2-3 都市備	市計画道路の整	 市内幹線道路網の骨格を形成する都市計画道路の計画的な整備促進を図ります。 霊南山ノ神線(上の原工区)については、早期の供用開始に向けて整備します。 新山本町線(上の原工区)については、県に協力し一体となって、事業の推進に努めます。 親和町湊広場線(新湊工区・下川尻工区)及び、安徳新山線(南下川尻工区)、外港線については、事業化に向けた都市計画の変更及び事業認可の手続きを行い、早期完成を目指します。 新山本町線(新山工区)及び安徳新山線(緑町工区)については、引き続き、県営事業での事業化に向け要望活動を行います。 			都市整備課
			内外をつなぐ道 網の整備	① 地域高規格道路「島原道路」の整備推進 ● 地域高規格道路「島原道路」の出平有明バイパスの整備促進、並びに島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期事業化を図るため、県が行う用地交渉等に協力するとともに、国や県に要望活動を行います。 ● 「島原道路」沿線4市の住民及び関係団体による島原道路建設促進大会を開催します。 ② 国道未改良区間の整備推進 ● 国道57号、国道251号の歩道未整備区間について、早期整備の要望活動を行います。 ③ 県道未改良区間の整備推進 ● 県道野田島原線、島原・湊停車場線の未改良区間について、早期整備の要望活動を行います。 ④ 市道の整備 ● 市民生活における円滑な移動と安全を確保するため、計画的な整備並びに維持管理を行います。 ⑤ 島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想の推進 ● 産業・経済・文化・観光など多方面への多大な波及効果が期待できるため、関係自治体と連携しながら要望活動等を行います。	・交通量調査の実施と狭い 道路の離合場所の確保 ・住民との意見交換の場の 検討		道路課
		1-3-1 水質	質・湧水量の保	① 島原半島窒素負荷低減計画 ● 地下水汚染については、島原半島窒素負荷低減計画に基づいた対策を推進します。また、地下水汚染の現状についての情報を公開していくとともに、飲用不適となった井戸のある世帯については、上水道への切替の必要性を周知します。 ② 湧水量等調査 ③ 済水量等調査 ③ 済水量等調査 ⑤ 済水・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		○ 節水に努め、水資源の維持に努めましょう。 ○ 宅内で漏水が発生しないよう適正な維持管理を行うとともに、日頃から水道メーター(星水器)を確認し、宅内漏水の早期発見に努めましょう。	環境課

前期基本計画(案) 抜粋版 「基本目標 1 自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり」 【赤字: 重点施策候補、青字: 新規施策、下線: 部会等で意見等があった部分】

第5回島原市市勢振興計画審議会資料

中項目	小項目	施策での取組み (各主体が取り組んでいくこと)	第6次計画から 削除した内容	協働による取組み (市民や地域に期待する役割)	担当所属
豊かな水をすまり、活道・水 り、(水道・水 資源)	1-3-2 安全安心な水の安 定供給	① 水質改善(有明・三会地区・安中地区) ● 将来的には、良質な水源のみを使用した水道水供給を目指すが、第一段階として、各施設の流量調整により、良質な水源水の流入量を増やし希釈率アップを目指します。(希釈:ここでは、窒素濃度を下げるために、良質な水源水量を増加すること。) ● 上の原水系から新たに移設築造する安中配水池への送水計画を実施し、良質な水質の供給を行います。 ② アセットマネジメント導入 ● 国が推奨する基準によるアセットマネジメントを導入し、長期的な水道施設の更新等整備計画、経営戦略を策定します。 ③ 上の原浄水場・安中配水池の耐震化 ● 県の生活基盤施設耐震化等交付金事業として、老朽・経年劣化が著しい上の原浄水場及び安中配水池の耐震化を実施します。 ④ 有収率向上対策 ● 本市の有収率の向上対策として、漏水多発区域の配水管更新を計画的に実施するとともに、併せて給水管修繕を行うことで有収率の向上を目指し維持管理コスト削減を図ります。 ⑤ 収支計画の策定、料金改定の検討 ● 各取り組みの実施により、収支計画を再度策定し、料金改定時期の再検討を図り、改定時期の繰り延べ改定率の引き下げを目指します。		朔に小道旅へ遅附しよしよ り。	水道課

前期基本計画(案) 抜粋版 「基本目標2 安全安心で住みよいまちづくり」 【<mark>赤字</mark>: 重点施策候補、青字: 新規施策、下線: 部会等で意見等があった部分】

	中項目		小項目	施策での取組み(各主体が取り組んでいくこと)	第6次計画から 削除した内容	協働による取組み (市民や地域に期待する役割)	担当所属
	快適に住住環で住促	2-1-1	定住の促進	① 古民家等の空き家や空き店舗、空き地の有効活用 ● 管理が良好な空き家については、空き家パンクへの登録を推進し、空き家等の有効活用を図ります。 ② しまばらでの暮らしに関する情報や体験機会の創出 ● お試し住宅の整備を行い、農業体験等の田舎暮らしを体感できる場を提供します。 ● 移住・定住希望する方へ、専用ホームページを通じてしまばらの暮らしに関する情報を広く発信します。 ③ 移住・定住のサポート ● ながさき移住サポートセンター等関係団体と連携し、都市圏での移住相談会を実施し、本市への移住・定住につなげます。 ● 移住者懇談会を定期的に開催し、移住者の定住をサポートします。 ④ 地域おこし協力隊の活用 ● 地域おこし協力隊が活動期間中に起業するなど、本市に定着し、まちづくりのリーダーとしての役割を担うことができる人材を育成します。 ⑤ 関係人口の創出・拡大	・高齢者向け住環境整備 の促進 ・民間宅地開発の適正な 誘導	○ 空き家、空き地の管理は責任を持って行いましょう。 ○ 公園の利用マナーを守り、園内の美化に努めましょう。	政策企画課
2-1		2-1-2	空き家対策の推進	① 空き家等対策総合窓口の対応			都市整備課
		2-1-3	公営住宅の適正な 維持管理	1 公営住宅の長寿命化 ■ 耐用年限の2分の1を超えた公営住宅(柏野住宅、花の丘住宅)について、年次計画に基づく外壁改修を行い、住宅の長寿命化を図ります。 ② 公営住宅の解体・取り壊し ■ 公共施設等総合管理計画に基づき被災地住宅(稗田・杉山団地)や耐用年限を経過した住宅(桜馬場住宅・坂上住宅)については、公営住宅の統廃合により維持管理経費の削減を推進します。			都市整備課
		2-1-4	公園の維持管理	 ① 公園維持管理 ● 公園利用者が利用しやすい施設となるよう、除草、剪定、遊具の点検を実施し、適切な維持管理に努めます。 ② 公園管理を行う住民組織への支援拡充 ● 市民参加による公園の維持・管理を推進するために、愛護団体制度等について周知し、普及に努めます。 ③ 公園管理者へのマナー周知 ● 公園の美観を維持し、気持ちよく公園を利用できる環境をつくるために、公園利用者へのマナーの周知を図ります。 	・まちじゅう公園づくり マスタープランの策定		都市整備課
2-2	環境にやさし く暮らすまち (循環型社 会・環境保 全)	2-2-1		① ごみ減量・リサイクル活動の推奨・支援 ごみの再資源化や生ごみ堆肥化等、リサイクルシステムの構築を進め、環境負荷の低減を図ります。また、ごみのステーション化により、収集の効率化を図ります。 ② 環境保全意識向上のための啓発活動の展開 市民や事業所の環境保全意識やモラル・マナーを高めるため、様々な機会を利用して啓発・広報活動を実施します。 ● 家庭でできるエコドライブ、マイバッグ、エコクッキングなど、市民・事業者の連携・協力による温暖化対策の啓発活動を推進します。 ③ 公害や不法投棄の防止に向けた監視・指導 ● 悪質な公害・不法投棄に対して、関係機関や市民団体等と連携して、監視体制を強化し、指導を行います。 	・低炭素社会の実現 ・広域クリーンセンター	○ ごみの分別、リサイクル 等、ごみの減量化に取り組みましょう。 ○ 環境に配慮した生活を心が けましょう。 ○ 不法投棄の防止に向け、地 域で協力しましょう。	環境課
		2-2-2	森林環境の保全	① 市有林・分収林の間伐の実施 ● 島原市森林経営計画に基づき、市有林・分収林の計画的な間伐等を実施します。 ② 松くい虫の駆除 ● 松くい虫対策として、伐倒駆除、薬剤散布、樹幹注入を行います。 ③ 森林環境譲与税を活用した私有林の間伐等 ● 平成31年度から譲与を受ける森林環境譲与税を活用し、私有林かつ人工林で市が管理を受託した森林について、私有林についての管理委託の意向調査を行いながら、間伐などの取り組みを行い、森林資源の適正な管理に努めます。		○ 森林の有する治山機能な ど、森林環境の大切さを理解	農林水産課

前期基本計画(案) 抜粋版 「基本目標2 安全安心で住みよいまちづくり」 【<mark>赤字</mark>: 重点施策候補、青字: 新規施策、下線: 部会等で意見等があった部分】

	中項目		小項目	施策での取組み(各主体が取り組んでいくこと)	第6次計画から 削除した内容	協働による取組み (市民や地域に期待する役割)	担当所属
2-3	_	2-3-1	地域防災力、消 防・救急体制の強 化	① 防災意識の高揚 ● 防災訓練の実施や市のホームページや広報のほか、ケーブルテレビなど、メディアも利用した啓発に努め、市民がふだんから防災に対する備えをするよう働きかけます。 ② 自主防災の活性化 ● 町内会長とは別に会長を定めるなど、自主防災会の再編成とともに、防災土を活用し、組織の育成及び活動への支援を行い、災害時に地域で互いに協力し、避難や救助などの初動活動が行える体制づくりを進めます。 ● 防災資機材の整備や防災訓練実施などを通じて、実際にみる、話す、肌で感じることで、今後の組織運営の活性化につなげます。 ③ 避難行動要支援者対策の推進 ● ひとり暮らし高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者名簿を、民生委員、町内会長・自治会長、消防団等と共有し、災害時の避難支援が円滑に行われるよう、支援体制を構築します。 ④ 消防・救急体制の強化 ● 地域との交流や啓発、事業所への周知により、消防団の必要性、重要性への理解を深め、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けて消防団の育成や活動の充実を図ります。 ● 消防施設の整備を計画的に進め、消防力の充実を図ります。 ● 医療機関や関係自治体との連携を一層強化し、迅速に対応できる救急体制の充実に努めます。	・防災行政無線整備事業	○ 「自らの身は自らで守る」という意識を持ちましょう。 ○ 防災用品の備蓄や防災訓練等に参加し、災害に備えましょう。 ○ 災害や救急時に、高齢者や障害のある人、妊産婦等への援助に協力しましょう。	市民安全課
		2-3-2	砂防・治山対策の 推進	① 国、県への要望、関係機関との連携による対策の推進 ● 県を通じて国へ要望するほか、直接国へ要望する機会をつくります。 ● 関係機関に対し、砂防、治山事業に携わっていること、事業内容などについて周知を図り、連携して対策を推進します。 ② ハザードマップの周知 ● 市民の防災意識の高揚を図り、災害時に安全かつ的確な避難行動ができるよう従来の防災マップに、調査が完了した土砂災害警戒区域、浸水想定区域及び雲仙岳噴火シナリオを盛り込んだマップを作成し、定期的に周知を図ります。	・白水川、湯江川等の改修 ・半田海岸、江崎海岸、 洗切海岸等海岸保全事業 の推進 ・砂防堰堤群の整備 ・親水型の海岸線の確保		市民安全課
		2-3-3	高潮・浸水対策の 推進	 ① 広馬場下公有水面埋立事業 ● 平成31年度(2019)から埋立事業を実施し、早期の完成に向けて計画的に整備を進めます。 ② 防災道路及び排水ポンプ場の早期整備 ● 有馬船津5号線及び排水ポンプ場整備に向けて、県や地元と密接な連携を図りながら早期完成に向け取り組みます。 			都市整備課 道路課
		2-4-1	防犯対策の推進	① 防犯に関する情報や知識の普及 ● 市民の意識の向上を図るため、年齢層に応じた防犯教育や教室を開催し、周知・啓発を行います。 ● FMしまばらの防犯情報等、地域の防犯情報の発信について周知を図ります。 ② 見守り・防犯パトロールの充実 ● 市・関係機関・関係団体・事業所と連携し、見守り活動を行い、地域ぐるみの防犯活動の推進に努めます。 ● 地域安全パトロール員の増員など、防犯パトロール活動の充実を図り、犯罪防止に努めます。 ③ 犯罪被害者等支援の充実 ● 犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害者支援計画により、犯罪被害者等の支援を行い、安心して暮らせる社会を目指します。		○ <u>地域の連帯意識を高め、地域で子どもたちや高齢者を見いましょう。</u> ○ ひとりで悩まずに相談しましょう。 ○ 交通安全講習に参加し、交	市民安全課
2-4	地域の安全を 守るまち(防 犯・交通安 全)	2-4-2	消費者被害の防止	① 特殊詐欺未然防止事業の推進 ● 自動通話録音装置の設置を推進し、被害の減少に努めます。 ② 消費生活相談の充実 ● 消費生活被害に関する情報や相談窓口の周知を図り、自立する消費者の意識の高揚に努めるとともに、相談を通じて市民が安心して過ごせるよう支援します。		通安全意識を高めましょう。 〇 犯罪被害者等支援の理解を 深めしょう。	市民安全課
		2-4-3	交通安全活動の推 進	① 交通安全教室の推進	・歴史景観地区交通安全 対策整備		市民安全課道路課

前期基本計画(案) 抜粋版 「基本目標3 賑わいと活力を興すまちづくり」 【<mark>赤字</mark>:重点施策候補、青字:新規施策、下線:部会等で意見等があった部分】

	中項目		小項目	施策での取組み(各主体が取り組んでいくこと)	第6次計画から 削除した内容	協働による取組み (市民や地域に期待する役割)	担当所属
		3–1–1	労働力・担い手の 確保	① <u>新規就農者・若い世代の担い手確保</u> ● 各種移住相談会に参加するほか、お盆、正月に帰省されている方をターゲットとした夏期、冬期で就農相談会を開催し、新規就農者の確保を目指します。 ● 国の農業次世代人材投資事業等の活用により、UIターン就農を含めた新規就農者を確保します。 ② 雇用による労働力の安定供給 ● 農業生産の維持・振興を図るため、労力支援システムを強化するとともに、外国人雇用や移住促進も併せて取り組みながら、労働力の安定的な確保に努めます。 ③ 農業従事者の育成・生産技術の伝承 ● 認定農業者等が持つ高い生産技術の伝承を進め、農業経営者の育成を図ります。 		○ 次の世代へ本市の農業を継承するために、担い手の育成に取り組みましょう。 ○ 優良農地化に取り組みましょう。 ○ 新たな技術を活用した農業、畜産業に関心を持ちましょう。	農林水産課産業政策課
3-1	自然の恵みをち供給する産業)	3-1-2	農畜産業の振興	① 農地集積の促進と生産基盤の整備 ● 農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構を有効に活用し、担い手への農地集積・集約化を加速させ、経営の規模拡大や耕作放棄地の発生防止等につなげます。 ● 狭小・不整形なほ場については、農作業の省力化や効率化が図れるよう生産基盤の整備を行い、優良農地化を図ります。 ● 狭小・不整形なほ場については、農作業の省力化や効率化が図れるよう生産基盤の整備を行い、優良農地化を図ります。 ● また、近代的な農業用施設や農業用機械の導入等により、経営の規模拡大等を進め、産地の維持・強化を図ります。 ② スマート農業の推進 ● 農業分野においてICTをはじめとする新たな技術の周知、活用を図り、生産性・効率性の向上につなげます。 ● 国、県、関係部署との情報を共有し、今後の新技術による省力化の取り組みを広く周知し、活用を促進します。 ③ 畜産の産业化と生産基盤の強化 ● 血統、体格、肉質、資質能力の優れた基礎家畜を導入・育成するとともに、規模拡大や経営改善に必要な施設や機械等の導入を支援し、経営の安定と競争力の強化を図ります。 ④ 農商工連携の推進 ● 地域内の経済の好循環を生み出すため、 <u>農商工連携を推進し相乗効果の仕組みを目指します。</u>	・環境にやさしい農業の 推進 ・体験型農業の推進 ・多様な販路の開拓確保 ・長崎ヒノキの産地化と 特用林産の振興	○ 地元の農畜産品に関心を持ち、 <u>地産地消を心がけましょ</u> う。	農林水産課産業政策課
	水産資源を守 り育てるまち (水産業)	3-2-1		● 漁業者が安心して水産業を営める環境を整備することで若い漁業者の確保・育成を図ります。● 将来の漁業の担い手となる人材となるよう、子どもの頃から漁業に触れる機会を増やし、水産業への理解と普及促進に努めます。		〇 職業の選択肢として漁業も 加えてみましょう。	農林水産課
3–2		3-2-2	水産業の振興	① 水産資源の回復 水産資源の減少に歯止めをかけるため、関係自治体及び漁業協同組合等との連携による種苗放流や、「水産多面的機能発揮対策」を活用した薬場・干潟の保全に努めます。 ② つくり育てる漁業の推進 漁獲量の減少による所得低下を防ぐため、藻場や干潟の保全活動に取り組むとともに、地域特性に合った種苗放流の実施や養殖業を継続して支援します。 漁業者と連携しながら継続して、新たな養殖技術の開発や技術を応用した事業化を促進します。 ③ 漁業環境の整備 有明海西部の関係漁業協同組合と連携しながら、冷凍冷蔵庫等、共同利用施設集約化にかかる漁業関連施設の整備について支援を行います。 加工施設や直売所等の整備を支援し、水産物の販売促進を図ります。	進	○ 海をきれいにしましょう。 ○ 沿岸の水産物に関心を持 ち、 <u>地産地消を心がけましょ</u> う。	農林水産課
		3-2-3	漁業協同組合の組 織基盤強化	● 漁協の組織基盤強化のために行われる広域合併については、継続して協議を進めます。			農林水産課
3–3	暮らしを支え る商工業のま ち (商工業)	3-3-1	特産品の販路拡大	① 特産品の開発 ● 島原市特産品認定制度(島原スペシャルクオリティ: SQ)による高品質な商品をSQ商品として認定するとともに、消費者ニーズに応じて <u>認定商品の改良を支援します。</u> ② 認知度向上の推進 ● 定期的に都市圏の有名レストランにおけるフェア並びに大手百貨店における物産展を開催し、島原市の農水産品に対する認知度向上を図るとともに、島原市及び特産品に対するファンづくりを目指します。 ● 流通関係者を島原に招き、産地訪問によるニーズのマッチングを実施します。 ③ <mark>阪路拡大の推進</mark> ● バイヤー交流商談会やセミナーを開催するとともに、市場となる都市圏で開催されるビジネスマッチング商談会や海外見本市・商談会への参加することで、より広域、より多い販路拡大の機会が得られるよう支援します。	・農水産品のブランド化 ・交流ネットワークの形 成 ・地産地消の推進	○ 消費者を意識した商品開発に取り組みましょう。 ○ バイヤー交流商談会やセミナーへは積極的に参加しましょう。 ○ しまばらブランド営業課において、相談を随時受け付けております。気軽に連絡しましょう。	しまばら ブ ランド営業 課

前期基本計画(案) 抜粋版 「基本目標3 賑わいと活力を興すまちづくり」 【<mark>赤字</mark>:重点施策候補、青字:新規施策、下線:部会等で意見等があった部分】

	中項目		小項目	施策での取組み(各主体が取り組んでいくこと)	第6次計画から 削除した内容	協働による取組み (市民や地域に期待する役割)	担当所属
		3-3-2	商工業の振興	① 中小企業の経営基盤強化の支援 ● 中小企業の経営基盤強化の支援 ● 中小企業の設備資金や運転資金の融資及び融資資金の利子を助成することにより、経営の持続化・安定化を図ります。 ② 規模拡大を図る地場企業への支援 ● 既存事業所の増設や移転等により規模拡大を図る地場企業に助成することにより、生産性の向上を図ります。 ③ 中心市街地商店街の活性化 ● 中心市街地商店街の空き店舗対策等に対する支援を行い、まちの賑わいを創出し、来街者を増やすことにより、まちなかにおける商業の振興を図ります。	・中心市街地活性化基本 計画の見直し ・拠点機能を持った卸売 業の育成	○ できるだけ地場産品を購入しましょう。○ 買物は地元でしましょう。	産業政策課
3-4	訪れてみた い、魅力のあ るまち (観光 業)	3-4-1	観光の振興	① 体験型観光事業の推進と観光商品の提供 ● 観光客の回遊性を高め、滞在時間を延長させるために、市内にある観光資源を連携させ観るだけでなく、触る、学ぶといった体験型の要素も積極的に取り入れ、観光客の視点に立った魅力ある観光商品を提供します。 ② 魅力的な観光施設の整備 ● 島原城・武家屋敷・四明荘・銀水等や足湯を含めた温浴施設、湧水等の集客を期待できる観光資源については、観光客の視点に立った観光施設としての整備に加え、魅力的な見せ方に取り組みます。 ③ 観光地「島原」のPR強化 ● 島原半島ジオパークを核として地質遺産や自然環境を活かすなど、島原城・鯉の泳ぐまち・銀水などを一体とした観光地「島原」のイメージの醸成と体験型・周遊型観光のPR活動に取り組みます。 ● 旅行者の需要や関心が多様化していることを踏まえ、グリーン・ツーリズム、スポーツツーリズム、ロケツーリズムなど、テーマ性の強い観光のPRを進めます。 ④ 島原観光ビューローとの連携 ● 島原観光ビューローを核に、観光PRや誘致活動をはじめ、観光施設の運営や2次交通、街中フリーWiーFiの整備、各種イベントなど戦略的な観光施策に取り組みます。 ● 島原観光ビューローが推進するDMOの取り組みについて、市のビジョンや各種計画との整合性を図るなど、連携した取り組みを進めます。	法の検討	○ 交流する意識やホスピタリティ(おもてなしの心)を持って、観光客を迎えましょう。 ○ 事業所等は、各種イベント等の協賛に努め、地域振興に貢献しましょう。 ○ 島原市の魅力である歴史と文化を学び、魅力を発信しましょう。	しまばら観 おおもて し課
		3-4-2	観光資源の開発	●島原半島ジオパークの地域資源を核として、観光客の呼び水となる火山や温泉等を活かしたまちづくりを進めるとともに、イベント等の充実を図ることで観光客の増加に取り組みます。 ●歩きながら地域の自然や景観、食を楽しむオルレコースを整備し、南島原市をはじめ各地の九州オルレと連携することで、滞在時間の延長や周遊型観光の推進に取り組みます。			しまばら観 光おもてな し課
		3-4-3	観光客へのアクセ ス環境	 1号機関車をモチーフとした観光列車の導入 ● 1号機関車をモチーフとした観光列車の導入により、全国ブランドの鉄道への展開を図ります。 ② 有明海沿岸(熊本・大牟田)、天草地域との連携 ● 有明海航路を最大限に活用し、島原半島と熊本・大牟田・天草地域と一体となった取り組みにより、交流人口の拡大を図ります。 			政策企画課
3-5	新たな活力を 育むまち(雇 用対策・新産 業の育成)	3-5-1	雇用に対する支援	① 求人情報の提供 ● 公共職業安定所と連携し、市のホームページにおいて求人情報の提供を行い、就業への支援を推進します。 ② 働きやすい職場づくりの支援 ● 市内事業所の働きやすい職場づくりや人材育成に対する支援を行い、ワーク・ライフ・バランスの向上とともに、職場への定着率の向上を図ります。 ③ 資格取得によるスキルアップ支援 ● 職場で働きながらスキルアップを目指し資格取得を行った方に対する支援を行い、働きがいと能力向上を推進します。 ④ 高年齢者の就業機会の確保支援 ● 高年齢者の就業を推進するため、シルバー人材センターの円滑な運営への支援を行います。 ⑤ 若者の地元就職の拡大 ● 地元高校生などを対象に地元企業ガイドブックの配布や企業説明会を開催するとともに、新規学卒者やUIターン者の市内就職に対する支援を行い、市内就職の促進を図ります。 ● 社会貢献や自己実現、やりがい等、多様な働き方を推進する魅力ある市内企業を支援するとともに、採用情報を発信するなど、若者の地元就職機会の創出に努めます。		○ 市内にある事業所に関心のある方を紹介してみましょう。 ○ 事業所は、多様な就労機会とともに、安心して働ける労働環境整備に努めましょう。 ○ 学生の方は、市内の企業への就業も検討してみましょう。 ○ 仕事への関心、働く意欲を持ち、自ら就職に必要な能力の向上に取り組みましょう。	産業政策課
		3-5-2	創業・事業承継の促進支援	 ● 起業家や経営者の育成を支援するとともに、新規事業や創業への融資制度及び補助制度を通じて、市内での創業を促進し、商工業の振興を図ります。 ● 創業や事業承継に対する支援をしまばら創業サポートセンターで実施するとともに、助成による支援を行い、地域産業への新たな活力を生み出します。 ● 地域産業とのつながりを踏まえた新たな産業や、魅力ある企業が育つ環境づくりに努めます。 			産業政策課

前期基本計画(案)抜粋版 「基本目標3 賑わいと活力を興すまちづくり」 【赤字:重点施策候補、青字:新規施策、下線:部会等で意見等があった部分】

第5回島原市市勢振興計画審議会資料

中項目	小項目	施策での取組み(各主体が取り組んでいくこと)	第6次計画から 削除した内容	協働による取組み (市民や地域に期待する役割)	担当所属
	3-5-3 企業誘致	● 企業・工場等の誘致のため、各種補助制度の充実や情報発信に努めます。 ● 地元企業を対象とした1oT導入セミナーを開催し、事業高度化による生産性の向上を図るとともに、市外の新たな企業との関わりやサテライトオフィス誘致につながるよう支援します。			政策企画課

前期基本計画(案)抜粋版 「基本目標4 健康で自立と生きがいを支えるまちづくり」 【赤字:重点施策候補、青字:新規施策、下線:部会等で意見等があった部分】

	中項目		小項目	施策での取組み(各主体が取り組んでいくこと)	第6次計画から	協働による取組み	担当所属
4-1	生涯をを重してする。とは、生産を重要には、一般では、生産をは、生産をは、生産をは、生産をは、生産をは、生産をは、生産をは、生産を	4-1-1		① 健康管理意識の高揚 ● 健康・医療に関する知識等を、健康相談や各種健康づくり教室等を通じて啓発し、市民の健康管理意識の高揚を促進します。 ② 健康づくり事業の充実と健康情報の提供 ● 市民が健康を意識した生活や運動習慣を身につけるための健康教室の開催や健康相談事業の充実を図ります。 ● 市民が健康を意識した生活や運動習慣を身につけるための健康教室の開催や健康相談事業の充実を図ります。 ● 市民一人ひとりが主体的に生活改善などの健康づくりを支援し、地域全体で取り組みを支援していく社会環境をつくりあげます。 ③ 母子保健事業の促進 ● 安心して子どもを生み育てることができるよう、各種健診、相談などの母子保健事業を充実させ、子育てを支援します。 ④ 健康診査等の充実 ● 疾病の早期発見、早期治療のため、各種健康診査や人間ドック、がん検診等の機会を提供するとともに、受診率の向上を図るため、休日検診など受診しやすい環境を整えます。 ⑤ 介護予防事業の促進 ● 地域活動への参加や趣味の充実など、生きがいを持って生活し、健康的な生活を心がけ、要介護状態や認知症を防ぐための教室やサークルの充実を図ります。	削除した内容 ・各種保険医療福祉サー ビスに対する民間活力の 導入促進	(市民や地域に期待する役割) 〇 乳幼児・学童期:家庭で、親子で生活習慣の基礎を身につけましょう。 〇 青年期:栄養・運動・休養の三要素をはじめとする健康的な生活習慣の定着をめざしましょう。 〇 壮年期:不安や悩みを抱えず、家族や仲間と健康づくりに取り組みましょう。	保険健康課
		4-1-2	国民健康保険の運 営	① 特定健診・特定保健指導の充実 ● 生活習慣病予備群の早期抽出と、生活習慣病のリスクに応じた保健指導の充実を図ります。 ● 島原市医師会と連携し、人工透析導入予防を目的に保健指導を行い、糖尿病性腎臓病重症化予防に取り組みます。 ② 医療費通知 ● 健康管理と保険制度に対する意識向上を目的に通知を行います。 ③ 後発医薬品の使用促進 ● 後発医薬品の使用促進 ● 後発医薬品(ジェネリック医薬品)に切り替えた場合の費用負担削減例の通知を行います。 ④ 重複頻回受診・重複服薬者対策 ● 医療費高観化の要因となっている頻回受診・重複受診・重複服薬の患者の適切な受診行動に向けて、対象者への訪問指導を行い、適切な受診と服薬を促します。 ⑤ 歯科健診 ● 歯科疾病の早期発見と早期治療を促します。		○ 中年期:健診・検診を受け、自分の健康状態を把握し、生活習慣を見直し、バランスの良い食事や適度な運動を心がけましょう。 ○ 高齢期:自分の体力や健康状態に合わせて地域活動に積極的に参加し、閉じこもりや要介護状態を防ぎましょう。	
4-2	安心して医療 を受けられる まち (医療)	4-2-1		 1 長崎県島原病院の小児科医の確保 ● 安定した小児科医療が継続されるよう島原病院の小児科医の確保に努めます。 2 小児の休日診療事業 ● 休日の診療所を島原病院内に設置し、当番医を長崎大学等から派遣して、診療を行います。 ③ 情報発信 ● 医療に関する情報をわかりやすく発信することに努めます。 	・ IT IN	〇 健康管理のためかかりつけ 医を持ちましょう。 〇 医療に関する情報を積極的 に入手し、医療に対する関心と 理解を深めましょう。	福祉課
		4-2-2	広域医療体制の確 保	● 地域の継続的かつ安定的な医療確保のため、長崎県島原病院の運営にかかる経費について長崎県と半島三市で負担します。			福祉課
4-3	身近な支え合い、助け合いのあるまち	4-3-1	地域福祉の推進	 ① 地域福祉意識の醸成 ● 地域における交流や人と人の絆を通じて、お互いに助け合い、支え合う、福祉意識の醸成を図ります。 ● 学校教育をはじめとする様々な学習機会を通じて、地域における様々な課題を共有し、市民が互いの立場を理解し、思いやりのある地域づくりに取り組みます。 ② 支え合いの地域づくり ● 地域での顔の見える関係づくり、多様な主体による声かけや訪問等による「見守り」を通じて、支え合いのある地域づくりに取り組みます。 ③ 必要な支援につなげる仕組みづくり ● 安心して福祉サービスを適切に利用できるよう情報の提供や相談体制を確保するとともに、必要な支援につなげる支援体制の構築に努めます。 		○ 一人ひとりができることから地域での支え合いに取り組みましょう。 ○ 困りごとがあるときは、ひとりで悩まずに相談しましょう。 ○ 民生委員児童委員やボランティア等の活動を理解し、地域	福祉課
	(地域福祉)	4-3-2	生活困窮者の自立 支援	● 様々な理由から生活が困難となっている市民の自立を支援する視点から、生活保護制度等に基づく支援とともに、関係機関との連携のもと、個々の状況に応じて、就労による経済的自立と生活支援を進め、自立を促進します。		<u>での支え合い</u> に協力しましょ う。	福祉課
		4-3-3	国民年金制度の運 営	 ① 国民年金制度の周知徹底 ● 国民年金制度の役割や制度について、広報紙等を活用し、わかりやすい形で引き続き周知・広報します。 ② 年金に対する身近な相談窓口の周知 ● 急増する年金相談に対し、市役所に開設している年金相談窓口の存在を、市のホームページや広報紙等を通じて市民へ周知します。 	・国保部門と保健医療福祉部門との連携強化 ・年金に関する常設機関 の誘致の検討	〇 国民年金等の制度の趣旨を 理解し、納付義務を果たしま しょう。	市民窓口サービス課

前期基本計画(案)抜粋版 「基本目標4 健康で自立と生きがいを支えるまちづくり」 【<mark>赤字</mark>:重点施策候補、青字:新規施策、下線:部会等で意見等があった部分】

	中項目		小項目	施策での取組み(各主体が取り組んでいくこと)	第6次計画から 削除した内容	協働による取組み (市民や地域に期待する役割)	担当所属
4–4	安心 して子育 てでき育 で子育 援)	● 親支援(親育ち)と子育ての仲間づくりを支援するための機会や講座等の充実を図ります。 ④ 産前産後ママサポーターの派遣 ● 出産前後の育児や家事にかかる負担を軽減し、子育て家庭を直接支援するため、出産前2か月の日から子どもが1歳を経過する日ま		・市立保育所等の民営化	○ 家庭では、保護者や家族が 協力し合い、受情を持って子育 てを行いましょう。 ○ 地域、事業所等、地域ぐる みで子育て家庭を支援しましょう。 ○ 子育ての不安は、ひとりで 抱えず家族や仲間、こども課や 関係機関に相談しましょう。 ○ 児童虐待に気付いたとき は、市や児童相談所に知らせま しょう。	こども課	
		4-4-2	要保護児童等への 対応	● 関係機関・団体との連携のもと、ひとり親家庭への支援の推進、児童虐待への対応、障害児施策の充実等、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。			こども課
		4-4-3	出会い・結婚への支援	 ① 地域に応じた、出逢いから家庭づくりの支援 ● 婚活イベントやセミナーの実施により、出逢いの機会を創出します。 ② ワーク・ライフ・バランスの啓発 ● 商工会議所、商工会と連携を図り、ワーク・ライフ・バランスの啓発に取り組みます。 			政策企画課
		4–5–1		① 老人クラブ活動支援 ● <u>老人クラブ活動に対する支援</u> や、高齢者の社会活動への参加を促すとともに、様々な世代と交流できるように社会活動を通して生きがいづくりを支援します。 ② スポーツ・レクリエーションの促進 ● 市長杯スポーツ大会(グラウンドゴルフ・ペタンク)の開催等、高齢者が無理なく参加できる仕組みづくり、高齢者のスポーツ大会への参加を促進します。 ③ 敬老事業助成事業 ● 高齢者に敬意を表し長寿を祝福するため、敬老事業に対する助成を行います。		○ 長年培った経験や知識、技術を活かし、地域活動等に積極的に参加しましょう。 ○ 自身の健康・体力を維持し、積極的に介護予防に取り組みましょう。	福祉課
	ハキハキトウ	4-5-2	認知症の理解と啓 発の促進	 ■ 認知症であっても自宅で生活が送れるよう、認知症の方と家族を見守りサポートができる地域づくりを目指し、認知症に対する理解と啓発を促進します。 ● 元気な高齢者への介護予防事業や地域活動等を通じて、認知症の原因とその予防、適切な介護のあり方等に関して、正しく理解できる方法で周知します。 		○ 地域ぐるみで高齢者等を見守っていきましょう。 ○ 悩みや生活での困りごとが あれば、身近な方や地域包括支	保険健康課福祉課
4–5	いきいき 過ご 動期 まち (高 祉)	4-5-3	地域包括ケアシス テムの構築	 ① 高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進 ● 高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう、緊急通報システム等、地域における生活支援体制の構築・推進を図るとともに、高齢者の暮らしの安全安心の確保と不安解消に努めます。 ② 高齢者等を地域全体で見守る体制の充実を図るため、新たな民間事業者との協定を進めます。 ● ひとり暮らしの高齢者等を対象に、平常時からの情報提供に同意した人の名簿を作成して、地域の支援者と情報を共有し、日常的な見守り活動等も行うなど、支え合いの輪を広げます。 ③ 在宅介護の支援 ● 在宅介護にかかるおむつ購入費の助成を行い、経済的不安の軽減に努めます。 ● 在宅で介護されている家族等の支援事業を推進し、介護負担の軽減を図ります。 ④ 在宅医療・介護連携の推進 ● 医療と介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、多職種協働による在宅医療と介護の連携を推進します。 ⑤ 権利擁護への取り組み ● 高齢者虐待防止対策に取り組むとともに、認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護するため、成年後見制度の活用等に努めます。 	・後期高齢者医療制度へ の対応	援センターに相談しましょう。	福祉課

前期基本計画(案)抜粋版 「基本目標4 健康で自立と生きがいを支えるまちづくり」 【<mark>赤字</mark>:重点施策候補、青字:新規施策、下線:部会等で意見等があった部分】

	中項目		小項目	施策での取組み (各主体が取り組んでいくこと)	第6次計画から 削除した内容	協働による取組み (市民や地域に期待する役割)	担当所属
4–6		4-6-1	障害者総合支援法 に対応した支援の 整備	① 障害福祉サービスの充実		○ 障害について理解を深め、 地域で支え合いましょう。 ○ 暮らしの中で困ったことが あったら、行政や相談事業者等 へ相談しましょう。 ○ イベントや行事を開催する 際は、障害のある人等、誰でも	
	自分ら目にせる活まな(障害書福祉)	4-6-2	社会参加及び共生 社会の実現	① 地域共生社会の実現 ● 地域共生社会の実現のため、障害者の社会参加を促すとともに、障害者への理解促進のため市民にあらゆる機会を捉え、正しい理解と知識の普及に努めます。 ② 就労の促進 ● ハローワーク等と連携した就労機会の確保や、障害者就労施設等からの物品調達の推進を図り、 <u>就労に関する理解の促進とサービスの充実</u> を図ります。 ③ 差別解消に向けた取り組みの推進 ● 「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、事業者や住民にも広く周知し、社会全体で障害に対する差別解消と合理的配慮に向けた取り組みが広く展開されるよう努めます。 ● サービス事業所や学校、医療機関をはじめ、警察や消防といった緊急時に対応しなければならない機関の職員などについても、適切な配慮が行われるよう、合理的配慮の必要性について理解の促進に努めます。		参加しやすいように心がけましょう。	福祉課
		4-6-3	療育体制・医療的 ケアの充実	● 障害の早期発見、早期対応をするために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携のもと、医療的ケア、療育を行うための児童発達支援センター等の充実を図るとともに、医療的ケア児受け入れ事業所の確保に取り組みます。			福祉課

前期基本計画(案)抜粋版 「基本目標5 将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり」 【赤字:重点施策候補、青字:新規施策、下線:部会等で意見等があった部分】

	中項目		小項目	施策での取組み(各主体が取り組んでいくこと)	第6次計画から 削除した内容	協働による取組み (市民や地域に期待する役割)	担当所属
		5-1-1	学力・指導力の向 上	● 「本市独自の学力調査」の実施や、「学習問題のデータベース」を活用することで、 <u>学力の定着状況の把握・分析と課題の改善</u> を図ります。 ● 「先進地視察」や「教育講演会」を実施し、教職員の指導力向上につなげます。	・字校教育父流沽動の推進 ・計画に沿った施設整備 の実施	〇 学校教育について理解し、 必要に応じて参加、協力しま しょう。	学校教育課
5–1	いきいきと学 び育つまち (学校教育・ 青少年健全育	5-1-2	豊かな人間性を育 む教育の推進	① 地域との連携	・余裕教室の活用推進	O 家庭では、子どもと学校の こと等について話しましょう。	学校教育課
	成)	5-1-3	未来を生き抜く資 質、能力の育成	① 国際化に対応した人材育成 ● 小・中学校における外国語教育の更なる充実のため、ALTを有効活用した授業や市独自のジオパークイングリッシュキャンプを実施します。 ② 情報教育の推進 ● 小学校プログラミング教育の教職員研修を充実させます。また、ケイタイ・インターネットの使い方等、情報モラル教育の充実を図ります。	・小中連携教育の推進・高等教育機関の誘致		学校教育課
		5-1-4	特別支援教育の充 実	● 障害等のある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を長期的に行うため、「学習支援員の増員」、「通級指導教室の設置」などの支援体制の充実を図ります。			学校教育課
5-2	心の豊かさ、ま が流を会教	5-2-1	育の充実(島原市	① <u>青少年の体験活動の充実</u> ● 集団生活、集団行動を通して、礼儀や感謝の気持ち、子どものコミュニケーション能力や生活力を身につけさせるための「通学合宿」、「ジュニアリーダー研修会」を行います。 ② 家庭教育の充実 ● 「しまばら家庭教育三三七拍子」や「ながさきファミリープログラム」の活用を通して、親・家庭・地域の役割を再認識させ、家庭や地域の教育力向上を図ります。 ③ 学校と地域社会の連携 ● 放課後や長期休業中における子どもが安全で安心して過ごせる居場所を地域住民の活用を通して確保する「放課後子ども学習室」や「スクールキッズ」の充実を図ります。 ④ 各種団体の支援 ● 婦人会、青年団、青少年健全育成協議会など地域の各種団体の自主運営を支援し、各団体の活性化と団体相互の連携・協力体制の整備に取り組みます。	・生涯学習交流の推進 ・公民館講座内容の充実 ・各種生涯学習講座の参 加者公募の推進 ・出前講座の利用促進 ・公立図書館の利便性向 上	○ 子どもは、親の生き方や言動にふれながら、多くのことを 学びます。 「学ぶ親」を目指しましょう。 ○ 子どもは地域の宝であり未来です。 大人みんなが子どもたちに声をかけ、見守り、育てましょう。	社会教育課
5-2	育·家庭教育)	5-2-2	芸術文化活動の振 興	① 文化団体の自主運営支援・自主文化事業の開催 市内の主な文化団体である島原文化連盟、有明文化協会、さらに音楽団体の島原市音楽連盟の自主運営を支援します。 市民の二一ズを反映した公演等を実施するとともに、多くの市民に質の高い芸術文化に触れることができる機会を提供します。 芸術文化イベントの開催 島原文化連盟、有明文化協会との共催で、広く市民から美術作品を公募し、市民の鑑賞と情操豊かな心を養うために、島原市美術展覧会を開催します。 島原市音楽連盟、島原市中学校教育研究会音楽部会、島原市邦楽振興会との共催で、市民や青少年が音楽に親しむ機会を提供するため、島原市百楽連盟、島原市中学校教育研究会音楽部会、島原市邦楽振興会との共催で、市民や青少年が音楽に親しむ機会を提供するため、島原市民音楽祭を開催します。 市民文化講座の開催 市民の知識と教養の向上のため、島原文化連盟との共催で政治・経済・文化等の各方面にわたる著名な講師を市内外から招へいし、講演会を行います。		めましょう。	社会教育課

前期基本計画(案)抜粋版 「基本目標5 将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり」 【赤字:重点施策候補、青字:新規施策、下線:部会等で意見等があった部分】

第5回島原市市勢振興計画審議会資料

	中項目		小項目	施策での取組み (各主体が取り組んでいくこと)	第6次計画から 削除した内容	協働による取組み (市民や地域に期待する役割)	担当所属
		5-3-1	ジュニアスポーツ の推進	① 夢の教室 ● 有名なスポーツ選手が直接学校を訪問し、児童と夢を持つことの大切さや、夢に向かって努力することの大切さなどを語り合うことで子どもの心豊かで健全な育成の充実を図ります。 ② 小中学生派遣事業 ● 平成27年(2015) に締結した学校法人日本体育大学との「体育・スポーツ振興に関する協定」の一環として小・中学生を日本体育大学に派遣し、トップレベルの指導者や選手から講義や実技指導を受けることにより、児童生徒の意識高揚や更なるスポーツ振興、競技力向上を図ります。 ③ 活動に対する経済的負担の軽減 ● 経済的な負担を軽減することでより多くの子どもたちにより高いレベルの競技力を身につけてもらうことを目的に、県内外で開催される上位大会(全国・西日本・九州)に出場する市民に派遣費を補助します。 ● 児童生徒が、部活動やスポーツ活動にかかる経済的な負担によって、活動の継続が困難になることがないよう、支援のあり方について検討を進めます。		○ スポーツを通して市内外の人と交流しましょう。 ○ スポーツを観て、支えて、学んで、ライフステージに応じたスポーツを楽みましょう。 ○ スポーツ施設を安全に、大切に使いましょう。 ○ しまばら体操を日常的に実施しましょう。	スポーツ課
	スポーツでつ ながりをつく るま育) 体育)	5-3-2	スポーツ交流(① 市民親睦各種大会の開催 ● 市民及び市内就労者を対象とした島原市民親睦各種大会を開催し、市民や市内就労者の交流の機会を提供します。 ● 開催にあたっては、市広報誌や市ホームページなどを活用し、多くの方が参加できるよう努めます。 ② スポーツ施設の整備・充実 ● 現有施設の有効活用を基本としながら、市民の利便性・利用時の安全性を考慮し、緊急度の高い施設から計画的に改修します。 ● 平成町多目的広場の芝や人工芝グラウンド、陸上競技場の公認維持やフィールド内の芝の維持管理を行い、大会等の誘致に結びつけます。			スポーツ課
5-3		5-3-3	キャンプ・スポー ツ大会等の誘致	① キャンプ・スポーツ大会等の誘致 ● トップレベルの各種スポーツチームのキャンプ誘致やスポーツ合宿等の誘致のほか、民間企業や各種スポーツ団体等への積極的な誘致活動を通じて、県大会・九州・全国規模の大会等の開催を目指します。 ② スポーツを通じた交流・競技意識の向上 ● キャンプ・合宿・スポーツ大会等誘致、開催と併せて、トップアスリートによる各種スポーツ教室を開催し、市民とのスポーツを通じた交流を積極的に進め、競技に対する意識の向上や地域の競技力アップに努めます。 ● cスポーツなど、新たな競技や大会等の誘致のあり方について、検討を進めます。			スポーツ課 しまばら観 光おもてな し課
		5-3-4	生涯スポーツ	① クラブアドバイザーによる講演 ● 多世代、多種目、多志向をコンセプトとした総合型地域スポーツクラブについて、アドバイザーによる講演を継続的に実施することにより、クラブに関する情報や魅力を発信し、クラブに対する理解、認知度をさらに深め、設立へつなげます。 ② 市民総参加型スポーツ大会の推進・支援 ● 島原市民体育祭において各種競技大会の実施支援及び大運動会においては、定期的な種目のリニューアルや付属イベントの設置等、より多くの市民が参加してもらえるような思考や工夫を内容に盛り込み、内容の充実を図ります。 ③ スポーツ指導者講習会の開催 ● 平成27年度(2015)に学校法人日本体育大学と締結した「体育・スポーツ振興に関する協定」を活用し、大学に所属するトップレベルの指導者や職員の派遣、本市のスポーツ指導者への講習会を実施することで指導者の資質向上を目指します。 ④ しまばら体操の普及 ● 市民の健康の保持、増進や介護予防のため、平成28年(2016)に創作した「しまばら体操」を様々な機会を通じて実践してもらえるよう働きかけるなど、体操を日常的なものとして普及に努めます。			スポーツ課

前期基本計画(案)抜粋版 「基本目標5 将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり」

第5回島原市市勢振興計画審議会資料

【赤字:重点施策候補、青字:新規施策、下線:部会等で意見等があった部分】

第6次計画から 協働による取組み 中項目 小項目 担当所属 施策での取組み (各主体が取り組んでいくこと) 削除した内容 (市民や地域に期待する役割) 島原城跡保存活用計画の策定と計画の実施 〇 地域の歴史や文化を未来へ ● 島原城跡保存活用計画を策定し、島原城の適切な保存管理を行います。 つなぐため、市民の共有財産で ② 文化財の保護・維持管理 ある文化財を大切に保存・継承 ● 市内の有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群、埋蔵文化財などの形態や「指定」「登録」の有無に関わ しましょう。 らず、市民の共有財産である文化財を保護します。 ● 個人所有者の指定文化財については、日常管理等への支援を行い、定期的な確認による保護を図り、講座や展示で活用・公開を行 〇 文化財保護のための技術や います。 知識を身に付けましょう。 ふるさと島原 ● 民俗芸能団体の自主性を尊重しながら、伝統文化の継承活動、後継者育成を支援します。 5-4-1 文化財の保護・活 を継承するま ③ 文化財の調査・保存・公開 ・旧島原藩薬園跡の整備 〇 地域行事等への参加を通じ 社会教育課 ち(歴史文 ● 建設工事等の開発行為により貴重な文化財が失われることがないよう、事業者等に対して歴史的建造物の価値や保護制度の周知を 活用 て、伝統文化の保存・継承に取 化) 図ります。 り組みましょう。 ● 「肥前島原松平文庫」の整理については、これまでの保存活動を継続しながら、未整理資料の調査、目録を整備し、より利用しや すい環境づくりを進めます。 ● 埋蔵文化財については、必要に応じて発掘調査、記録保存を行い、発掘調査の成果等を資料館等への展示により、わかりやすく市 民に公開します。 ④文化財保護を担う人材の育成 ● 市民が文化財保護の意識を持ち、自らの手で文化財の保護に携わることができるような仕組みづくりを行うほか、誰にでもわかり やすく文化財について案内ができる人材の育成に努めます。

前期基本計画(案)抜粋版 「基本目標6 持続可能なまちづくりを支える市政運営」 【赤字:重点施策候補、青字:新規施策、下線:部会等で意見等があった部分】

	中項目		小項目	施策での取組み(各主体が取り組んでいくこと)	第6次計画から 削除した内容	協働による取組み (市民や地域に期待する役割)	担当所属
6–1	お支とす民権 い合もま働 い合もま働 の民動市	6-1-1	地域コミュニ ティ・町内会・自 治会活動の促進	① 新たなコミュニティ組織の設立 ● 町内会・自治会連合会や地区町内会・自治会連絡協議会等、幅広い世代を通じて連携し、新たな地域コミュニティ組織の設立に向けて、立ち上げ協議の場のコーディネート、先進事例の紹介、情報提供を行います。 ● 市民協働を推進するための体制の確立や仕組みづくりを進めるため、まちづくり計画(仮)策定に向けたワークショップを開催し、計画策定を支援するとともに、人・場所・財政の視点から計画に基づく活動を支援します。 ② 町内会・自治会への加入促進 ● 5月を町内会・自治会強化月間として位置づけ、町内会・自治会連合会と共同で加入促進活動を行います。 ● 市広報紙をはじめ、FMしまばらやケーブルテレビでの加入促進放送の実施やそのほか各種啓発を行います。	・自治公民館の整備支援	○ 地域運営組織を設立し、 「自分たちで決めて、自分たちで担う」自治を目指しましょう。 ○ 人権侵害をしない、させない社会づくりを進めましょう。	政策企画課 秘書人事課
		0 1 2	男女共同参画の推 進	① 男女共同参画意識の啓発 ● イベント、研修会等において、家庭、学校、地域における男女平等観に立った啓発を行います。 ● 女性の各種審議会等への積極的な参画を進めるなど、様々な分野における女性の参画を推進します。 ● 子育てや六茂支援の充実を図るなど、職場や家庭等において仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します。 ② 権利擁護 ● ドメスティック・バイオレンスやハラスメント等の防止策を推進し、男女の人権を守り、個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを推進します。		○ 企業や団体は、男女の雇用機会均等やハラスメントの防止などに対処し、男女共同参画や人権尊重を意識した行動に努めましょう。 ○ 戦争体験を風化させることなく平和の大切さを次世代に引	政策企画課
		6-1-3	人権・平和活動の 推進	① 人権学習への市民参加の推進 ● 人権問題をより身近なものとして接しやすくなるよう、公民館講座の内容を市民の生活に密着した内容に見直すなど、人権教育、人権啓発を推進します。 ● 広報誌、パンプレット等による人権意識の啓発のほか、ホームページ等を活用した啓発を行います。 ② 人権教育推進体制の確立 ● 島原市人権教育・啓発基本指針に基づき、課題の解決に向けた実践的な態度が培われるような人権教育推進体制を整えます。 ③ 平和教育の推進 ● 島原市非核平和都市宣言の趣旨を広く市民に啓発するために、各種平和事業の施策を継続的に展開していくとともに、幅広い世代に対して学習機会を設け、平和の大切さを次世代へ受け継ぎます。 ● 原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学ぶため、学校教育における平和学習を推進します。また、国際的な視野を持って平和を考えるために、海外の紛争についても学ぶ機会を設けるよう努めます。		き継いでいきましょう。 〇 他国の人々との交流を通じて様々な文化を学び、尊重する意識を持ちましょう。	学校教育課 社会教育課
		6-1-4	国際交流・多文化 共生	① <u>訪日外国人観光客の受入体制の整備</u> ● 島原市を訪れる外国人の受入体制を強化するため、外国語表記の案内板・誘導板等を配置し、観光客が安心して観光が楽しめるおもてなし体制の整備に努めます。 ② 在住外国人への環境整備 ● 外国人が日常生活に不安を覚えない暮らしやすい環境づくりのため、外国人にわかりやすい案内表示等を整備するなど、生活情報や制度の周知を図り、 <u>外国人との共生社会の実現</u> に向けた環境整備を進めます。			政策企画課
		6-2-1	[行財 以以 中	① 行政改革の推進 ● 多様化する市民ニーズに応えていくため、「第五次行政改革大綱」に基づき、簡素で効率的な行政システムを確立、行政サービスの質の向上をはじめとする行政改革に取り組みます。 ② 実施計画の実行 ● 社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、実施計画に基づき、行政運営全般にわたる総点検を行い、行政改革実施計画の着実に実行します。		○ 市の財政状況や行政運営に ついて関心を持ちましょう。	政策企画課
		6-2-2	行政評価委員会の 効果的な実施	● 行政評価委員会で出された意見(委員会の意見を反映した対象事業の選定、事業の俯瞰的な位置づけを踏まえて議論する進め方等)を取り入れながら評価方法を改善し、効果的な運営を図っていきます。			政策企画課
6-2	信頼ある行財 政運営を推進	6-2-3	拍正官理有制度の	● 指定管理者制度未導入の施設について、サービス向上及び採算性等を踏まえ、指定管理者制度導入について検討を行います。● 既に導入済みの施設については、利用者への更なるサービス向上につながるよう、指定管理者と所管課で連携しながら、管理運営の効果について検証し、サービス水準の維持・向上等、公共施設の適正な運営に努めます。			政策企画課
0.2	するまち(行 財政運営)	6-2-4	職員提案制度の充 実	● 職員提案制度について随時検討しながら充実させ、効果的な制度運用を図ります。			政策企画課

前期基本計画(案)抜粋版 「基本目標6 持続可能なまちづくりを支える市政運営」 【赤字:重点施策候補、青字:新規施策、下線:部会等で意見等があった部分】

第5回島原市市勢振興計画審議会資料

中項目 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		施策での取組み(各主体が取り組んでいくこと)	第6次計画から 削除した内容	協働による取組み (市民や地域に期待する役割)	担当所属		
		6-2-5	効率的な財政運営	① 行財政運営の効率化			総務課 契約管財課
6-3	島原半島の発 医 (広域間連携) ・地域でで ・地域で ・地域で ・地域で ・地域で ・地域で ・地域で ・地域	6-3-1	広域連携の推進	① 広域行政による行政サービスの効率化	・兄弟姉妹都市交流の推進 ・定住自立圏構想の推進	う。 広域での観光連携に向けて開催されるイベント等に積極的	政策企画課
	i di maranta	6-3-2	広域観光ルートの 設定、PR活動	 関係自治体の観光資源はもとより、歴史や自然等の地域資源を活かした観光周遊ルートの設定を図るため、九州観光推進機構や長崎県観光連盟、島原半島観光連盟などとの広域連携に取り組みます。 他自治体のイベント等へ参加し、本市の観光資源である湧水や城下町などの魅力を発信するとともに、海上ルートのPR活動を行い交流人口の拡大を図ります。 		に参加しましょう。	しまばら観 光おもてな し課

基本目標1 自然と歴史、都市の魅力が調和したまち

施策1-1 自然と歴史、都市機能が調和するまち(都市基盤・景観)

北 福 力	244 /-L	基準値	目標値	
指標名	単位	令和元年	令和6年	
地籍調査進捗率	%	49. 7	51.9	
島原城への登閣者数	人/年	(H29) 130, 974	135, 000	
商店街歩行者等通行量	人/9 h	(H29) 4,733	4, 733	
観光入込客数	千人	1, 382	1, 412	
無電柱化延長	m	0	540	
汚水処理人口普及率	%	(H30) 45.6	54. 5	

施策1-2 地域や暮らしをつなぐまち(道路・公共交通・情報通信)

- c4 mit 741	324 /L	基準値	目標値	
指標名	単位	令和元年	令和6年	
都市計画道路整備率	%	83. 1	85.8	
市道改良率	%	52. 9	53. 5	

施策1-3 豊かな水を守り、活かすまち(水道・水資源)

465 Am 27	334 LL	基準値	目標値
指標名	単位	令和元年	令和6年
硝酸性窒素等の濃度の環境基準値超過率	%	(H29) 41.2	50.0以下
松崎、出口、久原、舞人堂4配水池希釈率	%	(H30) 65.0	90. 0
上の原浄水場・安中配水池耐震化事業進捗率	%	(H30) 22.0	100.0
有収率	%	(H30) 77.2	80. 5

基本目標2 安全安心で住みよいまちづくり

施策2-1 快適に住まうまち(住環境・定住促進)

Alex Amm de	324 /L	基準値	目標値
指標名	単位	令和元年	令和6年
社会増減	人	△200	0
移住者数	人	50	100
空き家バンク新規登録数	件	10	10
特定家屋と思われる危険度判定C及びDランク	戸	71	61
市営住宅管理戸数	戸	961	887

施策2-2 環境にやさしく暮らすまち(循環型社会・環境保全)

	334 /L	基準値	目標値	
指標名	単位	令和元年	令和6年	
年間ごみ排出量	トン	19, 279	18, 334	
ごみの資源化率(資源ごみ/全ごみ)	%	20.71	25. 80	
市有林の間伐面積(平成19年度以降累計)	ha	60	95	

施策2-3 いざというときに備えるまち(消防・救急体制・防災)

H5 1mm 27	334 /L	基準値	目標値
指標名	単位	令和元年	令和6年
浸水被害戸数	戸		0
避難行動要支援者計画の作成	地区		検討中

施策2-4 地域の安全を守るまち(防犯・交通安全)

北福		基準値	目標値	
指標名	単位	令和元年	令和6年	
交通死亡事故件数	人	0	0	
特殊詐欺被害件数	件	1	0	
地域パトロール員数	人	9	12	
刑法犯認知件数	件	138	115	

基本目標3 賑わいと活力を興すまちづくり

施策3-1 自然の恵みを供給するまち(農畜産業)

44 mi 44	324 /L	基準値	目標値
指標名	単位	令和元年	令和6年
新規就農者数	人/年	15	15
UI ターン農業受入者数	人/年	0	1
畑の整備率	%	19. 4	26. 1
農地集積率	%	62. 2	77. 2
大根の生産量	トン	32, 000	40, 534
人参の生産量	トン	18, 370	19,000
所得規模が 600 万円以上の経営体数	経営体	240	290
畜産の主要品目の産出額(肉用牛・乳用牛・豚・採卵鶏)	億円	72. 2	75.9

施策3-2 水産資源を守り育てるまち(水産業)

14、1種(2)	324 AL	基準値	目標値
指標名	単位	令和元年	令和6年
漁獲量	トン	795	1,000
新たな養殖技術の開発 (藻類除く)	件	2	4
漁業者の確保・育成	経営体	222	160
水産業新規就業者数	人	2	2

施策3-3 暮らしを支える商工業のまち(商工業)

t	単位	基準値	目標値
指標名		令和元年	令和6年
特産品認定制度の認定商品数	商品	112	137
百貨店等常備品商品数(累計)	商品	90	115
島原市中小企業振興資金の融資実行件数(累計)	件	12	87
卸売業・小売業の年間商品販売額	百万円	101, 030	101, 030
製造品出荷額	百万円	30, 362	31, 907

施策3-4 訪れてみたい、魅力のあるまち(観光業)

指標名	単 位	基準値 令和元年	目標値 令和6年
観光入込客数	千人	1, 382	1, 412
宿泊客数(延べ宿泊)	千人	224	235
鉄道による観光入込客数	千人	11	13

465 Am 27	334 /L	基準値	目標値
指標名	単位	令和元年	令和6年
バスによる観光入込客数	千人	11	13
航路による観光入込客数	千人	1, 092	1, 121

施策3-5 新たな活力を育むまち(雇用)

t: 博 夕	34 TT	基準値	目標値
指標名	単位	令和元年	令和6年
中小企業大学校の受講者数	人	2	5
資格取得者数 (累計)	人	37	187
シルバー人材センターの会員数	人	293	303
高校新卒者の市内就職者の割合	%	27	30
新規創業件数 (累計)	件	35	60
事業承継数 (累計)	件	47	72

基本目標4 健康で自立と生きがいを支えるまちづくり

施策4-1 生涯を通じて健康に暮らすまち(健康づくり・国民健康保険制度)

指 標 名	74 /T	基準値	目標値
指 僚 石	単位	令和元年	令和6年
いきいき健康ポイント事業	人	860	910
健康づくり推進員	人	70	75
健康教室(生活習慣病予防教室・運動教室・栄養教室)	人	310	360
3 歳児健診受診率	%	100	100
がん検診受診率	%	50	50
転倒予防体操サークル	所	18	19
認知症予防サークル	所	1	2
特定健診受診率	%	50	60
特定保健指導実施率	%	65	65
ジェネリック(後発)医薬品の使用割合(数量)	%	78	80
歯科健診受診者数	人	70	100

施策4-2 安心して医療を受けられるまち(医療)

指標名	334 LL	基準値	目標値
	単位	令和元年	令和6年
長崎県島原病院の小児科医師数	人	2	2
小児の休日診療実施回数	回	52	52

施策4-3 身近な支え合い、助け合いのあるまち(地域福祉・社会保障制度)

#5. Im. 62	324 F.L.	基準値	目標値	
指標名	単位	令和元年	令和6年	
島原市あんしん支え合い活動新規登録者数	人	150	150	

施策4-4 安心して子育てできるまち(子育て支援)

to 博 夕	14 /L	基準値		目標値
指標名	単位	令和元	年	令和6年
休日保育事業の実施箇所数	か所		5	7
病児・病後児保育事業の実施箇所数	か所		4	6
放課後児童クラブの設置数	か所		12	15
乳児家庭全戸訪問事業による訪問率	%	(H30)	95. 0	100.0
出生数	人	(H30)	328	350
出生率	%	(H29)	1.93	2. 1
「ながさき結婚、子育て応援宣言」参加企業累計数 (ワーク・ライフ・バランス)	件	_		25

施策4-5 いきいきと高齢期を過ごせるまち(高齢福祉)

10. 12. h	単位	基準値	目標値
指標名		令和元年	令和6年
老人クラブ新規会員数	人	250	250
スポーツ大会の参加者数	人	250	300
緊急通報システム新規設置者数	人	30	30
島原市あんしん支え合い活動新規登録者数	人	150	150

施策4-6 自分らしい生活を目指せるまち(障害福祉)

指 標 名	単位	基準値	目標値
		令和元年	令和6年
地域生活支援拠点	か所		1
児童発達支援センター	か所		1

基本目標5 将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり

施策5-1 いきいきと学び育つまち(学校教育・青少年健全育成)

北 	334 LL	基準値	目標値
指標名	単位	令和元年	令和6年
ALTの人数	人	7	7
全国学力・学習調査	点	全国比±1	全国比±1

施策5-2 心の豊かさ、交流を生むまち(社会教育、家庭教育)

指標名		基準値	目標値				
		令和元年	令和6年				
家庭教育学級の講座数	口	40	50				
ながさきファミリープログラムの活用	口	10	20				
放課後子ども学習室の延べ参加者数	人	30, 000	34, 000				
スクールキッズの延べ参加者数	人	650	750				

施策5-3 スポーツでつながりをつくるまちづくり(社会体育)

tts time to	224 /L	基準値	目標値				
指標名	単位	令和元年	令和6年				
夢の教室実施学級数(小学5年、中学2年)		12	25				
小中学生派遣事業	人	15	15				
ジュニアスポーツ講習会	学級	0	10				
市民親睦各種大会の参加者数	人	1, 120	1, 220				
総合型地域スポーツクラブ設置数	団体	1	3				
島原市民体育祭 各種競技会		2,000	2, 500				
島原市民体育祭 大運動会 (観覧者含む)	人	5, 000	5, 500				
スポーツ指導者講習会	人	150	200				
しまばら体操実施イベント数	回	15	30				
新規キャンプ・大会等の獲得	口	2	2				
キャンプ・大会等参加人数	人	7,000	7, 500				

施策5-4 ふるさと島原を継承するまち (歴史文化)

指 標 名	単 位	基準値 令和元年	目標値			
指定文化財の数 (国・県・市指定の合計)	件	94	97			
国登録文化財の数	件	37	40			

基本目標6 持続可能なまちづくりを支える市政運営

施策6-1 お互いに認め支え合い市民とともに行動するまち(市民協働・人権)

指標名		基準値	目標値			
各地区公民館での人権教育の講座数	□	节和元年	令和 6 年 14			
町内会・自治会加入率	%	67. 5	70. 0			

施策6-2 信頼ある行財政運営を推進するまち(行財政運営)

指標名		基準値	目標値			
		令和元年	令和6年			
経常収支比率	%	(H30 決算)90.9	計画策定時の数値より も低くする			
実質公債費比率	%	(H30 決算)4.0	計画策定時の水準を維 持する			
自主財源比率	%	(H30 決算)31.5	計画策定時の数値より も高くする			

施策6-3 島原半島の発展を担うまち

指標名	224 AL	基準値	目標値			
	単位	令和元年	令和6年			
航路による観光入込客数		1,092	1, 121			

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 2030年に同せて 世界を含むして 日本年の日本でする

〈 施策体系 〉

〈 市勢振興計画における SDGs の考え方 17 の目標と施策の関係 〉

心士伤	基本目標	主要施策	1 対図を なくそう	2 新蘇を ゼロに 〈〈〈〈	3 fべての人に 世界と掲出を	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイルを世界中に	7 TANF-EARSK	8 means mades	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 Aや国の不平等 をなくそう	11 tankirana	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを サスカラ	15 #0@bross	16 平和と公正を すべての人に	17 #->>>7C
将来像			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
		 1-1 自然と歴史、都市機能が調和するまち(都市基盤・景観)	貧困	飢餓	健康・福祉	教育	ジェンダー	水・衛生	エイル十一	成長・雇用	1/\ - \/3/	不平等	都市	生産・消貨	気候変動	一 海洋資源	MEL 資源	平和"公止	ハートナーンツノ
	基本目標 1: 自然と歴史、都市の魅力が 調和したまちづくり	1-2 地域や暮らしをつなぐまち(公共交通・情報通信)							0		0		0						
		1-3 豊かな水を守り、活かすまち(水道・水資源)						0					0						
		2-1 快適に住まうまち(住環境・定住促進)						0					0						
未来	基本目標2:	2-2 環境にやさしく暮らすまち (循環型社会・環境保全)							0		0		0		0	0	0		0
へつ	安全安心で住みよいまちづくり	2-3 いざというときに備えるまち (消防・救急体制・防災)											0		0				0
なぐ		2-4 地域の安全を守るまち (防犯・交通安全)			0								0					0	
なぐ島原ら		3-1 自然の恵みを供給するまち(農畜産業)		0						0	0						0		
らしさ		3-2 水産資源を守り育てるまち(水産業)						0		0	0					0			1
	基本目標3: 賑わいと活力を興すまちづくり	3-3 暮らしを支える商工業のまち (商工業)								0	0			0					
暮ら-		3-4 訪れてみたい、魅力のあるまち(観光業)								0	0		0	0					0
し 続 け た		3-5 新たな活力を育むまち(雇用対策・新産業の育成)	0							0	0								0
けたい		4-1 生涯を通じて健康に暮らすまち(健康づくり・保健活動)			0														
`		4-2 安心して医療を受けられるまち(医療)			0														
訪 れ て	基本目標4: 健康で自立と生きがいを支える	4-3 身近な支え合い、助け合いのあるまち(地域福祉)	0		0							0							
み	まちづくり	4-4 安心して子育てできるまち(子育て支援)	0		0		0					0							
たい、		4-5 いきいきと高齢期を過ごせるまち(高齢福祉)			0							0							
魅力		4-6 自分らしい生活を目指せるまち (障害福祉)			0							0							
魅力あふれるまち』		5-1 いきいきと学び育つまち(学校教育)				0													0
れ る	基本目標 5 : 将来を担う人材と豊かな心を	5-2 心の豊かさ、交流を生むまち(社会教育・家庭教育)				0													
ま ち	将来を担う人材と豊かな心を 育むまちづくり	5-3 スポーツでつながりをつくるまち (社会体育)				0													0
		5-4 ふるさと島原を継承するまち (歴史文化)				0													0
	基本目標6:	6-1 お互いに認め支え合い市民とともに行動するまち(市民協働・人権)				0	0				0	0						0	0
	歴年日標6: 持続可能なまちづくりを支える 市政運営	6-2 信頼ある行財政運営を推進するまち(行財政運営)									0								0
		6-3 島原半島の発展を担うまち(広域行政・地域間連携)									0								0

資料:資料編項目(案)

資料編

- 1 策定経過
- 2 島原市市勢振興計画審議会
 - (1) 島原市市勢振興計画審議会条例
 - (2)諮問・答申
 - (3) 島原市市勢振興計画審議会委員名簿
- 3 アンケート調査
 - (1) 実施概要
 - (2)集計結果概要
- 4 まちづくり座談会
 - (1) 実施概要
 - (2) 開催結果 (座談会意見概要)
 - ① 子育て世代
 - ② 高 校 生
 - ③ 地区代表者
 - 4 移 住 者
- 5 前期基本計画指標一覧
- 6 SDG'sに対応した施策体系
- 7 用語解説

平成25年5月24日告示第44号

(目的)

第1条 この要綱は、島原市パブリックコメント(市民の声)手続(以下「パブリックコメント手続」という。)に関し必要な事項を定めることにより、市民等の市政への参画の機会を拡充するとともに、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民等と行政の協働による市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) パブリックコメント手続 本市の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の趣旨、目 的、内容等を広く公表し、公表したものに対する市民等から提出された意見等を考慮して意思 決定を行うとともに、当該意見等に対する本市の考え方を公表する一連の手続きをいう。
 - (2) 実施機関 市長、水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会 及び固定資産評価審査委員会をいう。
 - (3) 市民等
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者
 - オ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

- **第3条** 実施機関は、次に掲げる事項(以下「計画等」という。)を実施する場合は、パブリック コメント手続を実施するものとする。
 - (1) 市の基本的な政策に関する計画、指針等の策定又は改定
 - (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃
 - (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭の賦課又は徴収に関するものを除く。) の制定又は改廃
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めたもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手

続を実施しないことができるものとする。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微な変更と認められるもの
- (2) 市民の意見を徴収する手続きが法令等で定められているもの
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの
- (4) 実施機関に裁量の余地がないと認められるもの

(公表の実施)

- **第5条** 実施機関は、計画等の策定等をしようとするときは、あらかじめ、その案を公表し、市民 等の意見を求めるものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表する場合において、当該計画等の趣旨及び内容を理解する上で必要な資料も併せて公表するよう努めるものとする。

(公表の方法)

- 第6条 前条第1項の規定による公表は、公表しようとする計画等の案及び同条第2項に掲げる資料(以下「計画案等」という。)を、市のホームページに掲載するとともに、実施機関が指定する場所に備え付けることにより行うものとする。
- 2 実施機関は、必要に応じて、広報しまばらへの掲載その他の方法により、市民等への周知を図 るよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、計画案等が大量であるときは、その内容の全てを知り得る方法を明示した上で、 当該計画案等の一部を省略して公表することができる。

(意見の提出)

- 第7条 実施機関は、計画案等を公表するときは、当該計画等の案に関する意見の提出期間及び提出方法を明示するものとする。
- 2 前項の提出期間を定めるに当たっては、市民等が計画等の案に対する意見を提出するために通 常必要とされる期間を考慮し、おおむね1カ月程度を目安とするものとする。ただし、やむを得 ない理由があるときは、1カ月を下回る期間を定めることができる。
- 3 第1項の意見の提出方法は、実施機関が指定する場所への書面による提出、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の方法で実施機関が定めるものとする。
- 4 意見等を提出しようとする市民等は、住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、所在地及 び名称)を明らかにしなければならない。この場合において、市内に住所を有しないときは、第 2条第3号イからオまでのいずれに該当するかを明示しなければならない。

(意見の処理)

- 第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、計画等の策定等に係る意思決定を行うものと する。
- 2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、提出された意見等又はその概要及びこれに対す る実施機関の考え方を公表するものとする。この場合において、当該計画等の案を修正したとき は、当該修正の内容及び理由を併せて公表するものとする。
- 3 提出された意見等に、島原市情報公開条例(平成16年島原市条例第7号)第6条各号に規定する非公開情報が含まれているときは、当該意見等の全部又は一部を公表しないことができる。
- 4 第6条第1項の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施 機関が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に立案の過程にある計画等で、市民等の意見を反映させる機会を確保させる手続きを経たものは、この要綱の規定は適用しない。

第7次島原市市勢振興計画

(案)

島原市 2019年11月

第1編 月	予 論	. 1
第1章	市勢振興計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 1
1 計	- 画策定の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 1
2 計	-画の位置づけと役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 2
3 計	-画の構成と計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 3
第2章	計画の基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 4
1 島	原市の現在の姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 4
2 時	代認識と本市に求められる取り組みの整理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 9
第2編 基	基 本 構 想	13
第1章	将来の島原市について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
1 目	指す将来像、基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第2章	基本目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	15
基本目	標1:自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
基本目	標2:安全安心で住みよいまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
基本目	標3:賑わいと活力を興すまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
基本目	標4:健康で自立と生きがいを支えるまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
基本目	標5:将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
基本目	標6:持続可能なまちづくりを支える市政運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第3章	人口指標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	18
第4章	施策体系 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	19
第3編 基	基本計画	20
序章 基	本計画の目的と計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
1 基	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	20
2 計	-画期間 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	20
基本目標	[1] 自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり	21
施策 1	- 1 自然と歴史、都市機能が調和するまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
施策 1	- 2 地域や暮らしをつなぐまち	25
施策 1	-3 豊かな水を守り、活かすまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29

基本目標2	安全安心で住みよいまちづくり32
施策 2 - 1	快適に住まうまち32
施策 2-2	環境にやさしく暮らすまち36
施策 2-3	いざというとき備えるまち38
施策 2-4	地域の安全を守るまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
基本目標3	賑わいと活力を興すまちづくり44
施策 3 - 1	自然の恵みを供給するまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
施策3-2	水産資源を守り育てるまち・・・・・・・・・・・・・・・・47
施策 3-3	暮らしを支える商工業のまち49
施策 3-4	訪れてみたい、魅力のあるまち ‥‥‥‥‥‥‥ 52
施策 3-5	新たな活力を育むまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
基本目標4	健康で自立と生きがいを支えるまちづくり ・・・・・・・・・58
施策 4 - 1	生涯を通じて健康に暮らすまち
施策 4-2	安心して医療を受けられるまち61
施策 4-3	身近な支え合い、助け合いのあるまち ‥‥‥‥‥‥‥ 63
施策 4-4	安心して子育てできるまち66
施策 4-5	いきいきと高齢期を過ごせるまち ‥‥‥‥‥‥ 69
施策 4-6	自分らしい生活を目指せるまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
基本目標 5	将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
施策 5 - 1	いきいきと学び育つまち75
施策 5-2	心の豊かさ、交流を生むまち77
施策 5-3	スポーツでつながりをつくるまちづくり80
施策 5-4	ふるさと島原を継承するまち84
基本目標6	持続可能なまちづくりを支える市政運営86
施策 6-1	お互いに認め支え合い市民とともに行動するまち86
施策 6-2	信頼ある行財政運営を推進するまち90
施策 6-3	島原半島の発展を担うまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94



第 1 編 序 論

第1章 市勢振興計画策定にあたって

1 計画策定の目的

私たちのまち島原市(以下「本市」とします。)では、昭和37年(1962)より「島原市市勢振興計画」を策定しており、平成22年(2010)3月には、平成31年度(2019)までを計画期間とする第6次島原市市勢振興計画を策定しています。

第6次島原市市勢振興計画では、平成2年(1990)の火山噴火災害からの復旧・復興、そして合併という歴史的な出来事の後に策定する最初の計画として、また、島原市と有明町それぞれで育まれてきた歴史と魅力を継承する計画として、「有明海にひらく湧水あふれる火山と歴史の田園都市 島原」を将来像に掲げ、「島原半島の中心都市づくり」「交通・情報ネットワークづくり」「安全安心な暮らしづくり」「特色ある産業づくり」「健康で誇り高く暮らせる『ひとづくり』重視の都市づくり」の5つを都市づくりビジョンとして定め、各分野の施策推進に努めてきました。

しかしながら、計画策定から 10 年が経過し、少子高齢化の進展、市民の意識・価値観の多様化、さらには地球規模での環境問題など、市内外を取り巻く社会経済情勢は著しく変化してきており、新たな発想で長期的な視野に立った制度や仕組みの再構築が求められています。

このようななかで、今後さらに厳しさを増すことが予想される本市の財政状況等も勘案し、 地域資源や魅力を生かし、持続可能なまちづくりを計画的に実現するために、「地方創生」に 取り組むとともに、これからの時代にふさわしい、誇りの持てるまちづくりを進めていくこと が必要です。

そこで、本市の目指す将来の姿とその実現のための政策をまとめ、更なる市勢発展に結びつけていくために、新たなまちづくりの指針とした第7次島原市市勢振興計画(以下「本計画」とします。)を策定するものです。

2 計画の位置づけと役割

島原市市勢振興計画は、本市を取り巻く様々な暮らしの課題を解決し、固有の魅力を高め、 今後の市政運営の中長期的な方向性を示す本市のまちづくりの最も基本となる最上位の計画 です。

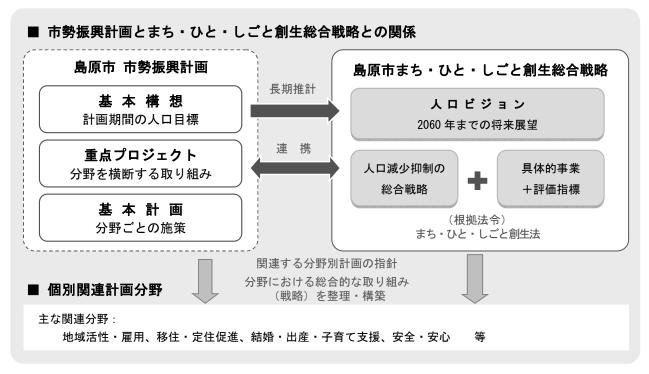
また、各分野における個別の計画や施策に方向性を与え、一体性を確保しながら、市の将来像の実現に向けて、多様な主体がまちづくりの方向とそれぞれの役割を理解し、市民の皆さん一人ひとりに寄り添い、共に取り組んでいくための指針となるものです。

一方で、市ではこれまでも多くの計画を策定しています。これらの計画は、保健福祉、環境、 生活基盤、行財政運営など、各分野における法制度の制定・改正や直面する課題などに対応す るために、市政運営上、必要に応じて策定してきたものです。

したがって、各分野で策定する個別計画は、本計画で示す将来像と目標を実現するために社会情勢や制度改正に的確に対応する、より具体的な施策・事業計画と位置づけます。

なお、地方創生に向けて推進を図る「島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「島原市人口ビジョン」については、「湧水」を島原市のブランドイメージに掲げ、「しごとをつくり、安心して働けるようにする」「新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る」の4分野を政策の基本的な柱として掲げ、本計画での取り組みと相互に連動した事業の推進を図ります。

図表 (参考) 市勢振興計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略との関係





3 計画の構成と計画期間

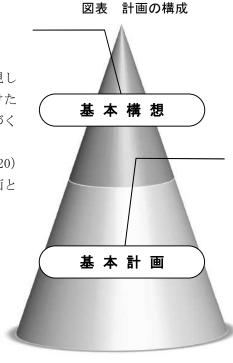
(1)計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」で構成されます。

『基本構想』~ まちづくりの柱~

基本構想は、本市が将来実現したい姿を描き、その実現に向けたまちづくりの柱(分野別まちづくり方針)を示します。

計画期間は、令和2年度(2020) を初年度とする10年間の計画と します。



『基本計画』 ~ 将来像を実現する 施策の取りまとめ ~

基本構想に定めた将来像、まちづくりの柱を具体化するために、各分野にわたり、施策の目標や主要施策等を体系的に示すものです。

計画は、前期及び後期基本計画からなり、本冊では前期計画(令和2年度(2020)からの5年間での取り組み)を示します。

(2)計画期間

基本構想及び基本計画の計画期間は以下のとおりです。

令和 2 9 10 11 年度 (2020)(2024)(2029)(2021)(2022)(2023)(2025)(2026)(2027)(2028)基本構想 前期基本計画 後期基本計画 基本計画

図表 計画の構成

※後期基本計画は、前期基本計画の検証や 社会情勢を踏まえたうえで策定します。

第2章 計画の基本的な視点

1 島原市の現在の姿

(1) 島原市の位置・地勢

本市は、長崎県の南東部にある島原半島の東部に位置し、市域の北西は雲仙市、南は南島原市と接しています。面積は82.97km²で、島原半島の約18%を占めています。

中央部の眉山(標高 818.7m)を中心として東側の有明海へ伸びる傾斜地となっており、 市域の北部から中央部にかけては、標高 1,483mの平成新山から有明海に向かって県下 でも有数の田園地帯と市街地が広がっています。

眉山や普賢岳に象徴されるような火山地形は、崩壊や噴火により被害をもたらした反面、海岸沿いの美しい景観や「水の都」と呼ばれるように豊富な湧水の恵みをもたらしており、風光明媚な都市景観を形成しています。

また、本市の位置する島原半島は、国立公園に初めて指定された雲仙天草国立公園に含まれ、日本初の世界ジオパークに認定されるなど豊かな自然に恵まれています。

(2)沿革

本市は、古くから島原半島の先駆的地域としての役割を担ってきました。

江戸時代には、松平7万石の城下町として半島の政治、経済、教育・文化の中枢的地位と役割を果たし、その間、寛永14年(1637)の島原の乱や、寛政4年(1792)の眉山の大崩壊(島原大変)など、全国的にも稀にみる歴史的な経験を経てきました。

この2つの大きな動乱と地変を経て明治維新を迎え、明治4年(1871)廃藩置県によって、旧城下町は島原村、島原町、島原湊となり、その後、大正13年(1924)に島原町となりました。

昭和 15 年 (1940) 4 月には長崎県下で 3 番目、全国で 153 番目に市制を施行し、昭和 30 年 (1955) には三会村、平成 18 年 (2006) 1 月 1 日には有明町と合併し、現在の島原市が誕生しました。

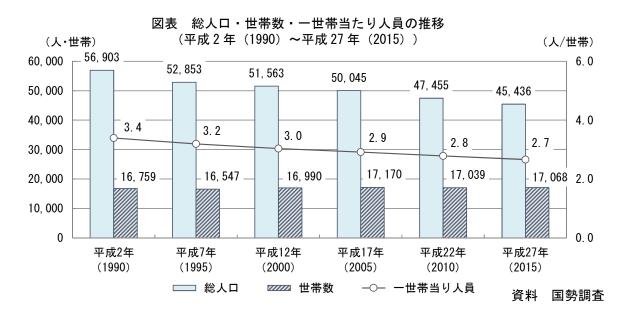
また、平成2年(1990)11月17日には、雲仙普賢岳が噴火し、平成3年(1991)6月3日に発生した噴火災害では、43名もの尊い人命が奪われるとともに、平成8年(1996)6月の終息宣言までの長きにわたり、多数の家屋や土地が被災するなど、苦難の時を歩みました。しかしながら、国県の線や全国から寄せられたお見舞いや義援金、市民をはじめ多くの方々の努力により復興を果たし、今日に至っています。



(3)人口・世帯(総数)の推移

国勢調査による本市の総人口は減少傾向にあり、平成27年(2015)では、45,436人、 平成17年(2005)からの10年間で、4,609人(年平均約461人)減少しています。

また、世帯数については平成22年(2010)に減少へ転じ、一世帯当たり人員は減少推移となっており、平成27年(2015)で17,068世帯、一世帯当たりの人員についても2.7人/世帯となっており、世帯規模は引き続き縮小しています。

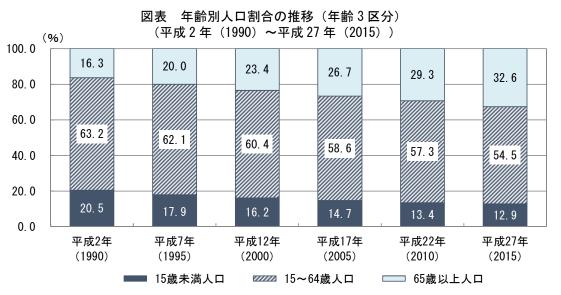


① 年齢別人口

国勢調査による年齢別(3区分構成比)の推移をみると、15歳未満人口と15~64歳人口は漸減する一方、65歳以上人口は増加しています。

平成2年(1990)以降、平成27年(2015)までの間に15歳未満人口は7.6ポイント、15~64歳人口は8.7ポイント減少しています。

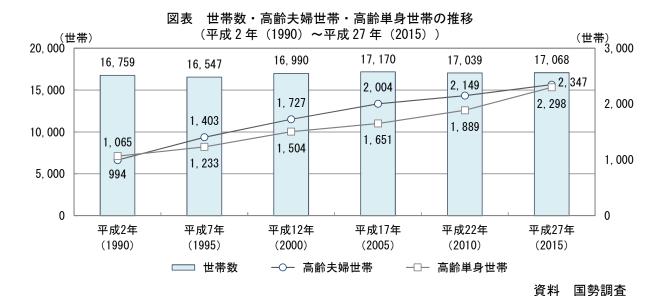
一方で、65歳以上人口は16.3ポイント増加しており、少子高齢化の進行がみられます。



資料 国勢調査

② 世帯状況

国勢調査による世帯状況の推移をみると、世帯数が横ばいな状況のなかで、高齢化の 進行とともに、高齢夫婦世帯及び高齢者単身世帯は増加傾向にあります。

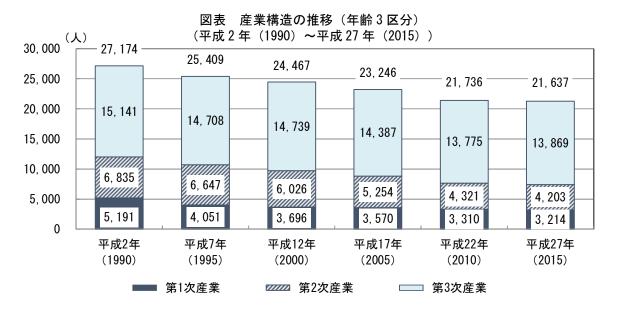


(4) 産業・地域経済

① 就業構造

国勢調査による就業者総数は、平成2年(1990)以降減少しており、平成27年(2015)の就業者数は21,637人となっています。

また、就業構造別にみると、市内産業は第3次産業就業者が多くを占めており、市内すべての産業で就業者は減少傾向となっています。

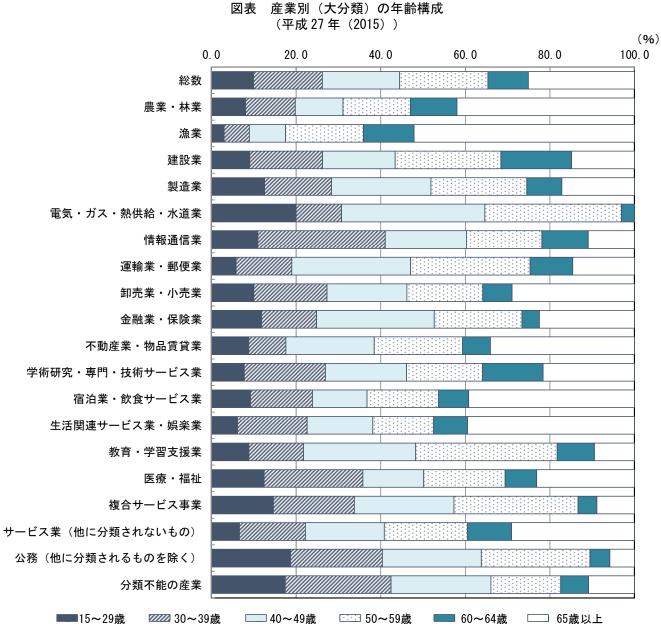


※ 就業者総数は、分類不能の産業を含めた合計となっています。

資料 国勢調査



平成 27 年 (2015) 国勢調査による産業大分類別の年齢構成をみると、すべての産業で 40 歳未満の占める割合が半数以下となっており、将来において担い手不足が懸念されます。

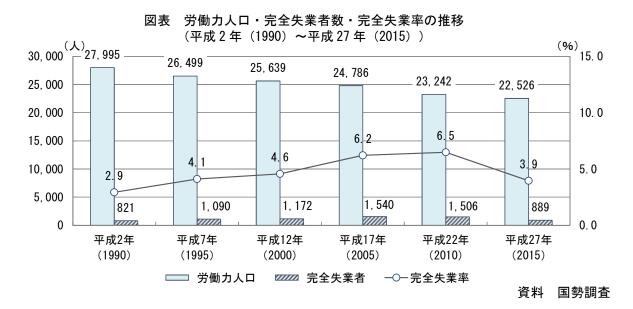


資料 国勢調査

② 労働力人口

国勢調査による労働力人口は、就業者数とともに減少傾向にあり、平成 27 年 (2015) は 22,526 人となっています。

また、完全失業者数(率)は、平成22年(2010)をピークに減少し、平成27年(2015) の完全失業者は889人、完全失業率は3.9%となっています。



③ 市内総生産

平成 18 年 (2006) から平成 27 年 (2015) の市町民経済計算における市内総生産の推移をみると、期間の市内総生産額の平均は 1,294 億円、1 人当たりの経済規模の平均は 271 万円となっています。

期間内は、平成19年度(2007年度)がピークとなっており、平成24年(2012)以降、 市内総生産額は1,300億円を下回って推移しています。



資料 長崎県市町民経済計算書 (平成 27 年度)



2 時代認識と本市に求められる取り組みの整理

計画策定にあたり、社会動向や課題、展望を次の視点から捉え、本市に求められる取り組みを整理します。

(1) 地方創生の時代

[社会の動向]

地方分権の潮流のなかで、近年は地方創生に向けた取り組みが推進されるなど、これまで以上に地方の個性や活力が試される「地方創生の時代」にあって、より自立したまちづくりが求められています。

加えて、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を超 えて「丸ごと」つながることにより、「地域共生社会」の実現を目指しています。

また、国においては、国から地方公共団体、または都道府県から市町村への事務・ 権限の移譲や、地方公共団体への義務付け・枠付けの緩和等、地域の自主性や自立性 を高めるための改革を総合的に進めています。

[本市に求められる取り組み]

- 地域共生社会の実現に向けて、市民に最も身近な基礎自治体及び市民が行うまちづくりの主体として、積極的に参画し、地域課題の解決やコミュニティの充実を図る必要があります。
- 今後も財政状況は一層厳しさを増してくるものと考えられるため、財政の健全 化はもとより、行政の役割を検証しながら、持続可能な開発目標の理念、市民 ニーズの変化を的確に捉え、効率的かつ持続可能な自治体運営を進めていく必 要があります。

(2) 人口減少、少子化、長寿社会の到来

[社会の動向]

わが国では本格的な人口減少社会が到来し、平均寿命の延びと少子化の進行により、 高齢者の割合が増え続けています。

また、日常生活において支援を要する世帯が増加し、社会全体においては、社会保障などの負担がさらに増大することが見込まれており、人口減少、少子化、長寿社会の到来を見据えたまちづくりを一層進めることが求められています。

[本市に求められる取り組み]

○ 国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口の見通し(平成30年(2018) 3月推計公表)は、2045年には、およそ31,406人と見込まれており、地域経済 の縮小や労働力人口の減少、地域機能の低下など、人口構造や世帯構造の変化 がもたらす課題に対し、地域全体で取り組んでいく必要があります。

(3) 未来を担う子どもたちの成長

[社会の動向]

少子化が進行するなかで、子どもを欲しいと思う人が、安心して子どもを産み育てることができるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をはじめ、働き方や男女の役割にかかる慣習を見直すとともに、子どもを育てやすい環境づくりを進めることが重要となっています。

また、子どもの貧困問題の根絶や人権の尊重、安全の確保に取り組むとともに、学校教育においては、基礎学力の向上とともに、子どもの生きる力を育むための取り組みが求められます。

[本市に求められる取り組み]

- 出産、子育ての不安をなくし、安心して子育てができるよう、切れ目のない子育て支援の充実を図り、多様化する生活様式に対応した子育て環境づくりが求められます。
- 子どもの健やかな成長とともに、その過程において、地域への愛着や社会感覚を身につけるなど、学校・地域・家庭が一体となって子どもを育成する環境づくりが必要となります。

(4) 地域経済の変化

[社会の動向]

わが国の産業構造は、人工知能(AI)などをはじめとする技術革新、高度情報化、市場ニーズの多様化などを背景に、第3次産業の進展、**シェアリング・エコノミーのような新たな事業の拡大、企業の再編・整理、事業活動の再構築が進むなど、大きく転換しつつあります。

一方、地域産業においては、観光などの人々の新たな交流機会が広がっているほか、 地域性を前面に出した商品やサービスが注目されているなど、新たな方向性も見え始 めています。

[本市に求められる取り組み]

- 人口減少が進むなかで、多くの産業分野で就業人口の減少、高齢化による担い 手や後継者の育成が急務となっています。
- 生産性の向上や 6 次産業化等による国際間・地域間競争へ対応した産業基盤の 強化とともに、これからも地域で暮らすことができる生業として、地域産業を 振興していくことが引き続き重要となっています。
- 地域経済の活性化や賑わいの創出に向けてまちの魅力を市内外へ発信し、本市 とつながりのある人材の拡大につなげていくことが求められます。

※シェアリング・エコノミー:

モノ・サービス・場所などを多くの人と共有、交換して利用する社会的な仕組みのこと。



(5) 地球規模での環境にやさしい社会の構築

[社会の動向]

地球温暖化や生態系の崩壊、資源の枯渇など、地球的規模での環境問題が深刻化するなかで、現在の自然環境を次世代へ継承していくために、行政や事業所の努力だけではなく、市民一人ひとりが環境への負荷の少ない社会へ向けて、暮らしを見直し、考え、行動していくことが求められます。

[本市に求められる取り組み]

○ 本市の豊かな自然は、人々にやすらぎと潤いをもたらすとともに、主要産業である第 1 次産業においては、その恩恵によって成り立っているという認識のもと、自然環境や景観を保全・継承する取り組みを引き続き進める必要があります。

(6) 安全安心に対する関心の高まり

[社会の動向]

近年、国内では大規模な自然災害が多発しており、防災・減災に向けた取り組みが 求められているほか、日常生活においては、犯罪、食品の安全、さらには健康を脅か す感染症の発生等を背景に、暮らしの安全安心に対する関心が高まっています。

また、わが国では豊かな経済成長を背景に、道路・橋梁、水道施設など様々なインフラ整備を図ってきましたが、今後は施設の老朽化が加速的に増大すると想定されており、その対応が求められます。

「本市に求められる取り組み]

- 過去の教訓を生かし、本市で想定される様々な自然災害に対し、人的被害を限りなくゼロに近づける取り組みや被害を最小化し早期復興を可能とするための減災対策が、重要となります。
- 犯罪等に関しては比較的安全な地域である一方で、高齢化に伴う歩行者、運転者の交通安全対策、消費者被害等は、今後さらに重要性が高まることが考えられます。
- これまでに整備された公共施設をはじめとする社会資本の老朽化に比例して、 維持管理・更新コストの占める割合が加速的に増大すると想定され、今後は限 られた予算のなかで、効率的な整備へと移行していくことが求められます。

(7) 市民の幸福感、価値観の多様化

[社会の動向]

経済力や、それに伴う生活水準の高まりから価値観や暮らし方の多様化が進むなかで、市民の幸福感や地方への移住・定住、地域の歴史、自然への関心、ボランティア、文化、スポーツ活動など、「心の豊かさ」を重視する意向も高まっています。

また、教育、仕事、老後といった単線型の生き方ではなく、人生のうちに学びと仕事などを何度も経験する「人生 100 年時代」が到来し、人々の生き方や社会全体が大きく変化するといわれています。

そのため、多様化する個々の暮らし方を尊重しながら、一人ひとりの個性や能力が 生かされ、その個性や能力を地域社会にも反映し、社会全体として質的な豊かさを実 現できるような仕組みづくりが求められています。

[本市に求められる取り組み]

- 地域のつながりや多様な関わりを重視する市民の考え方に対応し、市民ニーズ の変化などを的確に捉えながら、新しい時代に対応した地域づくりを進めてい くことが必要です。
- 「人生 100 年時代」を迎えるにあたり、地域づくりや働き方においては、高齢者の知恵と技能を生かしていくための視点が求められます。



第2編基本構想

第1章 将来の島原市について

1 目指す将来像、基本理念

豊かな自然・歴史・文化につつまれながら、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせること、子どもたちがのびのびと成長してくこと、人とのつながりを築いていくことは、これまで受け継がれてきた地域の資源や特性と同じくして、私たち市民の誇りであり、まちの魅力でもあります。

こうしたまちの魅力や誇りはすべて島原で育まれる「島原らしさ」であり、今後も持続的に未来へ継承していくためには、市民生活を支える安定した社会基盤のもとで、多くの市民が生涯を通じて個性や能力を発揮し、暮らしやすさや幸せを実感できる希望の持てるまちづくりを進め、さらに発展していくことが求められます。

これからも市民の皆さんと一緒に、「島原らしさ」を創り磨き上げていき、未来へつなげていきたいという想いから、目指す将来像を『未来へつなぐ島原らしさ 暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち』とします。

また、将来像を実現するための基本理念を「今日を支え、明日を創るまちづくり」とし、「ひと」、「まち」、「暮らし」をテーマに、島原市が直面している様々な"今日"と向き合い、支えながら、"明日"へ受け継ぐ魅力や誇りを、市民の皆さんとともに育んでいきます。

(目指す将来像)

未来へつなぐ島原らしさ 暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち



[島原市の『今日を支え、明日を創るまちづくり』に向けて] (基本理念に込められた島原市のまちづくりの考え方)

ひと

まち

暮らし

- ◎「ひと」と「暮らし」のなかで生まれるつながりを大切にし、互いの"今日"を支え合いながら、"明日"を担う「ひと」を育てます。そして、「まち」の魅力を資源として、「ひと」と「まち」の魅力をつなぐ、様々な関わりや交流を生み出していきます。
- ◎「暮らし」を支える生業を「まち」に定着させ、「ひと」との交流や「まち」のなかに賑わいや快適な暮らしを生み出す基盤を備えます。
- ◎「まち」、「ひと」づくりによって、「暮らし」が安定し、将来にわたって安全安心なこれからも暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまちを市民のみなさんとともに創ります。



第2章 基本目標

目指す将来像の実現に向けて、分野ごとの取り組み方針として、次の6つをまちづくりの基本 目標とします。

基本目標1:自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり

人口減少や高齢化が進むなかにおいても、都市の活力と市民の生活利便性を維持し、いつまでも暮らしやすいまちを実現するため、都市全体の構造を見渡しながら、生活サービス施設等が集積し、公共交通により誰もが容易にアクセスし、サービスを享受できるコンパクトなまちづくりを進めます。

また、市内外を円滑に結ぶ道路交通網の整備を計画的に進めるとともに、豊かな自然環境や城下町の景観等を保全し、自然と都市の魅力が調和したまちづくりを目指します。

基本目標2:安全安心で住みよいまちづくり

ごみの減量化や資源化等を推進することにより環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、防災、防犯、消防、救急体制の整備等、災害や犯罪への備えを強化し、世代を問わず多くの市民にとって安全安心に暮らせる住みよいまちを目指します。

また、地域や関係機関等と連携を図りながら、移住希望者が希望を持って移り住み定住に結びつくよう、きめ細かな支援体制を構築することで人口減少に歯止めをかけ、本市への新しい人の流れを創り出します。

基本目標3:賑わいと活力を興すまちづくり

地域産業の発展、人口定住に結びつく持続可能な地域経済活動の実現に向けて、担い手の確保、育成とともに、本市の基幹産業である農業、水産業を中心に、様々な地域資源や物産を市外へ発信し、流通を促進するほか、観光資源の活用、中小企業の経営の安定化に取り組み、本市全体の産業振興を目指します。

また、若い世代をはじめとした市民の経済力の向上や、地域産業とのつながりを踏まえた新たな産業、働きがいのある雇用の創出を図り、賑わいと活力を興すまちづくりを目指します。

基本目標4:健康で自立と生きがいを支えるまちづくり

保健、医療、福祉等の連携により、市民が安心して子どもを産み育てられ、健康に暮らす ことのできる心と体を育みます。

また、地域で暮らすうえで支援の必要な高齢者や障害のある人が地域で自立し、生きがいを感じながら暮らし続けられる支援体制を構築するとともに、様々な世代、立場の人々が互いに支え合い、人と人とのつながりを大切にした共生社会の実現を目指します。

基本目標5:将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり

本市の将来を担う人材が一人ひとりの個性と能力を伸ばし、生きる力と豊かな人間性の形成につながるよう、学校教育及び生涯教育の充実に努めるとともに、城下町としての歴史文化を積極的に活用し、ふるさと島原に対する誇りと愛着を育みます。

また、市民の主体的な参加意欲を高め、まちや暮らしの様々な分野で活躍する人材が育つまちを目指します。

基本目標6:持続可能なまちづくりを支える市政運営

市民一人ひとりの活力を地域づくりに発揮できる協働によるまちづくりを推進するとともに、健全な財政基盤づくりと多様化する市民ニーズに的確に対応した行政サービスを提供できる体制づくりを行うほか、幅広い分野で関係自治体との広域的な連携を図り、持続可能なまちづくりを支える市政運営を目指します。

また、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化や有効活用につながるよう、限りある資源を有効に活用する経営的な視点を持って公共施設マネジメントに取り組みます。



市

外

2 0

つ

な

かい

IJ

(交流·連携)

図表 将来像の実現に向けたまちづくりのイメージ

基本目標I

自然と歴史、都市の 魅力が調和した まちづくり

市

民

2

0

つ

な

が

u

(協働

基本目標2

安全安心で 住みよいまちづくり

基本目標3

賑わいと活力を興す まちづくり

未来へつなぐ島原らしさ

暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち



基本目標4

健康で自立と 生きがいを支える まちづくり

基本目標5

将来を担う人材と 豊かな心を育む まちづくり

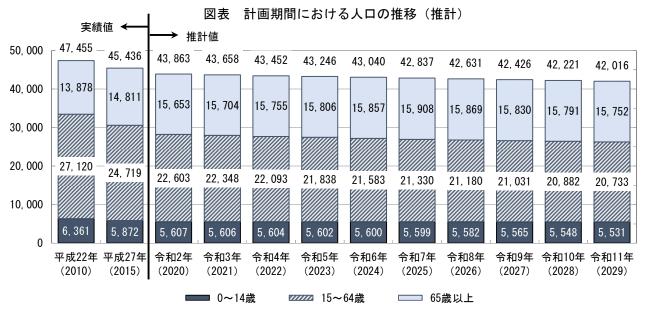
基本目標6

持続可能な まちづくりを支える 市政運営

第3章 人口指標

本市の総人口は減少を続けており、今後も減少が見込まれるなかで、平成27年度(2015)に策定した「島原市人口ビジョン」、「島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、令和17年(2035)において40,000人以上の人口を確保することを目標としています。

そこで、本計画期間においても総合戦略の目標人口を踏まえ、人口減少に歯止めをかける様々な施策を積極的に展開し、計画最終年度である令和11年(2029)の目標人口を42,000人とします。



注)実績値の総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

図表 人口指標(計画期間の目標人口)

指標名	現況値 (2015)	目標値 (2029)
計画期間の目標人口	45, 436 人	42,000 人

第4章 施策体系

(基本理念)

「ひと」・「まち」・「暮らし」 今日を支え、明日を創るまちづくり

(将来像)

未来へつなぐ島原らしさ

暮らし続けたい

基本目標1:自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり

- 自然と歴史、都市機能が調和するまち(都市基盤・景観)
- 1-2 地域や暮らしをつなぐまち(公共交通・情報通信)
- 1-3 豊かな水を守り、活かすまち(水道・水資源)

基本目標2:安全安心で住みよいまちづくり

- 2-1 快適に住まうまち(住環境・定住促進)
- 2-2 環境にやさしく暮らすまち(循環型社会・環境保全)
- いざというときに備えるまち(消防・救急体制・防災) 2-3
- 2-4 地域の安全を守るまち(防犯・交通安全)

基本目標3:賑わいと活力を興すまちづくり

- 自然の恵みを供給するまち(農畜産業)
- 3-2 水産資源を守り育てるまち(水産業)
- 3-3 暮らしを支える商工業のまち(商工業)
- 3-4 訪れてみたい、魅力のあるまち(観光業)
- 3-5 新たな活力を育むまち(雇用対策・新産業の育成)

基本目標4:健康で自立と生きがいを支えるまちづくり

- 生涯を通じて健康に暮らすまち(健康づくり・保健活動)
- 4-2 安心して医療を受けられるまち(医療)
- 身近な支え合い、助け合いのあるまち(地域福祉) 4-3
- 4 4 安心して子育てできるまち(子育て支援)
- いきいきと高齢期を過ごせるまち(高齢福祉) 4-5
- 自分らしい生活を目指せるまち(障害福祉)

基本目標5:将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり

- いきいきと学び育つまち(学校教育)
- 5-2 心の豊かさ、交流を生むまち(社会教育・家庭教育)
- 5-3 スポーツでつながりをつくるまち(社会体育)
- 5-4 ふるさと島原を継承するまち(歴史文化)

基本目標6:持続可能なまちづくりを支える市政運営

- 6-1 お互いに認め支え合い市民とともに行動するまち(市民協働・人権)
- 信頼ある行財政運営を推進するまち(行財政運営) 6-2
- 島原半島の発展を担うまち(広域行政・地域間連携) 6-3

訪 れ て み たい 魅力あふれるまち』

第 3 編 基本計画

序章 基本計画の目的と計画期間

1 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げられた将来像の実現に向けて、基本目標を具体的に推進するため、必要な個々の施策・事業の内容を体系的に示すものであり、財政状況を勘案しながら将来 像実現に向けて効率的、かつ計画的に取り組みます。

2 計画期間

前期基本計画期間を令和 2 年度(2020)から令和 6 年度(2024)の 5 年間とし、後期基本計画期間を令和 7 年度(2025)から令和 11 年度(2029)とします。

本冊では、前期基本計画を掲載し、後期基本計画は前期基本計画の検証や社会情勢を踏まえたうえで、別途作成します。



基本目標1 自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり

施策 1-1 自然と歴史、都市機能が調和するまち

(都市基盤・景観)

[施策の目指す姿]

- 島原城周辺を中心に、自然との調和や景観が保たれた土地利用、コンパクトシティの 推進により、自然と歴史、都市機能が調和した環境が保たれています。
- 貴重な歴史資源・景観を大切にし、市民や来訪者にとって文化的風土の高い、魅力ある環境が形成されています。
- 島原城周辺の無電柱化や歩道整備により、安全で美しい街並みが形成されています。
- 地域に合った手法により、生活排水が適正に処理されています。



施策を取り巻く環境(現況・課題)

◎ 土地利用

- 本市の土地の状況をみると、総面積に対する林野面積は約9%、田畑面積は約26%、 宅地面積は約12%となっており、市内には、豊かな自然が広がっています。都市部に おいては、都市計画区域の約60%にあたる約1,083haを用途地域として指定していま す。
- 本市の土地利用については、自然との調和や景観が保たれた土地利用とともに、広域 交通網を背景とした産業機能の向上と観光振興に対応したまちづくりが必要であり、 それらを基本とした居住環境の改善が求められています。

◎ 地籍調査

- 土地所有者等の高齢化により、現地での立会いや土地所有者等の有する知見・情報を もとにした現在の調査手法による把握では、今後ますます困難になるおそれがありま す。
- 計画的かつ秩序ある土地利用及び有効利用を図るために、引き続き地籍調査を計画的 に推進していく必要があります。

◎ コンパクトシティ

○ 「中心市街地における歴史と湧水を生かした観光・住環境の整備」を目的として、都市の再生に必要な都市計画道路をはじめとする公共公益施設の整備事業や、まちづくりに関するソフト事業を一体的に盛り込んだ都市再生整備計画事業を行っています。

○ 平成28年(2016)に策定した「島原都市計画マスタープラン」に基づき、新山本町線及び霊南山ノ神線沿線を店舗、事務所、病院などの立地が可能となる用途地域へ変更するなど、地域住民の利便性を高め、安心安全で住みやすいまちの形成に努めており、今後さらに人口減少や都市計画道路等の幹線道路の整備に対応した用途地域等の変更が必要であります。

◎ 景観·無電柱化

- 本市は、平成20年(2008)3月に景観行政団体となり、これまでに、「島原市景観計画」 を策定、武家屋敷周辺を景観計画区域に指定し、島原城を中心とした景観計画区域の 拡充に取り組んでいます。
- 現在は鉄砲町の「伝統的建造物群保存地区」指定に向けて取り組んでおり、引き続き、 市民の同意を得るとともに、規制等との調整を図りながら進める必要があります。
- 島原城周辺の道路は、歩道はあるものの幅員が狭いため、観光客や市民等の城周辺散策時に円滑な移動ができるよう整備を進める必要があります。また、島原城周辺の景観向上、都市災害の防止のため無電柱化も併せて行う必要があります。

◎ 浄化槽の整備

- 本市の汚水処理は、これまで個別の合併浄化槽設置者を対象とした浄化槽設置整備事業補助金の交付により浄化槽の整備促進を図っています。
- 本市の汚水処理人口普及率は平成30年度末で45.6%であり、全国平均91.4%、県平均80.9%と比較して低く、本市の汚水処理人口普及率の向上は急務であり、また人口減少社会のなかで持続的な財政負担を考えると、地域の実情に合った計画が必要となっています。



施策での取り組み(各主体が取り組んでいくこと)

一 市の取り組み (主要施策)

1-1-1 地籍調査の実施

(契約管財課)

● 地籍(土地の所有者、地番、地目、地積、境界)を明確化することにより、災害復旧の迅速化、公共事業・土地取引等の円滑化、課税の適正化を図ります。

1-1-2 コンパクトシティの推進

(都市整備課)

① 都市計画道路の整備

● 市街地中心部の交通混雑解消、地域住民の利便性の向上、通学路の安全性の向上に加え、郊外から中心市街地へ人の流れを誘導する主要な道路で地域の活性化が期待できる路線として霊南山ノ神線、親和町湊広場線、安徳新山線、新山本町線の整備を推進します。



② 島原城及び周辺の整備

- 築城 400 年に向けて天守閣・矢狭間塀の改修、堀内や排水施設の整備等を進めます。
- 島原城外周道路の電線地中化、美装化を行い、安全で快適な通行空間の確保と歴史 を感じる街並みづくりを行います。

③ 中心市街地の活性化

● 商店街の空き店舗をなくし、中心市街地の賑わいを取り戻すことを目的として、商 店街に出店を目指す創業者に対し支援を行います。

④ まちづくり活動の推進

● 地域の特性を生かした魅力あるまちづくりや、中心市街地への来客や観光客の増加による市街地活性化を目的として、住民主導のまちづくり推進協議会に対し活動支援を行います。

⑤ 用途地域等の変更

● 今後の人口減少や超高齢化社会に対応できる都市を目指し、用途地域等の変更を検 計します。

1-1-3 良好な景観の保全と形成

(都市整備課・社会教育課)

① 重要伝統的建造物群保存地区の選定

● 鉄砲町の「重要伝統的建造物群保存地区」選定に向けて、地域の理解を得るとともに、景観計画区域の拡充と調整を図りながら、選定に向けて取り組みます。

② 景観計画の拡充

● 「伝統的建造物群保存地区」の推進動向を見極めながら、該当地区と一体を成した 景観計画の検討を進めます。

③ 街並み保存、環境の整備

●本市の象徴である湧水と城下町の歴史を生かした良好な街並み景観を整備保全するために、景観計画区域をはじめ、まちづくり景観資産について整備、修景を行うほか、民間の修景事業に対して助成を行い、魅力あるまちづくりを推進します。

1-1-4 歩道整備・無電柱化の推進

(道路課)

● 島原駅から島原市図書館前を通り九州電力島原営業所までの区間の歩道整備・無電柱化に取り組みます。

1-1-5 生活排水の適正処理

(道路課・都市整備課)

① 個人設置型浄化槽の整備

- 従来の個人設置型浄化槽を柱とし、設置者への補助金交付等により整備促進を図ります。
- ② 市町村設置型浄化槽整備事業(PFI事業)の導入

- 宅地密集地で合併浄化槽の設置が困難な区域については、PFI 方式市町村設置型浄化 槽導入の検討を進めます。
 - 一 協働による取り組み (市民や地域に期待する役割)
- 地籍調査の立会い等、調査に協力しましょう。
- 土地利用のルールを守り、快適な生活環境を保ちましょう。
- 湧水と城下町の景観を守り、開発等の際は、環境・景観に配慮しましょう。
- 文化財を後世に伝えるために適切な保護に努めましょう。
- 合併浄化槽の設置に努め、保守点検、法定検査など適正な維持管理に努めましょう。



数値目標

指標名	単 位	基準値 令和元年	目標値 令和6年
地籍調査進捗率	%	49. 7	51. 9
島原城への登閣者数	人/年	(H29) 130, 974	135, 000
商店街歩行者等通行量	人/9 h	(H29) 4,733	4, 733
観光入込客数	千人	1, 382	1, 412
無電柱化延長	m	0	540
汚水処理人口普及率	%	(H30) 45.6	54. 5



施策 1-2 地域や暮らしをつなぐまち

(公共交通・情報通信)

[施策の目指す姿]

- 地域住民一人ひとりが公共交通について関心を持ち、市民が安全安心、快適に外出できる移動手段が確保されています。
- 2次交通やバス、鉄道、フェリー、高速船など、市民はもとより観光客にとっても利便性の高い交通環境が形成されています。
- 市内でつながりやすい通信環境や情報通信技術を活用したサービスが利用できるなど、地域の情報化が進んでます。
- 身近な道路、幹線道路の維持・整備が行われ、市内外とのアクセスなど、人と車が安全に往来できるようになっています。



施策を取り巻く環境(現況・課題)

◎ 公共交通

- 少子化や自家用車の普及等により、本市においても公共交通の利用者は年々減少して おり、地域公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にあります。
- 地域公共交通の維持・確保は、まちづくりや観光、福祉など様々な分野において本市 の活性化には欠かせない重要な役割を持つものであり、市民一人ひとりが公共交通の 重要性について関心を持つ必要があります。
- 地域公共交通を維持するため、移動手段の確保にあたっては、利用者の需要の変化等に柔軟に対応し地域にとって最適な交通システムの構築について検討し、関係機関との連携・協働により、その実現を図っていくことが必要です。
- 九州新幹線西九州ルートの開業に伴い、開業効果を最大限に高めていくことが必要です。

◎ 情報通信

- 近年、ICT (情報通信技術) は、スマートフォンやタブレットの急速な普及や Facebook (フェイスブック)、Twitter (ツイッター) などの SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の利用拡大が進み、本市においても、市民と行政の接点の情報化の推進との位置づけから、平成 30 年度 (2018) より、Instagram (インスタグラム) 及び LINE (ライン) による情報発信を行っています。
- 地域の情報化に向けて、本市では、平成30年度(2018)に大学、市民及び地元企業との連携による地域ICTクラブを立ち上げ、小学生を対象としたプログラミングが可能

なロボット教材を用いた学び合い事業を実施しています。

- ICT の目覚ましい進化・発展は、生活利便性の向上につながる一方、高齢者等が情報化に取り残されていくという情報格差の問題、コンピュターウイルスや不正アクセスなど、サイバー犯罪に対する情報セキュリティの確保が課題となります。
- 地域社会と行政の発展にとって、ICT の利活用はますます必要不可欠となる状況になるなかで、厳しい財政下での ICT 投資の増加や、職員の ICT 活用能力向上などの人材の育成・確保が求められます。

◎ 都市計画道路

- 本市の都市計画道路は、ほとんどの路線が昭和37年(1962)に都市計画決定されており、人口減少期迎える近年では、事業着手が難しくなっている状況にあります。
- 本市の都市計画道路の整備率は83.1%となっていますが、未着手区間では人口減少も みられるため、早期整備が求められています。
- 地域高規格道路「島原中央道路」(島原南北縦貫線)が平成24年(2012)に供用開始され、併せて「親和町湊広場線」の一部が供用開始されましたが、島原病院までのアクセスが悪く、救命救急の面からも早期整備が求められています。

◎ 幹線道路・生活道路

- 地域や暮らしをつなぐ道路網としては、地域高規格道路「島原道路」、国道、県道、都 市計画道路を中心として形成されています。
- 島原市を縦断する地域高規格道路「島原道路」や国道は、島原半島内及び県央地域等 をつなぐ重要な幹線道路であり、地域産業や市民生活を支える道路となっています。
- 地域高規格道路「島原道路」については、一部区間が開通したものの、未だ本来の目 的に達しておらず、早期整備が求められています。



施策での取り組み (各主体が取り組んでいくこと)

--- 市の取り組み (主要施策)

1-2-1 公共交通の維持・確保

(政策企画課)

① 公共交通に関する意識啓発

- 地域住民一人ひとりが公共交通に関心を持ってもらうため、利用促進などの啓発活動を推進します。
- 交通事業者と連携しながら、イベントなどを通じて新たな需要の掘り起こしや広報 啓発を実施します。

② 新たな交通システムの導入

● 地域住民の意見を聞きながら、市内の主要な施設や拠点等、地域間を有機的につな



ぎ、市民の利便性向についても考慮しながら、実情に沿った最適な交通システムの 導入について検討します。

③ 島鉄の支援の継続

● 行政、地域住民、交通事業者をメンバーとした島原鉄道自治体連絡協議会において、 引き続き市内公共交通について総合的な協議を行うとともに、輸送に係る安全性の 確保と事業継続のために必要な支援を行います。

④ 九州新幹線西九州ルート開業に伴う受入体制の構築

● 開業効果が最大限に得られるように、関係機関と連携しながら受入体制を構築します。

1-2-2 情報通信環境の整備

(政策企画課)

① 情報発信力の強化

● 市民と行政の接点となる情報化を推進し、本市の情報発信力の強化を図るため、情報媒体 (SNS 等と広報誌紙媒体の連携) の積極的な活用と市公式ホームページの見直しを進めます。

② 情報格差 (デジタル・デバイド) の解消

● インターネット等の ICT を利用できる者と利用できない者との間にもたらされる格差であるデジタルデバイド(情報格差)を解消し、市民が平等に ICT の恩恵を受けられるように、市民・企業・行政の協働による ICT 活用に対するサポート体制の構築を進めます。

③ Society5.0を見据えたスマート自治体の推進

- IoT、AI、ロボティクス等の最新技術を活用しながら、効果的・効率的に質の高い市 民サービスを提供するスマート自治体を目指します。
- Society5.0 を見据えて、最新技術の各施策への展開について検討を進めます。

④ マイナンバーカードの利活用

● 行政手続きの簡素化による市民生活の利便性を向上させるため、マイナンバーの利用範囲の拡大を進めます。

1-2-3 都市計画道路の整備

(都市整備課)

- 市内幹線道路網の骨格を形成する都市計画道路の計画的な整備促進を図ります。
- 霊南山ノ神線(上の原工区)については、早期の供用開始に向けて整備します。
- 新山本町線(上の原工区)については、県に協力し一体となって、事業の推進に努めます。
- 親和町湊広場線(新湊工区・下川尻工区)及び、安徳新山線(南下川尻工区)、外港線については、事業化に向けた都市計画の変更及び事業認可の手続きを行い、早期完成を目指します。
- 新山本町線(新山工区)及び安徳新山線(緑町工区)については、引き続き、県営

事業での事業化に向け要望活動を行います。

1-2-4 市内外をつなぐ道路網の整備

(道路課)

① 地域高規格道路「島原道路」の整備推進

- 地域高規格道路「島原道路」の出平有明バイパスの整備促進、並びに島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期事業化を図るため、県が行う用地交渉等に協力するとともに、国や県に要望活動を行います。
- 「島原道路」沿線4市の住民及び関係団体による島原道路建設促進大会を開催します。

② 国道未改良区間の整備推進

● 国道 57 号、国道 251 号の歩道未整備区間について、早期整備の要望活動を行います。

③ 県道未改良区間の整備推進

● 県道野田島原線、島原・湊停車場線の未改良区間について、早期整備の要望活動を行います。

④ 市道の整備

- 市民生活における円滑な移動と安全を確保するため、計画的な整備並びに維持管理を行います。
- ⑤ 島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想の推進
 - 産業・経済・文化・観光など多方面への多大な波及効果が期待できるため、関係自治体と連携しながら要望活動等を行います。

協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)

- 公共交通機関の重要性を理解し、積極的に利用しましょう。
- 道路事業への関心を高め、要望活動等へ積極的に参加しましょう。
- ICT (情報通信技術)を使いこなす能力を積極的に身につけましょう。
- 道路の環境美化に協力しましょう。



数値目標

指標名		基準値 令和元年	目標値 令和6年
都市計画道路整備率	%	83. 1	85. 8
市道改良率	%	52. 9	53. 5



施策1-3 豊かな水を守り、活かすまち

(水道・水資源)

[施策の目指す姿]

- 豊かで潤いのある水資源が、後世に引き継がれています。
- 健全で持続可能な水道事業により、安全でおいしい水が供給されています。 (いつもの水道・快適な水道・頼れる水道・健全な水道)



施策を取り巻く環境 (現況・課題)

◎ 水資源

- 湧水は島原を代表する貴重な資源ですが、湧水枯れがみられるといった指摘がなされています。本市では、島原市地下水保全要綱の制定や定期的な湧水の実態調査を実施してきましたが、今後も引き続き湧水の現状把握に加え、湧水の保全や利活用について検討していく必要があります。
- 農業や畜産業による、河川汚染防止や土壌浸透による地下水汚染の防止を中心とした 更なる環境保全に取り組むことが求められます。

◎ 水道

- 本市の水道事業は、水源を 100%天然地下水により運営していますが、水源ごとに水質が 異なり、なかには水質の悪化もみられるため、必要に応じて改善に取り組んでいます。
- 人口減少や節水機器の普及により、給水収益は今後減少傾向が予測されるほか、既存施設の老朽化や全国各地で頻発している自然災害に対応するため、今後施設設備の更新・耐震化など設備投資の増大による経費の増加が懸念されます。
- 現在の有収率は、配水管・給水管の漏水により全国・県の平均を下回っている状況です。



施策での取り組み (各主体が取り組んでいくこと)

--- 市の取り組み (主要施策)

1-3-1 水質・湧水量の保全

(環境課)

① 島原半島窒素負荷低減計画

● 地下水汚染については、島原半島窒素負荷低減計画に基づいた対策を推進します。 また、地下水汚染の現状についての情報を公開していくとともに、飲用不適となっ た井戸のある世帯については、上水道への切替の必要性を周知します。

② 湧水量等調査

● 湧水量等を調査する湧水地実態(現況)調査を継続し、本市における湧水の現況を 定期的に把握します。また、湧水の利活用の方策や、湧水枯れ等の状況によっては 湧水利用の制限についても検討します。

③ 飲用井戸及び湧水の水質検査

● 水質検査を行い、必要に応じ環境基準を超過している井戸使用者への対策の勧奨を 行います。

④ 島原市地下水保全要綱に基づく地下水採取届

● 新たに井戸を掘る方には地下水採取届出書の提出を求め、井戸数の推移を把握します。

1-3-2 安全安心な水の安定供給

(水道課)

水質改善(有明・三会地区・安中地区)

- 将来的には、良質な水源のみを使用した水道水供給を目指すが、第一段階として、各施設の流量調整により、良質な水源水の流入量を増やし希釈率アップを目指します。 (希釈:ここでは、窒素濃度を下げるために、良質な水源水量を増加すること。)
- 上の原水系から新たに移設築造する安中配水池への送水計画を実施し、良質な水質の供給を行います。

② アセットマネジメント導入

● 国が推奨する基準によるアセットマネジメントを導入し、長期的な水道施設の更新 等整備計画、経営戦略を策定します。

③ 上の原浄水場・安中配水池の耐震化

● 県の生活基盤施設耐震化等交付金事業として、老朽・経年劣化が著しい上の原浄水 場及び安中配水池の耐震化を実施します。

④ 有収率向上対策

●本市の有収率の向上対策として、漏水多発区域の配水管更新を計画的に実施するとともに、併せて給水管修繕を行うことで有収率の向上を目指し維持管理コスト削減を図ります。

⑤ 収支計画の策定、料金改定の検討

● 各取り組みの実施により、収支計画を再度策定し、料金改定時期の再検討を図り、 改定時期の繰り延べ改定率の引き下げを目指します。

── 協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)

- 節水に努め、水資源の維持に努めましょう。
- 宅内で漏水が発生しないよう適正な維持管理を行うとともに、日頃から水道メーター (量水器)を確認し、宅内漏水の早期発見に努めましょう。



〇 漏水が発生した場合は、早期に水道課へ連絡しましょう。



数値目標

指標名	単位	基準値 令和元年	目標値 令和 6 年
硝酸性窒素等の濃度の環境基準値超過率	%	(H29) 41.2	50.0以下
松崎、出口、久原、舞人堂4配水池希釈率	%	(H30) 65.0	90.0
上の原浄水場・安中配水池耐震化事業進捗率	%	(H30) 22.0	100.0
有収率	%	(H30) 77.2	80. 5

基本目標2 安全安心で住みよいまちづくり

施策2-1 快適に住まうまち

(住環境・定住促進)

[施策の目指す姿]

- 若者が安心して定住することができ、移住希望者が希望を持って移り住み、定住につながっています。
- 空き家等に関する対策、適切な管理により、快適で質の高い住環境が保全されています。
- 市民による公園の維持・管理の手法が進み、地域に根付いた公園づくりを推進します。



施策を取り巻く環境 (現況・課題)

◎ 定住

- 人口減少と少子高齢化が進行するなか、定住・移住の促進を図り、社会増を目指すことが必要となっています。
- 本市では定住・移住の推進に向けて、定住・移住の専用ホームページを作成し、情報 発信をするとともに、ながさき移住サポートセンターと連携し移住相談会を都市圏で 積極的に行うなど、定住・移住の促進に向けた取り組みを進めています。
- 「スローライフ」や「田舎暮らし」などライフスタイルに対するニーズが多様化する なか、地域の空き家や農地等を生かし、本市に移り住んでみたいと思える地域づくり が必要となっているなかで、若者世代の定住に向けた雇用の場の確保が課題となって います。

◎ 空き家

- 近年、少子高齢化や人口減少社会の到来により全国的に空き家が増加し、特に適切な 管理が行われていない空き家については、防災、衛生、景観などの面で周辺の生活環 境に悪影響を及ぼしており、社会問題となっています。
- 本市においても、実態調査の結果、552件の空き家を確認。この内、特定空家と思われる危険度判定が C 及び D ランクの件数が 71件となっています。
- 今後、空き家が増加することが予想されるため、その対策が急がれます。所有者等への適正管理の啓発等に努め、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす管理不全な空き家の発生を防ぐことが必要になっています。



◎ 公営住宅(住環境)

- 本市では、市内に居住、または居住しようとする人で、住宅に困窮している人に対して、市営住宅等の空き家状況等を周知し、賃貸を行っています。今後は、公共施設等総合管理計画及び島原市営住宅長寿命化計画に基づき、安全性や居住環境の改善に配慮しつつ、限られた予算のなかで計画的に順次改修等を実施し市営住宅の長寿命化を図る必要があります。
- 市営住宅においては、狭小住宅が多く老朽化も進んでいるため、子育て世帯や高齢者の受け入れが難しい状況が考えられます。そのため、公営住宅の統廃合については、 入居者への意向調査、移転計画説明会等を実施して、他の市営住宅等への移転を進める必要があります。
- 被災地借上げ住宅のうち、2 団地(稗田・杉山)及び老朽化住宅(桜馬場・坂上・梅園の一部)の早期廃止・解体が重要となっています。

◎ 公園の整備

- 公園の整備や維持・管理については、市民の手による計画と管理体制を踏まえた「まちじゅう公園づくりマスタープラン」の策定を推進し、各地区の公園整備や街路緑化の計画的な推進を図るとともに、市民と訪問者の双方が心地よく過ごせる空間づくりが求められています。
- 公園利用者が利用しやすい施設となるよう、除草、剪定、遊具の点検等については、 適切に行うように努めるとともに、愛護団体による取り組みや、民間活力を活用した 公園の整備、管理についても検討する必要があります。



施策での取り組み (各主体が取り組んでいくこと)

── 市の取り組み(主要施策)

2-1-1 定住の促進

(政策企画課)

- ① 古民家等の空き家や空き店舗、空き地の有効活用
 - 管理が良好な空き家については、空き家バンクへの登録を推進し、空き家等の有効 活用を図ります。
- ② しまばらでの暮らしに関する情報や体験機会の創出
 - お試し住宅の整備を行い、農業体験等の田舎暮らしを体感できる場を提供します。
 - 移住・定住を希望する方へ、専用ホームページを通じてしまばらの暮らしに関する 情報を広く発信します。
- ③ 移住・定住のサポート
 - ながさき移住サポートセンター等関係団体と連携し、都市圏での移住相談会を実施し、本市への移住・定住につなげます。

● 移住者懇談会を定期的に開催し、移住者の定住をサポートします。

④ 地域おこし協力隊の活用

● 地域おこし協力隊が活動期間中に起業するなど、本市に定着し、まちづくりのリー ダーとしての役割を担うことができる人材を育成します。

⑤ 関係人口の創出・拡大

● 関係人口の創出拡大に努め、地域活力の向上や将来的な移住の掘り起こしに取り組んでいきます。

2-1-2 空き家対策の推進

(都市整備課)

① 空き家等対策総合窓口の対応

● 空き家を所有する市民の悩みを相談できる空家等総合窓口において、相談内容に応じて専門家の相談窓口等を紹介するなど、必要な助言指導を行います。

② 空き家データベースの整備

● 所有者特定及び特定空家判定のために再調査を行い、空き家データベースの更新、 整備を行います。

③ 老朽危険空家除去支援事業の推進

● 市内にある適切な管理が行われていない空き家の解体を促進するため、老朽化し危険な状態にある空き家の除却について支援を行います。

2-1-3 公営住宅の適正な維持管理

(都市整備課)

① 公営住宅の長寿命化

● 耐用年限の2分の1を超えた公営住宅(柏野住宅、花の丘住宅)について、年次計画に基づく外壁改修を行い、住宅の長寿命化を図ります。

② 公営住宅の解体・取り壊し

● 公共施設等総合管理計画に基づき被災地住宅(稗田・杉山団地)や耐用年限を経過した住宅(桜馬場住宅・坂上住宅)については、公営住宅の統廃合により維持管理経費の削減を推進します。

2-1-4 公園の維持管理

(都市整備課)

① 公園維持管理

● 公園利用者が利用しやすい施設となるよう、除草、剪定、遊具の点検を実施し、適切な維持管理に努めます。

② 公園管理を行う住民組織への支援拡充

● 市民参加による公園の維持・管理を推進するために、愛護団体制度等について周知し、 普及に努めます。

③ 公園管理者へのマナー周知



● 公園の美観を維持し、気持ちよく公園を利用できる環境をつくるために、公園利用 者へのマナーの周知を図ります。

─ 協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)

- 〇 空き家、空き地の管理は責任を持って行いましょう。
- 公園の利用マナーを守り、園内の美化に努めましょう。



数値目標

指標名	単位	基準値 令和元年	目標値 令和6年
社会増減	人	△200	0
移住者数	人	50	100
空き家バンク新規登録数	件	10	10
特定家屋と思われる危険度判定 C 及び D ランク	戸	71	61
市営住宅管理戸数	戸	961	887

35

施策2-2 環境にやさしく暮らすまち

(循環型社会・環境保全)

[施策の目指す姿]

- ごみ問題、資源循環活動に対する意識が高まり、市民が主体となって分別やリサイクル、 減量化が進んでいます。
- 計画的な間伐、害虫駆除により、市内の森林環境が保全されています。



施策を取り巻く環境 (現況・課題)

◎ 循環型社会

- 環境保全については、世界的な環境問題への関心が高まるなかで、環境に関する市民 の意識は向上しています。しかし、一方でごみのポイ捨てや不法投棄の問題等、一部 の市民や事業所のモラル・マナーの低下も指摘されており、必ずしも意識の高まりと 実際の行動が一致していない状況もみられます。
- 市民のごみ減量やリサイクル活動は一部の動きにとどまっており、活動が市全体に広がるよう、市民一人ひとりのモラル・マナーの向上を図るとともに、市民・企業・行政が一体となった取り組みが求められています。

◎ 環境保全(森林整備・害虫駆除)

- 森林環境整備は、治山・治水等において多面的な機能を果たしているほか、国土保全 や水源涵養機能、自然景観の構築の面からも重要な取り組みです。
- スギ・ヒノキの市有林については、雲仙森林組合よる計画的な間伐等を実施しています。
- 松くい虫被害対策では薬剤散布や樹幹注入等を行っていますが、私有林から市有林への被害拡大が発生しており、所有者の管理の行き届かない私有林についても伐倒駆除 (衛生伐)を行っていく必要があります。



施策での取り組み (各主体が取り組んでいくこと)

── 市の取り組み(主要施策) -

2-2-1 循環型社会の構築

(環境課)

- ① ごみ減量・リサイクル活動の推奨・支援
 - ごみの再資源化や生ごみ堆肥化等、リサイクルシステムの構築を進め、環境負荷の 低減を図ります。また、ごみのステーション化により、収集の効率化を図ります。



② 環境保全意識向上のための啓発活動の展開

- 市民や事業所の環境保全意識やモラル・マナーを高めるため、様々な機会を利用して啓発・広報活動を実施します。
- 家庭でできるエコドライブ、マイバッグ、エコクッキングなど、市民・事業者の連携・協力による温暖化対策の啓発活動を推進します。
- ③ 公害や不法投棄の防止に向けた監視・指導
 - 悪質な公害・不法投棄に対して、関係機関や市民団体等と連携して、監視体制を強化し、指導を行います。

2-2-2 森林環境の保全

(農林水産課)

- ① 市有林・分収林の間伐の実施
 - 島原市森林経営計画に基づき、市有林・分収林の計画的な間伐等を実施します。
- ② 松くい虫の駆除
 - 松くい虫対策として、伐倒駆除、薬剤散布、樹幹注入を行います。
- ③ 森林環境譲与税を活用した私有林の間伐等
 - 平成31年度から譲与を受ける森林環境譲与税を活用し、私有林かつ人工林で市が管理を受託した森林について、私有林についての管理委託の意向調査を行いながら、間伐などの取り組みを行い、森林資源の適正な管理に努めます。

― 協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)

- ごみの分別、リサイクル等、ごみの減量化に取り組みましょう。
- 環境に配慮した生活を心がけましょう。
- 不法投棄の防止に向け、地域で協力しましょう。
- 森林の有する治山機能など、森林環境の大切さを理解し、保全に努めましょう。



数值目標

指標名	単 位	基準値 令和元年	目標値 令和6年
年間ごみ排出量	トン	19, 279	18, 334
ごみの資源化率(資源ごみ/全ごみ)	%	20.71	25. 80
市有林の間伐面積(平成19年度以降累計)	ha	60	95

37

施策 2-3 いざというときに備えるまち

(消防・救急体制・防災)

[施策の目指す姿]

- 「自助」「共助」「公助」の連携により、市民の生命・財産が守られています。
- 本市に起こりうる自然災害の被害を最小限抑えるための対策・整備が進んでいます。



施策を取り巻く環境(現況・課題)

◎ 地域防災活動

- 地域防災においては、災害発生時に命を守るためには「自助」、「共助」、「公助」の連携による地域防災力を高め、災害に強いまちづくりが必要不可欠です。市内では、自主防災会主導で実施する避難訓練、初期消火訓練及び自主防災会リーダー研修会等を実施しています。
- 地域では、これまでの取り組みを一層進めるとともに、今後は高齢者や障害者、妊産婦といった災害時の避難にあたって配慮が必要となる要配慮者のうち特に支援を要する方(避難行動要支援者)への対策が必要となっています。
- 消防団については、常備消防との連携を図りながら、新入団員の訓練や消防団総合訓練などを通して、消防団員の資質と機動力の向上に努めるとともに、消防自動車や老朽化した設備の更新、消火栓の増設などを計画的に整備しています。

◎ 火山対策

- 雲仙普賢岳の山頂に大量の堆積物が溶岩ドームとして不安定な状態で存在しており、 崩落の可能性が危惧されています。眉山では、近年の大雨により、表面剥離の拡大や、 土砂の移動がありますが、民有地には達していない状況です。
- 火山対策としては、雲仙復興事務所、長崎森林管理署、九州大学地震火山観測研究センター、長崎県など防災関係機関と連携を図り、監視、観測体制を強化し、治山事業や砂防事業などの対策を行っています。

◎ 高潮・浸水対策

- 平成 24 年 (2012) 9 月の台風 16 号により、高潮で甚大な浸水被害を受けた船津地区の 浸水対策として、広馬場下の船溜まり (約 4,500 ㎡) の公有水面の埋立てることによ り、高潮に伴う浸水被害を防止するもので、計画的に整備を進めています。
- 船津地区においては、公有水面の埋立てに加え、県施工による高潮堤防と堤防内の雨水等を排水するポンプ場、地区の緊急避難道路の役割を持つ有馬船津 5 号線の早期整備向けて、県や地域と密接な連携が求められます。





施策での取り組み(各主体が取り組んでいくこと)

―― 市の取り組み (主要施策)

2-3-1 地域防災力、消防・救急体制の強化

(市民安全課)

① 防災意識の高揚

● 防災訓練の実施や市のホームページや広報のほか、ケーブルテレビなど、メディアも 利用した啓発に努め、市民がふだんから防災に対する備えをするよう働きかけます。

② 自主防災の活性化

- 町内会長とは別に会長を定めるなど、自主防災会の再編成とともに、防災士を活用し、組織の育成及び活動への支援を行い、災害時に地域で互いに協力し、避難や救助などの初動活動が行える体制づくりを進めます。
- 防災資機材の整備や防災訓練実施などを通じて、実際にみる、話す、肌で感じることで、今後の組織運営の活性化につなげます。

③ 避難行動要支援者対策の推進

● ひとり暮らし高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者名簿を、民生委員、町内会長・自治会長、消防団等と共有し、災害時の避難支援が円滑に行われるよう、支援体制を構築します。

④ 消防・救急体制の強化

- 地域との交流や啓発、事業所への周知により、消防団の必要性、重要性への理解を深め、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けて消防団の育成や活動の充実を図ります。
- 消防施設の整備を計画的に進め、消防力の充実を図ります。
- 医療機関や関係自治体との連携を一層強化し、迅速に対応できる救急体制の充実に 努めます。

2-3-2 砂防・治山対策の推進

(市民安全課)

① 国、県への要望、関係機関との連携による対策の推進

- 県を通じて国へ要望するほか、直接国へ要望する機会をつくります。
- 関係機関に対し、砂防、治山事業に携わっていること、事業内容などについて周知を図り、連携して対策を推進します。

② ハザードマップの周知

● 市民の防災意識の高揚を図り、災害時に安全かつ的確な避難行動ができるよう従来 の防災マップに、調査が完了した土砂災害警戒区域、浸水想定区域及び雲仙岳噴火 シナリオを盛り込んだマップを作成し、定期的に周知を図ります。

2-3-3 高潮・浸水対策の推進

(都市整備課・道路課)

- ① 広馬場下公有水面埋立事業
 - 平成 31 年度(2019)から埋立事業を実施し、早期の完成に向けて計画的に整備を進めます。
- ② 防災道路及び排水ポンプ場の早期整備
 - 有馬船津 5 号線及び排水ポンプ場整備に向けて、県や地元と密接な連携を図りなが ら早期完成に向け取り組みます。

--- 協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)

- 「自らの身は自らで守る」という意識を持ちましょう。
- 防災用品の備蓄や防災訓練等に参加し、災害に備えましょう。
- 災害や救急時に、高齢者や障害のある人、妊産婦等への援助に協力しましょう。

Q

指標名	単位	基準値 令和元年	目標値 令和6年
浸水被害戸数	戸		0
避難行動要支援者計画の作成	地区		検討中



施策2-4 地域の安全を守るまち

(防犯・交通安全)

[施策の目指す姿]

- 市民が防犯や交通に対しての知識を深め、犯罪や事故に巻き込まれない環境が形成 されています。
- 市民が意識を持って犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、 誰もが安心して暮らすことができます。
- 消費者被害を最小限に止めるための相談体制が整っています。



施策を取り巻く環境(現況・課題)

◎ 防犯·消費者被害対策

- 地域のつながりが薄れていくなかで、高齢者や子どもを犯罪から守るための防犯教室、 出前講座等のほか、地域で見守っていく体制づくりを進めるなど、犯罪の抑止活動を 推進していくことが求められます。
- 特殊詐欺の被害を防ぐために、消費者教育や啓発、消費生活相談の充実を図るととも に、関係機関との情報共有・連携を深める取り組みが求められます。
- 犯罪被害者等の支援は、まだ十分ではなく、一刻も早く日常生活の回復を支えるため、 犯罪被害者等が置かれている状況に合わせ、社会全体で効果的に支援を行っていく必 要があります。

◎ 交通安全対策

- 高齢者や子どもが交通事故に遭うことがないよう、交通安全教室や高齢者の自動車運転体験型講習、子どもたちへの自転車教室、出前講座等を通じて意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の設置など、交通事故の発生しにくい環境整備を進めていく必要があります。
- 近年では、高齢者ドライバーによる交通事故が多発するなど、交通安全対策の更なる 推進と交通安全意識の高揚が必要です。



施策での取り組み(各主体が取り組んでいくこと)

- 市の取り組み(主要施策)

2-4-1 防犯対策の推進

(市民安全課)

41

① 防犯に関する情報や知識の普及

- 市民の意識の向上を図るため、年齢層に応じた防犯教育や教室を開催し、周知・啓発を行います。
- FM しまばらの防犯情報等、地域の防犯情報の発信について周知を図ります。

② 見守り・防犯パトロールの充実

- 市・関係機関・関係団体・事業所と連携し、見守り活動を行い、地域ぐるみの防犯 活動の推進に努めます。
- 地域安全パトロール員の増員など、防犯パトロール活動の充実を図り、犯罪防止に 努めます。

③ 犯罪被害者等支援の充実

● 犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害者支援計画により、犯罪被害者等を支援し、 安心して暮らせる社会を目指します。

2-4-2 消費者被害の防止

(市民安全課)

① 特殊詐欺未然防止事業の推進

● 自動通話録音装置の設置を推進し、被害の減少に努めます。

② 消費生活相談の充実

● 消費生活被害に関する情報や相談窓口の周知を図り、自立する消費者の意識の高揚に努めるとともに、相談を通じて市民が安心して過ごせるよう支援します。

2-4-3 交通安全活動の推進

(市民安全課・道路課)

① 交通安全教室の推進

● 市民の意識の向上を図るため、年齢層に応じた交通安全教育や教室を開催し、事故を未然に防止するための安全教育を行い、交通安全意識の啓発に努めます。

② 高齢者ドライバーへの安全対策

- 高齢者向けの体験講習を開催するなど、高齢者の交通安全対策を推進します。
- 高齢者が免許返納しても移動に困らないよう、公共交通の利用や移動手段について 情報を発信するとともに、必要な移動環境について整備、検討を行います。

③ 交通安全施設の整備

● 市民からの情報提供等により、交通危険箇所の把握に努め、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備並びに維持管理を行います。



- 協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)

- 地域の連帯意識を高め、地域で子どもたちや高齢者を見守りましょう。
- ひとりで悩まずに相談しましょう。
- 〇 交通安全講習に参加し、交通安全意識を高めましょう。
- 〇 犯罪被害者等支援の理解を深めしょう。



指標名	単 位	基準値 令和元年	目標値 令和 6 年
交通死亡事故件数	人	0	0
特殊詐欺被害件数	件	1	0
地域パトロール員数	人	9	12
刑法犯認知件数	件	138	115

基本目標3 賑わいと活力を興すまちづくり

施策3-1 自然の恵みを供給するまち

(農畜産業)

[施策の目指す姿]

- 地域農業後継者や UI ターンでの新規就農者、外国人労働者の受入により、様々な世代、国籍の方が、本市で農畜産業に取り組んでいます。
- 農作業の ICT など、スマート農業による省力化が進んでいます。
- 農業基盤の整備、農業生産の向上を図ることで安定した農業経営が確立しています。



施策を取り巻く環境 (現況・課題)

◎ 担い手・労働力の確保

- 近年、農業従事者の高齢化や、後継者不足による農家戸数の減少が全国的に問題になっており、農林水産省による統計調査(農林業センサス)をみると、平均年齢は年々高くなり、農家戸数においては年々減少傾向となっています。
- 本市においても農業従事者の平均年齢は年々高くなっており、後継者不足等による農家戸数の減少や、労働力不足が問題となっています。そのため、地域農業後継者や UI ターン者などの新規就農者の確保を行うとともに、地域農業の担い手が活躍できる補助事業の充実、外国人労働者の受入が必要となっています。

◎ 農畜産業の振興

- 本市は、県内総生産の農業部門の約1割を生産する県内有数の農業地帯であり、「だいこん」や「にんじん」、「はくさい」、「すいか」等の野菜・果樹から、「鶏卵」や「豚」、「肉用牛」、「生乳」等の畜産物、「きく」等の花卉に至るまで、季節を問わず様々な農産物を全国に供給しています。生産性が高く、農家一戸当たり、耕地面積当たりの生産農業所得は、県内でもトップクラスの水準にあります。
- 平成 27 年 (2015) の本市の農業労働力をみると、農家戸数は 1,438 戸、農業就業人口は 2,371 人であり、ともに昭和 55 年 (1980) の約半数に減少しています。農業生産の中心となる専業農家の割合は 37.3%と高いものの、65 歳以上の割合が 37.4%に達しています。今のところ担い手不足は顕在化していませんが、高齢化による離農が進めば、深刻な担い手不足に陥る可能性があります。
- 今後は、農業従事者の高齢化や、後継者不足による農家戸数の減少が見込まれること から、担い手や労働力の確保と併せて、省力化に向けた農作業の ICT などを活用した



スマート農業への取り組みが必要と考えられます。

○ 本市の農業の基幹部門である畜産についても、規模拡大や産地間競争に対応しうる基 盤の確立が必要です。



施策での取り組み(各主体が取り組んでいくこと)

市の取り組み(主要施策)

3-1-1 労働力・担い手の確保

(農林水産課・産業政策課)

① 新規就農者・若い世代の担い手確保

- 各種移住相談会に参加するほか、お盆、正月に帰省されている方をターゲットとした た夏期、冬期で就農相談会を開催し、新規就農者の確保を目指します。
- 国の農業次世代人材投資事業等の活用により、UI ターン就農を含めた新規就農者を確保します。

② 雇用による労働力の安定供給

● 農業生産の維持・振興を図るため、労力支援システムを強化するとともに、外国人 雇用や移住促進も併せて取り組みながら、労働力の安定的な確保に努めます。

③ 農業従事者の育成・生産技術の伝承

● 認定農業者等が持つ高い生産技術の伝承を進め、農業経営者の育成を図ります。

3-1-2 農畜産業の振興

(農林水産課・産業政策課)

① 農地集積の促進と生産基盤の整備

- 農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構を有効に活用し、担い手への農地集積・集約化を加速させ、経営の規模拡大や耕作放棄地の発生防止等につなげます。
- 狭小・不整形なほ場については、農作業の省力化や効率化が図れるよう生産基盤の 整備を行い、優良農地化を図ります。
- また、近代的な農業用施設や農業用機械の導入等により、経営の規模拡大等を進め、 産地の維持・強化を図ります。

② スマート農業の推進

- 農業分野において ICT をはじめとする新たな技術の周知、活用を図り、生産性・効率性の向上につなげます。
- 国、県、関係部署との情報を共有し、今後の新技術による省力化の取り組みを広く 周知し、活用を促進します。

③ 畜産の産地化と生産基盤の強化

● 血統、体格、肉質、資質能力の優れた基礎家畜を導入・育成するとともに、規模拡大や経営改善に必要な施設や機械等の導入を支援し、経営の安定と競争力の強化を

45

図ります。

④ 農商工連携の推進

- 地域内の経済の好循環を生み出すため、農商工連携を推進し相乗効果の仕組みを目指します。
- 協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)
- 次の世代へ本市の農業を継承するために、担い手の育成に取り組みましょう。
- 優良農地化に取り組みましょう。
- 新たな技術を活用した農業、畜産業に関心を持ちましょう。
- 地元の農畜産品に関心を持ち、地産地消を心がけましょう。



指標名	単位	基準値 令和元年	目標値 令和6年
新規就農者数	人/年	15	15
UI ターン農業受入者数	人/年	0	1
畑の整備率	%	19. 4	26. 1
農地集積率	%	62. 2	77. 2
大根の生産量	トン	32,000	40, 534
人参の生産量	トン	18, 370	19, 000
所得規模が 600 万円以上の経営体数	経営体	240	290
畜産の主要品目の産出額(肉用牛・乳用牛・豚・採卵鶏)	億円	72. 2	75. 9



施策3-2 水産資源を守り育てるまち

(水産業)

[施策の目指す姿]

- 漁業者が笑顔で漁業に取り組んでいます。
- 将来を担う漁業者とともに、つくり育てる漁業が確立されています。



施策を取り巻く環境(現況・課題)

◎ 担い手の確保

- 平成28年の本市の漁業就業者数は、382人であり、65歳以上が約48%に達し、次代を担う20代の若い漁業者がほとんどおらず、深刻な後継者不足に直面しています。
- このような状況に至った 1 つの要因としては、漁獲量の減少による所得低下が挙げられます。平成 29 年の本市の漁獲量は約 795 トンであり、平成 19 年(約 1,600 トン)と比べると約 50%にまで落ち込んでいます。

◎ 水産業の振興

- 本市の水産業は、小さな漁船で操業する経営体が多く、漁場は有明海沿岸の恵みに支えられた漁業が行われています。また、海面漁業に加え、養殖業が盛んに展開されており、カレイやエビ、タコ、イカをはじめ、ノリ、ワカメ、コンブ等の多様な魚介類、海藻類が水揚げされます。
- 近年ではトラフグの陸上養殖に続き、アワビの陸上養殖にも取り組んでいます。
- 本市の漁業者の多くは、島原漁業協同組合と有明漁業協同組合の正組合員として水産業を営んでいます。



施策での取り組み (各主体が取り組んでいくこと)

- 市の取り組み(主要施策)

3-2-1 漁業者の確保・育成

(農林水産課)

- 漁業者が安心して水産業を営める環境を整備することで若い漁業者の確保・育成を 図ります。
- 将来の漁業の担い手となる人材となるよう、子どもの頃から漁業に触れる機会を増 やし、水産業への理解と普及促進に努めます。

3-2-2 水産業の振興

(農林水産課)

① 水産資源の回復

● 水産資源の減少に歯止めをかけるため、関係自治体及び漁業協同組合等との連携による種苗放流や、「水産多面的機能発揮対策」を活用した藻場・干潟の保全に努めます。

② つくり育てる漁業の推進

- 漁獲量の減少による所得低下を防ぐため、藻場や干潟の保全活動に取り組むととも に、地域特性に合った種苗放流の実施や養殖業を継続して支援します。
- 漁業者と連携しながら継続して、新たな養殖技術の開発や技術を応用した事業化を 促進します。

③ 漁業環境の整備

- 有明海西部の関係漁業協同組合と連携しながら、冷凍冷蔵庫等、共同利用施設集約 化にかかる漁業関連施設の整備について支援を行います。
- 加工施設や直売所等の整備を支援し、水産物の販売促進を図ります。

3-2-3 漁業協同組合の組織基盤強化

(農林水産課)

● 漁協の組織基盤強化のために行われる広域合併については、継続して協議を進めます。

── 協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)

- 職業の選択肢として漁業も加えてみましょう。
- 海をきれいにしましょう。
- 沿岸の水産物に関心を持ち、地産地消を心がけましょう。



指標名	単位	基準値 令和元年	目標値 令和6年
漁獲量	トン	795	1,000
新たな養殖技術の開発 (藻類除く)	件	2	4
漁業者の確保・育成	経営体	222	160
水産業新規就業者数	人	2	2



施策3-3 暮らしを支える商工業のまち

(商工業)

[施策の目指す姿]

- 島原の物産の強みを生かせる「食」を活用した商品の開発、海外を含めた広範囲の販路開拓が進み、地域経済を支えています。
- 中心市街地商店街に賑わいがあり、高齢となっても市民が買物に困ることがない環境となっています。



施策を取り巻く環境(現況・課題)

◎ 特産品・販路の拡大

- 市内事業者の商品販路は地元における販売が主なものでしたが、人口減少に伴い、販売機会が減少しており、市外に向けた販路開拓の必要性が高まっています。
- 島原市特産品認定制度で市が優れた特産品として認定した商品(SQ 商品)は、大消費地においても対応できうる商品として市場の評価は高く、近年、新たな発想の商品、 意欲的な新商品が続々と生み出されています。
- 様々な商品が積極的に開発されている一方で、市場の評価が定着するためには、消費者の嗜好や市場の動向等に対応できる事業者自身の取り組みが必要であり、今後も商品のブラッシュアップが不可欠となります。

◎ 商工業の振興

- 本市の商業は、モータリゼーションの進展による生活圏の拡大及び郊外大型店の立地 により、厳しい状況に置かれています。
- 農水産業が盛んなことや市内に食料品製造業が多いことから、飲食料品の卸売業や小 売業が多くなっています。
- 本市の工業は中小規模の事業所で構成されており、食料品製造業や繊維工業等の生活 関連型の製品を取り扱う事業者が多くなっています。急速な需要拡大が見込めないた め成長性に乏しく、また、新たな設備投資が起こりにくく、生産性の伸び悩みがうか がえます。



施策での取り組み (各主体が取り組んでいくこと)

── 市の取り組み(主要施策) -

3-3-1 特産品の販路拡大

(しまばらブランド営業課)

① 特産品の開発

● 島原市特産品認定制度(島原スペシャルクオリティ: SQ)による高品質な商品を SQ 商品として認定するとともに、消費者ニーズに応じて認定商品の改良を支援します。

② 認知度向上の推進

- 定期的に都市圏の有名レストランにおけるフェア並びに大手百貨店における物産展を開催し、島原市の農水産品に対する認知度向上を図るとともに、島原市及び特産品に対するファンづくりを目指します。
- 流通関係者を島原に招き、産地訪問によるニーズのマッチングを実施します。

③ 販路拡大の推進

- バイヤー交流商談会やセミナーを開催するとともに、市場となる都市圏で開催されるビジネスマッチング商談会や海外見本市・商談会への参加することで、より広域、より多い販路拡大の機会が得られるよう支援します。
- レストランにて島原産品を食材としたフェアを開催することで農畜産物のイメージ アップと飲食業への販路開拓を目指します。

3-3-2 商工業の振興

(産業政策課)

① 中小企業の経営基盤強化の支援

● 中小企業の設備資金や運転資金の融資及び融資資金の利子を助成することにより、 経営の持続化・安定化を図ります。

② 規模拡大を図る地場企業への支援

● 既存事業所の増設や移転等により規模拡大を図る地場企業に助成することにより、 生産性の向上を図ります。

③ 中心市街地商店街の活性化

● 中心市街地商店街の空き店舗対策等に対する支援を行い、まちの賑わいを創出し、 来街者を増やすことにより、まちなかにおける商業の振興を図ります。



一 協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)

- 消費者を意識した商品開発に取り組みましょう。
- バイヤー交流商談会やセミナーへは積極的に参加しましょう。
- O しまばらブランド営業課において、相談を随時受け付けております。気軽に連絡しま しょう。
- できるだけ地場産品を購入しましょう。
- 〇 買物は地元でしましょう。



指標名	単 位	基準値 令和元年	目標値 令和 6 年
特産品認定制度の認定商品数	商品	112	137
百貨店等常備品商品数 (累計)	商品	90	115
島原市中小企業振興資金の融資実行件数(累計)	件	12	87
卸売業・小売業の年間商品販売額	百万円	101, 030	101, 030
製造品出荷額	百万円	30, 362	31, 907

施策3-4 訪れてみたい、魅力のあるまち

(観光業)

[施策の目指す姿]

- 「城下町」や「湧水」などによる、島原らしい賑わいが生まれ、観光客の訪れるまち となっています。
- 島原市を五感で感じることのできる体験・周遊型の観光メニューが揃っています。
- 観光客のアクセス環境の向上が、市外との交流人口の拡大につながっています。



施策を取り巻く環境(現況・課題)

◎ 観光の振興

- 観光業は、本市の主要産業の1つであり、歴史的に培われた風土や文化、情緒に加え、 温泉や火山、湧水等、多くの特色ある観光資源を有しており、特に島原城、武家屋敷、 清流亭、四明荘、鯉の泳ぐまち、銀水などを中心とした施設では、周遊型観光の促進 を図っています。
- 今後の観光振興では、島原ならではの風情や賑わいを創出し、「歴史」「湧水」「温泉」 「火山」といった体験型の要素を取り入れることで、複合的に観光資源を連結させ、 観光客の周遊性を高め、滞在時間を延長させる取り組みが、更に求められます。
- 観光客が周遊しやすいよう、観光施設の整備はもとより、街歩きマップなど観光パンフレットや、歴史や文化や観光資源の融合や見せ方の工夫、日常的なサービスを含めたおもてなしの心の醸成が求められます。

◎ 観光客のアクセス環境

- 九州新幹線西九州ルートの開業を見据え、雲仙天草国立公園や世界ジオパーク、長崎 の教会群とキリスト関連遺産など、市域を超えた広域的な視点に立った魅力的な地域 資源を活用できるよう、地域公共交通の維持や利便性の向上に努めています。
- 観光戦略における公共交通の核となる鉄道については、沿線自治体及び県と連携し、 鉄道輸送の安全性の向上と島原鉄道の維持・発展に向けた支援を図りながら、利用者 増につながるよう島原鉄道の魅力を発信しています。
- 島原鉄道の歴史や地域の特性を活かしたオリジナルストーリーを磨き上げ、旅行商品 の造成や 1 号機関車をモチーフにした観光列車の導入を進め、効果的なマスメディア 戦略により島原鉄道を全国ブランドの鉄道へと展開を図る必要があります。





施策での取り組み(各主体が取り組んでいくこと)

── 市の取り組み (主要施策) ・

3-4-1 観光の振興

(しまばら観光おもてなし課)

(1) 体験型観光事業の推進と観光商品の提供

● 観光客の回遊性を高め、滞在時間を延長させるために、市内にある観光資源を連携させ観るだけでなく、触る、学ぶといった体験型の要素も積極的に取り入れ、観光客の視点に立った魅力ある観光商品を提供します。

② 魅力的な観光施設の整備

● 島原城・武家屋敷・四明荘・銀水等や足湯を含めた温浴施設、湧水等の集客を期待できる観光資源については、観光客の視点に立った観光施設としての整備に加え、 魅力的な見せ方に取り組みます。

③ 観光地「島原」の PR 強化

- 島原半島ジオパークを核として地質遺産や自然環境を活かすなど、島原城・鯉の泳ぐまち・銀水などを一体とした観光地「島原」のイメージの醸成と体験型・周遊型観光の PR 活動に取り組みます。
- 旅行者の需要や関心が多様化していることを踏まえ、グリーン・ツーリズム、スポーツツーリズム、ロケツーリズムなど、テーマ性の強い観光の PR を進めます。

④ 島原観光ビューローとの連携

- 島原観光ビューローを核に、観光 PR や誘致活動をはじめ、観光施設の運営や 2 次交通、街中フリーWiーFi の整備、各種イベントなど戦略的な観光施策に取り組みます。
- 島原観光ビューローが推進するDMOの取り組みについて、市のビジョンや各種計画との整合性を図るなど、連携した取り組みを進めます。

3-4-2 観光資源の開発

(しまばら観光おもてなし課)

- 島原半島ジオパークの地域資源を核として観光客の呼び水となる火山や温泉等を活かしたまちづくりを進めるとともに、イベント等の充実を図ることで観光客の増加に取り組みます。
- 歩きながら地域の自然や景観、食を楽しむオルレコースを整備し、南島原市をはじめ各地の九州オルレと連携することで、滞在時間の延長や周遊型観光の推進に取り組みます。

3-4-3 観光客へのアクセス環境

(政策企画課)

① 1号機関車をモチーフとした観光列車の導入

● 1号機関車をモチーフとした観光列車の導入により、全国ブランドの鉄道への展開を 図ります。

② 有明海沿岸 (熊本・大牟田)、天草地域との連携

- 有明海航路を最大限に活用し、島原半島と熊本・大牟田・天草地域と一体となった 取り組みにより、交流人口の拡大を図ります。
- 協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)
- 交流する意識やホスピタリティ(おもてなしの心)を持って、観光客を迎えましょう。
- 事業所等は、各種イベント等の協賛に努め、地域振興に貢献しましょう。
- 〇 島原市の魅力である歴史と文化を学び、魅力を発信しましょう。



数值目標

指標名	単位	基準値 令和元年	目標値 令和6年
観光入込客数	千人	1, 382	1, 412
宿泊客数(延べ宿泊)	千人	224	235
鉄道による観光入込客数	千人	11	13
バスによる観光入込客数	千人	11	13
航路による観光入込客数	千人	1,092	1, 121



施策3-5 新たな活力を育むまち

(雇用対策・新産業の育成)

[施策の目指す姿]

- 若者から高齢者まで幅広い年齢層が生きがいを持って働いています。
- 新たな創業や事業承継が進み、市内産業の新陳代謝が促進されています。



施策を取り巻く環境(現況・課題)

◎ 雇用

- 島原公共職業安定所管内(島原市、南島原市)の有効求人倍率は、平成30年度は1.30 倍で年々上昇傾向にあります。
- 高校を卒業後に就職した方のうち、市内に就職した割合は年々減少傾向にあります。
- 一方、雇用の場は事業所数の減少により縮小し、人口減少が進むなかで多くの産業分野で就業人口は減少しています。
- 本市でも人手不足が顕著であり、その要因として求職者が少ないことや、求人と求職 のミスマッチが挙げられます。また、市内事業所は福利厚生等の労働環境面の整備が 遅れている状況にあります。
- 多くの高校生が卒業と同時に島原を離れていく現状から、地元就職の拡大を図る必要 があります。

◎ 創業・事業承継

- 市内に新たな活力を創出するために、起業家を支援する方策を検討し、起業活動を促進します。
- 市内事業所の減少に歯止めをかけ、創業や事業承継に対する支援を行うことで、産業 の新陳代謝を促進する必要があります。

◎ 企業誘致

- 本市は、長崎空港から約 90 分、諫早インターチェンジから約 60 分とアクセスが悪いことや分譲可能な工業団地等がないことなど、企業誘致においては、優位性がなく、非常に不利な状況にあります。
- 本市に縁のある方々を中心とした人脈形成を図り、本市への IT 関連企業のサテライト オフィスを中心として誘致活動を行っています。
- IT 関連企業のサテライトオフィス誘致と地場企業や農家への生産性向上のために IoT 推進ラボを活用し、IT、IoT 関係のセミナー等を開催しています。



施策での取り組み (各主体が取り組んでいくこと)

- 市の取り組み(主要施策) ・

3-5-1 雇用に対する支援

(産業政策課)

① 求人情報の提供

● 公共職業安定所と連携し、市のホームページにおいて求人情報の提供を行い、就業への支援を推進します。

② 働きやすい職場づくりの支援

● 市内事業所の働きやすい職場づくりや人材育成に対する支援を行い、ワーク・ライフ・バランスの向上とともに、職場への定着率の向上を図ります。

③ 資格取得によるスキルアップ支援

■ 職場で働きながらスキルアップを目指し資格取得を行った方に対する支援を行い、 働きがいと能力向上を推進します。

④ 高年齢者の就業機会の確保支援

● 高年齢者の就業を推進するため、シルバー人材センターの円滑な運営への支援を行います。

⑤ 若者の地元就職の拡大

- 地元高校生などを対象に地元企業ガイドブックの配布や企業説明会を開催するとと もに、新規学卒者や UI ターン者の市内就職に対する支援を行い、市内就職の促進を 図ります。
- 社会貢献や自己実現、やりがい等、多様な働き方を推進する魅力ある市内企業を支援するとともに、採用情報を発信するなど、若者の地元就職機会の創出に努めます。

3-5-2 創業・事業承継の促進支援

(産業政策課)

- 起業家や経営者の育成を支援するとともに、新規事業や創業への融資制度及び補助制度を通じて、市内での創業を促進し、商工業の振興を図ります。
- 創業や事業承継に対する支援をしまばら創業サポートセンターで実施するとともに、 助成による支援を行い、地域産業への新たな活力を生み出します。
- 地域産業とのつながりを踏まえた新たな産業や、魅力ある企業が育つ環境づくりに 努めます。

3-5-3 企業誘致 (政策企画課)

- 企業・工場等の誘致のため、各種補助制度の充実や情報発信に努めます。
- 地元企業を対象とした IoT 導入セミナーを開催し、事業高度化による生産性の向上 を図るとともに、市外の新たな企業との関わりやサテライトオフィス誘致につなが



るよう支援します。

- 協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)

- 市内にある事業所に関心のある方を紹介してみましょう。
- 事業所は、多様な就労機会とともに、安心して働ける労働環境整備に努めましょう。
- 学生の方は、市内の企業への就業も検討してみましょう。
- 仕事への関心、働く意欲を持ち、自ら就職に必要な能力の向上に取り組みましょう。



指標名	単 位	基準値 令和元年	目標値 令和 6 年
中小企業大学校の受講者数	人	2	5
資格取得者数 (累計)	人	37	187
シルバー人材センターの会員数	人	293	303
高校新卒者の市内就職者の割合	%	27	30
新規創業件数 (累計)	件	35	60
事業承継数 (累計)	件	47	72

基本目標4 健康で自立と生きがいを支えるまちづくり

施策 4-1 生涯を通じて健康に暮らすまち

(健康づくり・保健活動)

[施策の目指す姿]

- 健康意識が高まり、健診や健康相談等を通して主体的な健康づくりに取り組んでいます。
- 市民一人ひとりが心身ともに健康でいきいきと生活しています。



施策を取り巻く環境 (現況・課題)

◎ 健康

- 急激な少子高齢化の進行や生活習慣病による医療費の増大、主要死因であるがんや心疾患の増加、要介護認定者の増加などが大きな課題となっていることから、生活習慣病の発症予防や重症化予防に重点を置き、早期から健康的な生活習慣を身につけ、各世代に合った健康増進を図る必要があります。
- 健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るとともに、生活習慣病をはじめとする疾病 の予防と早期発見に向けた各種健康診査、各種がん検診、健康教育や健康相談などを 実施し、今後も市民の健康保持・増進のため、子どもから高齢者まで世代にあった段 階的、継続的な健康づくりに取り組むことが重要となっています。
- ライフスタイルの変化などにより、身体やこころの健康に不安を抱える人が増えているため、市民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組み、個人の健康を地域で支える環境づくりをすることが求められています。

◎ 国民健康保険

- 国民健康保険(国保)は、農業・漁業の従事者、自営業者、職場の健康保険等に加入 できない方や無職の方等が加入し、地域医療の確保と地域住民の健康増進に貢献し、 医療保険制度の中核として重要な役割を担っています。
- 国保事業の持続的な安定運営を図るため、平成30年度(2018)から県が財政運営の責任 主体となり、市や町とともに国保運営の中心的な役割を担う新制度へ移行しています。
- 近年の少子高齢化の急速な進展により、国保加入者の一人当たりの医療費は年々増加 傾向にあります。そのため、国保加入者の健康保持・増進を図り、国保財政の健全性 を高めることが課題となっています。





施策での取り組み (各主体が取り組んでいくこと)

- 市の取り組み(主要施策)

4-1-1 健康保持・増進の推進

(保険健康課)

① 健康管理意識の高揚

● 健康・医療に関する知識等を、健康相談や各種健康づくり教室等を通じて啓発し、 市民の健康管理意識の高揚を促進します。

② 健康づくり事業の充実と健康情報の提供

- 市民が健康を意識した生活や運動習慣を身につけるための健康教室の開催や健康相談事業の充実を図ります。
- 市民一人ひとりが主体的に生活改善などの健康づくりを支援し、地域全体で取り組みを支援していく社会環境をつくりあげます。

③ 母子保健事業の促進

● 安心して子どもを生み育てることができるよう、各種健診、相談などの母子保健事業を充実させ、子育てを支援します。

④ 健康診査等の充実

● 疾病の早期発見、早期治療のため、各種健康診査や人間ドック、がん検診等の機会を提供するとともに、受診率の向上を図るため、休日検診など受診しやすい環境を整えます。

⑤ 介護予防事業の促進

● 地域活動への参加や趣味の充実など、生きがいを持って生活し、健康的な生活を心がけ、要介護状態や認知症を防ぐための教室やサークルの充実を図ります。

4-1-2 国民健康保険の運営

(保険健康課)

① 特定健診・特定保健指導の充実

- 生活習慣病予備群の早期抽出と、生活習慣病のリスクに応じた保健指導の充実を図ります。
- 島原市医師会と連携し、人工透析導入予防を目的に保健指導を行い、糖尿病性腎臓 病重症化予防に取り組みます。

② 医療費通知

● 健康管理と保険制度に対する意識向上を目的に通知を行います。

③ 後発医薬品の使用促進

● 後発医薬品(ジェネリック医薬品)に切り替えた場合の費用負担削減例の通知を行います。

④ 重複頻回受診・重複服薬者対策

● 医療費高額化の要因となっている頻回受診・重複受診・重複服薬の患者の適切な受診行動に向けて、対象者への訪問指導を行い、適切な受診と服薬を促します。

⑤ 歯科健診

- 歯科疾病の早期発見と早期治療を促します。
- ---- 協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)
- 乳幼児・学童期:家庭で、親子で生活習慣の基礎を身につけましょう。
- 〇 青年期:栄養・運動・休養の三要素をはじめとする健康的な生活習慣の定着をめざしましょう。
- 壮年期:不安や悩みを抱えず、家族や仲間と健康づくりに取り組みましょう。
- 〇 中年期:健診・検診を受け、自分の健康状態を把握し、生活習慣を見直し、バランス の良い食事や適度な運動を心がけましょう。
- 〇 高齢期:自分の体力や健康状態に合わせて地域活動に積極的に参加し、閉じこもりや 要介護状態を防ぎましょう。



数值目標

指標名	単位	基準値 令和元年	目標値 令和 6 年
いきいき健康ポイント事業	人	860	910
健康づくり推進員	人	70	75
健康教室(生活習慣病予防教室・運動教室・栄養教室)	人	310	360
3 歳児健診受診率	%	100	100
がん検診受診率	%	50	50
転倒予防体操サークル	所	18	19
認知症予防サークル	所	1	2
特定健診受診率	%	50	60
特定保健指導実施率	%	65	65
ジェネリック(後発)医薬品の使用割合(数量)	%	78	80
歯科健診受診者数	人	70	100



施策 4-2 安心して医療を受けられるまち

(医療)

[施策の目指す姿]

- 休日、夜間、緊急時など、いつでも医療が受けられる体制が整っています。
- 安心して子どもを産み育てることができる小児科医療が維持・確保されています。



施策を取り巻く環境(現況・課題)

◎ 医療

- 県南医療圏域は県下で最も小児科医の少ない地域であり、現在は当番医を長崎大学等から派遣し、長崎県島原病院内で「小児の休日(時間外・夜間)診療事業」を実施するなど、小児科医の確保に努めていますが、小児科医療機関の減少や小児科医の高齢化も進んでおり、引き続き小児科医の確保に向けた取り組みが求められます。
- 地域の継続的かつ安定的な医療確保のため、島原半島の拠点病院である長崎県島原病院の運営を県、島原半島三市で支援するほか、初期救急患者の診療を行う在宅当番医制や入院治療を必要とする重症救急患者の診療を行う病院群輪番制の実施により、休日・夜間等における医療体制の確保、充実を図っています。



施策での取り組み(各主体が取り組んでいくこと)

- 市の取り組み(主要施策) ・

4-2-1 小児科医療の充実

(福祉課)

- ① 長崎県島原病院の小児科医の確保
 - 安定した小児科医療が継続されるよう島原病院の小児科医の確保に努めます。
- ② 小児の休日診療事業
 - 休日の診療所を島原病院内に設置し、当番医を長崎大学等から派遣して、診療を行います。
- ③ 情報発信
 - 医療に関する情報をわかりやすく発信することに努めます。

4-2-2 広域医療体制の確保

(福祉課)

- 地域の継続的かつ安定的な医療確保のため、長崎県島原病院の運営にかかる経費について長崎県と半島三市で負担します。
- 協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)
- 健康管理のためかかりつけ医を持ちましょう。
- 医療に関する情報を積極的に入手し、医療に対する関心と理解を深めましょう。

Q

指標名	単位	基準値 令和元年	目標値 令和 6 年
長崎県島原病院の小児科医師数	人	2	2
小児の休日診療実施回数	□	52	52



施策4-3 身近な支え合い、助け合いのあるまち

(地域福祉·社会保障制度)

[施策の目指す姿]

- 多くの市民が地域でともに支え合う意識を持ち、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしています。
- 身近な地域での困りごとに対して、支援する地域の担い手が育っています。
- 国民年金制度に対する理解が深まり、適正に年金制度が運営されています。



施策を取り巻く環境(現況・課題)

◎ 地域福祉

- 地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、包括的な相談支援体制の構築、多様な主体による地域づくりなど、地域福祉の推進が求められています。
- 今後、少子高齢化はさらに進行し、支援を必要とする高齢者や障害のある人等、地域 における支援のニーズはますます増大、多様化することが見込まれるため、市民一人 ひとりが地域福祉活動の担い手として、より多くの市民に関心を持ってもらう必要が あります。

◎ 生活困窮者支援

- 生活保護制度は、生活に困窮するすべての人々に対して必要な保護を行い、最低限度 の生活を保障するとともに、その自立を支援する制度です。
- 現在も関係機関と連携し、低所得者に対する相談や生活保護制度の適正運用の促進に 努めていますが、引き続き、低所得者の経済的自立と生活意欲の高揚に向け、継続し て実施していく必要があります。

◎ 国民年金制度

- すべての国民を対象として老齢、障害、死亡に際して必要な給付を行う国民年金について、本市では加入・届出等の窓口業務や市民への広報・周知を行っています。
- 国民年金制度の適正な運営に向けて、市民の理解をさらに深めていくために、制度の 周知と複雑化する年金相談への適切な対応が引き続き求められます。



施策での取り組み(各主体が取り組んでいくこと)

── 市の取り組み(主要施策) -

4-3-1 地域福祉の推進

(福祉課)

① 地域福祉意識の醸成

- 地域における交流や人と人の絆を通じて、お互いに助け合い、支え合う、福祉意識の醸成を図ります。
- 学校教育をはじめとする様々な学習機会を通じて、地域における様々な課題を共有 し、市民が互いの立場を理解し、思いやりのある地域づくりに取り組みます。

② 支え合いの地域づくり

- 地域での顔の見える関係づくり、多様な主体による声かけや訪問等による「見守り」 を通じて、支え合いのある地域づくりに取り組みます。
- ③ 必要な支援につなげる仕組みづくり
 - 安心して福祉サービスを適切に利用できるよう情報の提供や相談体制を確保すると ともに、必要な支援につなげる支援体制の構築に努めます。

4-3-2 生活困窮者の自立支援

(福祉課)

● 様々な理由から生活が困難となっている市民の自立を支援する視点から、生活保護制度等に基づく支援とともに、関係機関との連携のもと、個々の状況に応じて、就労による経済的自立と生活支援を進め、自立を促進します。

4-3-3 国民年金制度の運営

(市民窓口サービス課)

- ① 国民年金制度の周知徹底
 - 国民年金制度の役割や制度について、広報紙等を活用し、わかりやすい形で引き続き周知・広報します。
- ② 年金に対する身近な相談窓口の周知
 - 急増する年金相談に対し、市役所に開設している年金相談窓口の存在を、市のホームページや広報紙等を通じて市民へ周知します。

- 協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)

- 一人ひとりができることから地域での支え合いに取り組みましょう。
- 困りごとがあるときは、ひとりで悩まずに相談しましょう。
- 民生委員児童委員やボランティア等の活動を理解し、地域での支え合いに協力しま しょう。
- 国民年金等の制度の趣旨を理解し、納付義務を果たしましょう。





指標名	単位	基準値 令和元年	目標値 令和6年
島原市あんしん支え合い活動新規登録者数	人	150	150

施策4-4 安心して子育てできるまち

(子育て支援)

[施策の目指す姿]

- 出逢いから結婚・妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援により、子育てにやさしい まちづくりが進んでいます。
- 島原で「産んでよかった」、「育ててよかった」と実感できる子育て環境が形成されています。



施策を取り巻く環境(現況・課題)

◎ 子育て支援

- 地域での子育て家庭の減少、核家族化や共働き家庭の増加等に伴い、子どもを安心して産み、育てられる環境づくりに配慮するとともに、各種子育て支援事業を継続的に取り組むことが、引き続き求められています。
- 地域に子育て家庭がいないこと等により、子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱く家庭の増加が懸念されることから、子育てを支援する各種相談窓口の充実等、切れ目のない支援とともに、地域全体で子育てを見守り、子育てに協力するような仕組みを整備することが必要となっています。
- 子どもの幸せを第一に考えた支援を行うために、子育てにかかる心身の不安や経済的な負担軽減を図るほか、特にひとり親家庭等に対しては、状況を的確に把握するとともに、不安を抱える家庭への相談支援や自立に向けた支援が必要となります。

◎ 出会い・結婚への支援

- 安心して子どもを産み、夢や希望を持ち、子育てのできる環境づくりに向けて、本市では、結婚に向けた未婚者に対する出会いの機会の創出や、子育て世帯の経済的負担の軽減など、結婚期から子育て期まで切れ目ない支援を行っています。
- 職縁結婚が減少傾向となるなか、他の職場とのマッチング等、自分の職場以外で配偶者 をみつけることができる機会を社会的に増やしていく取り組みが必要となっています。





施策での取り組み (各主体が取り組んでいくこと)

- 市の取り組み(主要施策)

4-4-1 子育て支援の充実

(こども課)

① 保育サービスの充実

● 共働きをはじめとする各家庭の就労状態や家庭環境に応じた保育体制を充実するため、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育、障害児保育、学童保育等に積極的に取り組む保育所・認定こども園等を引き続き支援します。

② 子育て世帯の経済的負担軽減のための支援

● 福祉医療費の助成、保育所・認定こども園の保育料で第2子以降の無料化、満2歳未満の第2子以降の子どもにかかる育児用品の購入費用の一部助成等により、子育て世帯の経済的負担を軽減します。

③ 子育てを支援する相談体制の充実

- 子育てに不安を抱えている家庭に対する支援体制として、子育てに関する相談、ひとり親家庭や障害児に関する相談等、適切な相談・情報提供等を通じて子育て不安の解消に努めるほか、乳児家庭全戸訪問の充実を図ります。
- 親支援(親育ち)と子育ての仲間づくりを支援するための機会や講座等の充実を図ります。

④ 産前産後ママサポーターの派遣

● 出産前後の育児や家事にかかる負担を軽減し、子育て家庭を直接支援するため、出産前2か月の日から子どもが1歳を経過する日までの期間にある妊産婦に対し、育児及び家事等の援助を行う産前産後ママサポーターを派遣します。

⑤ ファミリーサポートセンター事業の促進

● 乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の人やそれをサポートする人を会員として、援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)との相互援助活動(ファミリーサポートセンター事業)に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進し、多様なニーズへの対応を図ります。

4-4-2 要保護児童等への対応

(こども課)

● 関係機関・団体との連携のもと、ひとり親家庭への支援の推進、児童虐待への対応、 障害児施策の充実等、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組み を推進します。

4-4-3 出会い・結婚への支援

(政策企画課)

地域に応じた、出逢いから家庭づくりの支援

- 婚活イベントやセミナーの実施により、出逢いの機会を創出します。
- ② ワーク・ライフ・バランスの啓発
 - 商工会議所、商工会と連携を図り、ワーク・ライフ・バランスの啓発に取り組みます。
 - 協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)
- 家庭では、保護者や家族が協力し合い、愛情を持って子育てを行いましょう。
- 地域、事業所等、地域ぐるみで子育て家庭を支援しましょう。
- 子育ての不安は、ひとりで抱えず家族や仲間、こども課や関係機関に相談しましょう。
- 児童虐待に気付いたときは、市や児童相談所に知らせましょう。



指標名	単位	基準 令和デ		目標値 令和6年
休日保育事業の実施箇所数	か所		5	7
病児・病後児保育事業の実施箇所数	か所		4	6
放課後児童クラブの設置数	か所		12	15
乳児家庭全戸訪問事業による訪問率	%	(H30)	95.0	100.0
出生数	人	(H30)	328	350
出生率	%	(H29)	1. 93	2. 1
「ながさき結婚、子育て応援宣言」参加企業累計数 (ワーク・ライフ・バランス)	件	_		25



施策4-5 いきいきと高齢期を過ごせるまち

(高齢福祉)

[施策の目指す姿]

- 高齢者の一人ひとりができる限り健康で、社会における役割を持って生きがいのある 生活を送っています。
- 高齢者が住み慣れた地域で、人生の最後まで安心して生活を続けることができます。
- 地域が一体となって高齢者を支える体制づくりが充実しています。



施策を取り巻く環境(現況・課題)

◎ 生きがいづくり

- 本市の高齢化率は34.3%(平成31年(2019)4月1日現在)であり、今後も進行する見込みがあるため、高齢者の健康保持・増進、社会参加を通じて生きがいの高揚を図り、 ふれあいと活力ある長寿社会の形成に取り組むことが重要となっています。
- 今後、平均寿命が延び高齢期が長くなっていくと見込まれることから、元気な高齢者が支え、地域力の源となってもらえることが期待されており、高齢者の積極的な社会参加を促進する生きがい対策の強化・推進が求められます。
- 老人クラブ会員の高齢化が進み、会員数、新規入会者が減少していることから、活動 内容の周知を図り、参加を呼びかけるとともに、引き続き活動への支援を行っていく 必要があります。

◎ 権利擁護・認知症対策

○ 今後、認知症発症の可能性の高い高齢者が増加することを踏まえ、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症への地域の理解とともに、認知症高齢者に対応したサービス提供や権利擁護の推進、一人ひとりの状況に応じた適切な支援が求められます。

◎ 地域包括ケア

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域資源を有効に活用しながら、介護・医療・予防・生活支援・住まいが連携した切れ目のない支援を提供する「地域包括ケア」の構築を団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となる令和7年(2025)を目途に整備を図っていくことが求められています。
- 少子高齢化や核家族化の進行、生活様式の変化などにより地域のつながりの希薄化が 憂慮されるなか、増加傾向にある支援の必要な高齢者を地域社会全体で見守り支えて いく地域づくりの構築が求められています。



施策での取り組み(各主体が取り組んでいくこと)

- 市の取り組み(主要施策)

4-5-1 生きがいづくりの推進

(福祉課)

① 老人クラブ活動支援

● 老人クラブ活動に対する支援や、高齢者の社会活動への参加を促すとともに、様々な世代と交流できるように社会活動を通して生きがいづくりを支援します。

② スポーツ・レクリエーションの促進

● 市長杯スポーツ大会 (グラウンドゴルフ・ペタンク) の開催等、高齢者が無理なく 参加できる仕組みづくり、高齢者のスポーツ大会への参加を促進します。

③ 敬老事業助成事業

● 高齢者に敬意を表し長寿を祝福するため、敬老事業に対する助成を行います。

4-5-2 認知症の理解と啓発の促進

(保険健康課・福祉課)

- 認知症であっても自宅で生活が送れるよう、認知症の方と家族を見守りサポートができる地域づくりを目指し、認知症に対する理解と啓発を促進します。
- 元気な高齢者への介護予防事業や地域活動等を通じて、認知症の原因とその予防、 適切な介護のあり方等に関して、正しく理解できる方法で周知します。

4-5-3 地域包括ケアシステムの構築

(福祉課)

① 高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進

● 高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう、緊急通報システム等、 地域における生活支援体制の構築・推進を図るとともに、高齢者の暮らしの安全安 心の確保と不安解消に努めます。

② 高齢者等見守りネットワークの促進

- 高齢者等を地域全体で見守る体制の充実を図るため、新たな民間事業者との協定を 進めます。
- ひとり暮らしの高齢者等を対象に、平常時からの情報提供に同意した人の名簿を作成して、地域の支援者と情報を共有し、日常的な見守り活動等も行うなど、支え合いの輪を広げます。

③ 在宅介護の支援

- 在宅介護にかかるおむつ購入費の助成を行い、経済的不安の軽減に努めます。
- 在宅で介護されている家族等の支援事業を推進し、介護負担の軽減を図ります。

④ 在宅医療・介護連携の推進



● 医療と介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、多職種協働による在宅医療と介護の連携を推進します。

⑤ 権利擁護への取り組み

● 高齢者虐待防止対策に取り組むとともに、認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護するため、成年後見制度の活用等に努めます。

- 協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)

- 長年培った経験や知識、技術を活かし、地域活動等に積極的に参加しましょう。
- 自身の健康・体力を維持し、積極的に介護予防に取り組みましょう。
- 地域ぐるみで高齢者等を見守っていきましょう。
- 悩みや生活での困りごとがあれば、身近な方や地域包括支援センターに相談しましょう。

Q

数値目標

指標名	単位	基準値 令和元年	目標値 令和 6 年
老人クラブ新規会員数	人	250	250
スポーツ大会の参加者数	人	250	300
緊急通報システム新規設置者数	人	30	30
島原市あんしん支え合い活動新規登録者数	人	150	150

施策 4-6 自分らしい生活を目指せるまち

(障害福祉)

[施策の目指す姿]

- 障害のあるなしに関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける体制が 整っています。
- 障害についての理解が進み、交流や社会参加の機会が増えています。



施策を取り巻く環境(現況・課題)

◎ 障害福祉

- 障害のある人への支援は、障害者総合支援法に基づき、就労や日中活動支援に重点を 置いた取り組みを進めていますが、自立に向けた地域社会での生活には未だ難しい状 況もあり、自立に向けた支援体制が必要です。
- 平成28年(2016)4月に施行された「障害者差別解消法」により、個々の障害にあわせた合理的配慮が行政や事業所に義務付けられており、庁内では、窓口対応など、職員の障害への理解促進に向けた取り組みを継続的に推進しています。
- 障害福祉サービスについては、自立のための住まいの確保 (グループホーム等) や医療的ケアが必要な障害者・児を受け入れるサービス事業所等が不足しています。また、福祉サービスを提供する側のマンパワーの不足も大きな課題となっています。
- 障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、地域において障害に対する正 しい理解や知識の普及が求められており、今後は自立支援に加え、地域社会での共生 や社会的障壁の除去、差別や偏見のない、支え合う地域社会へ向けた支援に取り組ん でいくことが求められています。
- 障害のある子どもに対しては、健診等による早期発見、療育とともに、可能な限り自立を選択し、安心して就学できるよう、子ども一人ひとりの育ち、進む方向等について支援する必要があります。



施策での取り組み (各主体が取り組んでいくこと)

- 市の取り組み(主要施策)

4-6-1 障害者総合支援法に対応した支援の整備

(福祉課)

- ① 障害福祉サービスの充実
 - 島原市障害福祉計画に基づき、障害の種別や程度に応じた多様なニーズに対応する



ため、各種介護支援や自立に向けた訓練等、障害福祉サービスの充実を図ります。

● 障害のある人が適切なサービスを利用できるよう、制度周知・相談体制の充実を図ります。

② 地域生活への移行・支援

- 地域生活への移行・定着、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備を 進め、安心して地域で暮らすことのできる環境を整えます。
- 障害の重度化、高齢化、「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応などができる地域生活支援拠点を整備するとともに、施設入所者の地域生活への移行に向けてグループホーム等、住まいの確保に努めます。

4-6-2 社会参加及び共生社会の実現

(福祉課)

① 地域共生社会の実現

● 地域共生社会の実現のため、障害者の社会参加を促すとともに、障害者への理解促進のため市民にあらゆる機会を捉え、正しい理解と知識の普及に努めます。

② 就労の促進

● ハローワーク等と連携した就労機会の確保や、障害者就労施設等からの物品調達の 推進を図り、就労に関する理解の促進とサービスの充実を図ります。

③ 差別解消に向けた取り組みの推進

- 「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、事業者や住民にも広く周知し、社会全体で障害に対する差別解消と合理的配慮に向けた取り組みが広く展開されるよう努めます。
- サービス事業所や学校、医療機関をはじめ、警察や消防といった緊急時に対応しなければならない機関の職員などについても、適切な配慮が行われるよう、合理的配慮の必要性について理解の促進に努めます。

4-6-3 療育体制・医療的ケアの充実

(福祉課)

● 障害の早期発見、早期対応をするために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と 連携のもと、医療的ケア、療育を行うための児童発達支援センター等の充実を図る とともに、医療的ケア児受け入れ事業所の確保に取り組みます。

協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)

- 障害について理解を深め、地域で支え合いましょう。
- 暮らしの中で困ったことがあったら、行政や相談事業者等へ相談しましょう。
- イベントや行事を開催する際は、障害のある人等、誰でも参加しやすいように心がけま しょう。



数値目標

指標名	単位	基準値 令和元年	目標値 令和6年
地域生活支援拠点	か所		1
児童発達支援センター	か所		1



基本目標5 将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり

施策5-1 いきいきと学び育つまち

(学校教育)

[施策の目指す姿]

■ 噴火災害復興の体験から学んだ「生命(いのち)・きずな・感謝の心」の精神を引き継ぎ、郷土に誇りを持った、心豊かでたくましく生きる子どもたちの育成を図る学校教育及び社会教育が推進され、未来を担う人材が育っています。



施策を取り巻く環境(現況・課題)

◎ 学校教育

- 現在、市内全小・中学校では、雲仙普賢岳噴火災害復興の貴重な体験を通して学んだ「生命・きずな・感謝の心」を教育の基盤として、様々な教育活動を展開し、21 世紀をたくましく生き抜く子どもの育成を図っています。
- 今後、子どもたちの豊かな心と生きる力の育成、ふるさと教育の充実を推進していく ために、学校を核とした学校支援会議やコミュニティ・スクールの更なる推進を図る とともに、家庭や社会教育関係団体との連携をさらに強め、地域一体となった教育活 動を展開する必要があります。
- 現代の子どもたちには、今日の予測困難な社会を主体的・創造的に生き抜き、次世代をリードしていくための力が必要とされています。そのための確かな学力、コミュニケーション能力、国際化や高度情報化社会への対応力など、新学習指導要領をもとに教育の質の転換を図ることによって、一人ひとりに寄り添った、きめ細かな教育を実践する必要があります。



施策での取り組み (各主体が取り組んでいくこと)

- 市の取り組み(主要施策)

5-1-1 学力・指導力の向上

(学校教育課)

- 「本市独自の学力調査」の実施や、「学習問題のデータベース」を活用することで、 学力の定着状況の把握・分析と課題の改善を図ります。
- 「先進地視察」や「教育講演会」を実施し、教職員の指導力向上につなげます。

5-1-2 豊かな人間性を育む教育の推進

(学校教育課)

① 地域との連携

● あいさつ運動や登下校の見守りパトロール、地域行事や体験活動等の具体的な活動 を通して郷土愛を育み、地域ぐるみで子どもの健全育成を図ります。

② 人間性を高める体験活動の充実

● 職場体験やジオパークを活用した自然体験、ボランティア活動など、地域と関わる キャリア教育を充実させ、児童生徒の社会性や郷土愛を育みます。

③ 豊かな心の育成

● 問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れた「考え、議論する道徳」への授業改善を推進し、内面的資質の育成を図ります。

5-1-3 未来を生き抜く資質、能力の育成

(学校教育課)

① 国際化に対応した人材育成

● 小・中学校における外国語教育の更なる充実のため、ALT を有効活用した授業や市独 自のジオパークイングリッシュキャンプを実施します。

② 情報教育の推進

●小学校プログラミング教育の教職員研修を充実させます。また、ケイタイ・インターネットの使い方等、情報モラル教育の充実を図ります。

5-1-4 特別支援教育の充実

(学校教育課)

● 障害等のある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を長期的に行うため、「学習 支援員の増員」、「通級指導教室の設置」などの支援体制の充実を図ります。

協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)

- 学校教育について理解し、必要に応じて参加、協力しましょう。
- 家庭では、子どもと学校のこと等について話しましょう。

() 数

数值目標

指標名	単 位	基準値 令和元年	目標値 令和 6 年
ALTの人数	人	7	7
全国学力・学習調査	点	全国比±1	全国比±1



施策5-2 心の豊かさ、交流を生むまち

(社会教育、家庭教育)

[施策の目指す姿]

- 地域ぐるみで子どもの成長を支える取り組みが継続的に行われ、地域の強い絆がつくられています。
- 公民館が、地域コミュニティづくりの中核施設として大きな役割を担っています。
- 市民の主体的な活動によって、地域文化の良さを伝えていくとともに、豊かな心の育成につながっています。



施策を取り巻く環境(現況・課題)

◎ 社会教育・家庭教育

- 少子高齢化に伴う人口減少や核家族化に伴い、家庭や地域を取り巻く社会環境は大きく変化しています。そうしたなか、「青少年の体験活動の充実」「子育て支援の充実」「学校と地域社会の連携」を 3 つの柱とする『島原市ココロねっこ運動』の展開に力を入れて取り組んでいます。
- 市内 7 地区にある公民館は、人づくり地域づくりの最前線として存在しており、地域 の生涯学習拠点、行政と地域をつなぐパイプ役として、大きな役割を果たしています。
- 家庭の教育力の向上を図るためには、PTA や青少年健全育成協議会、子ども会、婦人会、 高齢者団体、青年団等が連携を図り、地域ぐるみで子どもの成長を支える取り組みを 継続することが求められています。

◎ 芸術文化活動

- 本市においては、文化活動を支える主な団体として、島原文化連盟と有明文化協会があり、文化イベントについては、両団体に加盟している団体等により、特色ある活動が展開されています。また、文化活動を支える団体との共催で、島原市美術展覧会や島原市民音楽祭、市民文化講座等を開催しています。
- 島原文化会館と有明文化会館においては、芸術性の高い優れた舞台芸術に接する機会 の提供及び自主文化事業を実施しています。
- 今後も継続して市民が主体的に取り組む文化活動を支援し、地域文化の良さを伝えていくとともに、多くの市民が芸術文化に親しむことができるよう、文化に関する各種事業の運営方法や組織についての見直しも必要となります。



施策での取り組み (各主体が取り組んでいくこと)

- 市の取り組み(主要施策) -

5-2-1 社会教育・家庭教育の充実(島原市ココロねっこ運動の推進)

(社会教育課)

① 青少年の体験活動の充実

● 集団生活、集団行動を通して、礼儀や感謝の気持ち、子どものコミュニケーション 能力や生活力を身につけさせるための「通学合宿」、「ジュニアリーダー研修会」を 行います。

② 家庭教育の充実

● 「しまばら家庭教育三三七拍子」や「ながさきファミリープログラム」の活用を通して、親・家庭・地域の役割を再認識させ、家庭や地域の教育力向上を図ります。

③ 学校と地域社会の連携

● 放課後や長期休業中における子どもが安全で安心して過ごせる居場所を地域住民の 活用を通して確保する「放課後子ども学習室」や「スクールキッズ」の充実を図り ます。

④ 各種団体の支援

● 婦人会、青年団、青少年健全育成協議会など地域の各種団体の自主運営を支援し、 各団体の活性化と団体相互の連携・協力体制の整備に取り組みます。

5-2-2 芸術文化活動の振興

(社会教育課)

① 文化団体の自主運営支援・自主文化事業の開催

- 市内の主な文化団体である島原文化連盟、有明文化協会、さらに音楽団体の島原市 音楽連盟の自主運営を支援します。
- 市民のニーズを反映した公演等を実施するとともに、多くの市民に質の高い芸術文化に触れることができる機会を提供します。

② 芸術文化イベントの開催

- 島原文化連盟、有明文化協会との共催で、広く市民から美術作品を公募し、市民の 鑑賞と情操豊かな心を養うために、島原市美術展覧会を開催します。
- 島原市音楽連盟、島原市中学校教育研究会音楽部会、島原市邦楽振興会との共催で、 市民や青少年が音楽に親しむ機会を提供するため、島原市民音楽祭を開催します。

③ 市民文化講座の開催

● 市民の知識と教養の向上のため、島原文化連盟との共催で政治・経済・文化等の各方面にわたる著名な講師を市内外から招へいし、講演会を行います。



- 協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)

- 〇 子どもは、親の生き方や言動にふれながら、多くのことを学びます。「学ぶ親」を目指しましょう。
- 〇 子どもは地域の宝であり未来です。大人みんなが子どもたちに声をかけ、見守り、育てましょう。
- 地域で互いに支え合い、地域をよりよくする取り組みを進めましょう。



数値目標

指標名	単 位	基準値 令和元年	目標値 令和 6 年
家庭教育学級の講座数	回	40	50
ながさきファミリープログラムの活用	回	10	20
放課後子ども学習室の延べ参加者数	人	30,000	34, 000
スクールキッズの延べ参加者数	人	650	750

施策5-3 スポーツでつながりをつくるまち

(社会体育)

[施策の目指す姿]

- 市民が生涯にわたりスポーツに親しむ豊かなスポーツライフが形成されています。
- 各種スポーツ大会が開催できる環境が維持され、スポーツを通じた交流が生まれています。



施策を取り巻く環境 (現況・課題)

◎ ジュニアスポーツ

- 有名なスポーツ選手が直接学校を訪問し、児童と交流を深める JFA こころのプロジェクト「夢の教室」を開催し、一人でも多くの子どもたちに、「夢・憧れ・志」を持つことの素晴らしさを伝え、心身の充実に努めています。
- トップレベルの指導者や選手が在籍する日本体育大学大学と協定を結び、小・中学生を大学へ派遣し、児童生徒の意識の高揚を図り、ジュニアスポーツの更なる振興や競技力の向上を図っています。
- 今後も各事業の意義や魅力をより多く発信し、事業を継続していくことで、スポーツ を通じた子どもたちの更なる成長や生涯にわたりスポーツに親しんでもらえるような 充実した内容を模索していく必要があります。

◎ スポーツ交流・大会等の誘致

- スポーツ交流推進のため、地域一体となって各種スポーツの県大会や、九州・全国規模の大会等の誘致に取り組んでおり、市民にとっては全国レベルの大会に触れる機会、子どもたちにとっては競技に対する意識の向上等につながる機会となっています。
- 「スポーツで人を呼ぶ」ための戦略的なまちづくりを推進するため、県内をはじめ九州・全国規模の各種スポーツ大会等の誘致や、高校・大学・プロスポーツのキャンプ・ 合宿誘致に向けて宿泊施設等と情報共有、連携を図るなど、スムーズな受け入れに努めています。
- 今後もスポーツ交流・大会等の誘致を進めるなかで、キャンプ誘致実行委員会及び各競技団体(協会等)、市民との連携や態勢の構築、受け入れに見合う施設の計画的な整備等、受け入れ態勢の更なる充実が求められます。

◎ 生涯スポーツ

○ 本市では、多くの市民が身近な場で楽しむことができる総合型地域スポーツクラブ設立のほか、島原市民体育祭をはじめとする本市及び市教育委員会等主催のスポーツイ



ベントの開催、スポーツ指導者講習会による指導者の資質向上の促進等、生涯スポーツの普及・発展に努めています。

○ 総合型地域スポーツクラブについては、設立増加までには至っていない状況にあるため、市民の理解を深める必要があるほか、市民参加型スポーツ及び指導者講習会についても参加数を増加させるような内容の工夫や充実が求められます。



施策での取り組み(各主体が取り組んでいくこと)

- 市の取り組み(主要施策)

5-3-1 ジュニアスポーツの推進

(スポーツ課)

① 夢の教室

● 有名なスポーツ選手が直接学校を訪問し、児童と夢を持つことの大切さや、夢に向かって努力することの大切さなどを語り合うことで子どもの心豊かで健全な育成の充実を図ります。

② 小中学生派遣事業

● 平成27年(2015)に締結した学校法人日本体育大学との「体育・スポーツ振興に関する協定」の一環として小・中学生を日本体育大学に派遣し、トップレベルの指導者や選手から講義や実技指導を受けることにより、児童生徒の意識高揚や更なるスポーツ振興、競技力向上を図ります。

③ 活動に対する経済的負担の軽減

- 経済的な負担を軽減することでより多くの子どもたちにより高いレベルの競技力を 身につけてもらうことを目的に、県内外で開催される上位大会(全国・西日本・九 州)に出場する市民に派遣費を補助します。
- 児童生徒が、部活動やスポーツ活動にかかる経済的な負担によって、活動の継続が 困難になることがないよう、支援のあり方について検討を進めます。

5-3-2 スポーツ交流

(スポーツ課)

① 市民親睦各種大会の開催

- 市民及び市内就労者を対象とした島原市民親睦各種大会を開催し、市民や市内就労者の交流の機会を提供します。
- 開催にあたっては、市広報誌や市ホームページなどを活用し、多くの方が参加できるよう努めます。

② スポーツ施設の整備・充実

● 現有施設の有効活用を基本としながら、市民の利便性・利用時の安全性を考慮し、 緊急度の高い施設から計画的に改修します。 ● 平成町多目的広場の芝や人工芝グラウンド、陸上競技場の公認維持やフィールド内の芝の維持管理を行い、大会等の誘致に結びつけます。

5-3-3 キャンプ・スポーツ大会等の誘致 (スポーツ課・しまばら観光おもてなし課)

① キャンプ・スポーツ大会等の誘致

● トップレベルの各種スポーツチームのキャンプ誘致やスポーツ合宿等の誘致のほか、 民間企業や各種スポーツ団体等への積極的な誘致活動を通じて、県大会・九州・全 国規模の大会等の開催を目指します。

② スポーツを通じた交流・競技意識の向上

- キャンプ・合宿・スポーツ大会等誘致、開催と併せて、トップアスリートによる各種スポーツ教室を開催し、市民とのスポーツを通じた交流を積極的に進め、競技に対する意識の向上や地域の競技力アップに努めます。
- e スポーツなど、新たな競技や大会等の誘致のあり方について、検討を進めます。

5-3-4 生涯スポーツ

(スポーツ課)

① クラブアドバイザーによる講演

● 多世代、多種目、多志向をコンセプトとした総合型地域スポーツクラブについて、 アドバイザーによる講演を継続的に実施することにより、クラブに関する情報や魅力を発信し、クラブに対する理解、認知度をさらに深め、設立へつなげます。

② 市民総参加型スポーツ大会の推進・支援

● 島原市民体育祭において各種競技大会の実施支援及び大運動会においては、定期的な種目のリニューアルや付属イベントの設置等、より多くの市民が参加してもらえるような思考や工夫を内容に盛り込み、内容の充実を図ります。

③ スポーツ指導者講習会の開催

● 平成 27 年度 (2015) に学校法人日本体育大学と締結した「体育・スポーツ振興に関する協定」を活用し、大学に所属するトップレベルの指導者や職員の派遣、本市のスポーツ指導者への講習会を実施することで指導者の資質向上を目指します。

④ しまばら体操の普及

● 市民の健康の保持、増進や介護予防のため、平成28年(2016)に創作した「しまばら体操」を様々な機会を通じて実践してもらえるよう働きかけるなど、体操を日常的なものとして普及に努めます。

- 協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)

- スポーツを通して市内外の人と交流しましょう。
- スポーツを観て、支えて、学んで、ライフステージに応じたスポーツを楽みましょう。
- スポーツ施設を安全に、大切に使いましょう。
- しまばら体操を日常的に実施しましょう。





数値目標

指標名	単位	基準値 令和元年	目標値 令和6年
夢の教室実施学級数 (小学5年、中学2年)	学級	12	25
小中学生派遣事業	人	15	15
ジュニアスポーツ講習会	学級	0	10
市民親睦各種大会の参加者数	人	1, 120	1, 220
総合型地域スポーツクラブ設置数	団体	1	3
島原市民体育祭 各種競技会	人	2,000	2, 500
島原市民体育祭 大運動会(観覧者含む)	人	5,000	5, 500
スポーツ指導者講習会	人	150	200
しまばら体操実施イベント数	□	15	30
新規キャンプ・大会等の獲得	回	2	2
キャンプ・大会等参加人数	人	7,000	7, 500

施策5-4 ふるさと島原を継承するまち

(歴史文化)

[施策の目指す姿]

- 文化財は、市民の共有財産であるという認識のもと、歴史的遺産の保護を通じて郷土 を愛する心が育まれています。
- 文化財の保存・管理・公開・活用を通じて、豊かな心で結ばれた地域づくりが進んでいます。



施策を取り巻く環境(現況・課題)

◎ 歴史文化

- 本市には、「大野原遺跡」「小原下遺跡」「景華園遺跡」等、県内有数の遺跡があり、本市の歴史のシンボルである「島原城跡」は、現在においても石垣の残存状況からその価値が認められ、平成28年(2016)に県の史跡に指定されました。「肥前島原松平文庫」も県の有形文化財に指定されており、島原藩主松平家から伝わった古文書群を保存しています。
- 国指定文化財としては、江戸時代の薬園遺構である「旧島原藩薬園跡」と普賢岳の噴 火活動で形成された溶岩ドーム「平成新山」があります。
- 本市に残る貴重な文化財については、文化財保護審議会や専門家の助言等をもとに適切に保存、公開、活用に努めています。今後も郷土の歴史に対する理解を深めるとともに、ふるさと島原への愛着と誇りを持つ心の育成につなげるため、より多くの市民が郷土の歴史にふれる機会を創出していく必要があります。



施策での取り組み(各主体が取り組んでいくこと)

- 市の取り組み(主要施策)・

5-4-1 文化財の保護・活用

(社会教育課)

- ① 島原城跡保存活用計画の策定と計画の実施
 - 島原城跡保存活用計画を策定し、島原城の適切な保存管理を行います。
- ② 文化財の保護・維持管理
 - 市内の有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群、埋蔵文化 財などの形態や「指定」「登録」の有無に関わらず、市民の共有財産である文化財を 保護します。



- 個人所有者の指定文化財については、日常管理等への支援を行い、定期的な確認に よる保護を図り、講座や展示で活用・公開を行います。
- 民俗芸能団体の自主性を尊重しながら、伝統文化の継承活動、後継者育成を支援します。

③ 文化財の調査・保存・公開

- 建設工事等の開発行為により貴重な文化財が失われることがないよう、事業者等に 対して歴史的建造物の価値や保護制度の周知を図ります。
- 肥前島原松平文庫の整理については、これまでの保存活動を継続しながら、未整理 資料の調査、目録を整備し、より利用しやすい環境づくりを進めます。
- 埋蔵文化財については、必要に応じて発掘調査、記録保存を行い、発掘調査の成果 等を資料館等への展示により、わかりやすく市民に公開します。

④ 文化財保護を担う人材の育成

● 市民が文化財保護の意識を持ち、自らの手で文化財の保護に携わることができるような仕組みづくりを行うほか、誰にでもわかりやすく文化財について案内ができる人材の育成に努めます。

協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)

- 地域の歴史や文化を未来へつなぐため、市民の共有財産である文化財を大切に保存・ 継承しましょう。
- 文化財保護のための技術や知識を身に付けましょう。
- 地域行事等の参加を通じて、伝統文化の保存・継承に取り組みましょう。



数值目標

指標名	単 位	基準値 令和元年	目標値 令和6年
指定文化財の数 (国・県・市指定の合計)	件	94	97
国登録文化財の数	件	37	40

85

基本目標6 持続可能なまちづくりを支える市政運営

施策6-1 お互いに認め支え合い市民とともに行動するまち

(市民協働・人権)

[施策の目指す姿]

- 新たな地域コミュニティ組織の設立に向けた取り組みが進み、地域のコミュニティの 増進と安全安心で住みよいまちづくりが進んでいます。
- 性別や国籍に関わらず、互いを尊重し、個性と能力を発揮できる機会が確保されています。
- 被爆や戦争体験などの話や資料を絶やすことなく次世代へ受け継ぎ、誰もが平和を大切に思う意識が育まれています。



施策を取り巻く環境(現況・課題)

◎ 地域コミュニティ・町内会・自治会

- 地域では、目的に応じて町内会・自治会、老人会、婦人会、PTA、地区社協、消防団等様々な主体が地域を良くするための活動を行っていますが、地域の連帯意識の低下が叫ばれている今日において、単体での対応が難しくなってきており、今後活動の担い手がさらに不足することが予想されます。
- 町内会・自治会は、住民に最も身近な地域コミュニティの中心的な組織ですが、加入率は年々低下しており、このまま減少すると、行政情報の伝達や周知をはじめ、生涯学習や地域防災の推進、地域住民の見守りなど、様々な活動が損なわれ、安全安心で住みよいまちづくりを目指すうえで支障をきたす要因にもなり得ます。
- 今後は、新たなコミュニティ組織の設立により、様々な面から自治活動の必要性について理解を深めるとともに、地域の担い手を一人でも多く増やすため、町内会・自治会の加入率向上を目指す必要があります。

◎ 男女共同参画

- 男性と女性のお互いの基本的人権が尊重され、性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、国においても最重要課題として位置づけられており、豊かで活力ある社会を実現するためにも、様々な分野で女性の活躍が不可欠となっています。
- 働く女性、共働き世帯など、ライフスタイルや価値観が多様化する中で、子育てや介護等、仕事と生活を両立できる働き方を望む人も増えており、仕事と、子育てや介護



をはじめとする生活を両立するために、男性も女性も今までの働き方を見直し、バラ ンスのとれた暮らし方、「ワーク・ライフ・バランス」の実現が重要となっています。

◎ 人権・平和

- 人権は、「すべての人が生まれながらに持っている、人間らしく生きていくために必要な誰からも侵されることのない基本的な権利」ですが、不当な差別や虐待、いじめなど様々な人権問題は依然として存在しており、特に近年では、インターネットによる人権侵害等、社会の情報化に伴う新たな課題も生じています。
- 〇本市では、各地区公民館が開催する女性学級、高齢者学級のなかで、人権教育に関する講座のほか、平成31年(2019)3月には、「島原市人権教育・啓発基本指針」を策定しており、今後は基本指針に沿って具体的な取り組みを展開することとなります。
- 平和行政においては、被爆県の自治体として、世界恒久平和の実現を目指し、人権教育・道徳教育の面からも取り組みを推進する必要があります。

◎ 国際交流・多文化共生

- 今日の急速な技術の発展と、国家の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、人・物・情報の流れは、地球的規模に拡大されており、地方自治体でも地域経済の活性化や多文化共生、人材育成といったあらゆる課題において国際的な視野に立った戦略・事業運営が不可欠になりつつあります。
- 観光や労働のために本市を訪れる外国籍の方との交流を通じて、多様な文化を理解し、 受け入れることができる多文化共生への取り組みが求められています。



施策での取り組み (各主体が取り組んでいくこと)

- 市の取り組み(主要施策) -

6-1-1 地域コミュニティ・町内会・自治会活動の促進 (政策企画課・秘書人事課)

① 新たなコミュニティ組織の設立

- 町内会・自治会連合会や地区町内会・自治会連絡協議会等、幅広い世代を通じて連携し、新たな地域コミュニティ組織の設立に向けて、立ち上げ協議の場のコーディネート、先進事例の紹介、情報提供を行います。
- 市民協働を推進するための体制の確立や仕組みづくりを進めるため、まちづくり計画(仮)策定に向けたワークショップを開催し、計画策定を支援するとともに、人・場所・財政の視点から計画に基づく活動を支援します。

② 町内会・自治会への加入促進

- 5月を町内会・自治会強化月間として位置づけ、町内会・自治会連合会と共同で加入 促進活動を行います。
- 市広報紙をはじめ、FM しまばらやケーブルテレビでの加入促進放送の実施やそのほ

か各種啓発を行います。

6-1-2 男女共同参画の推進

(政策企画課)

① 男女共同参画意識の啓発

- イベント、研修会等において、家庭、学校、地域における男女平等観に立った啓発 を行います。
- 女性の各種審議会等への積極的な参画を進めるなど、様々な分野における女性の参画を推進します。
- 子育てや介護支援の充実を図るなど、職場や家庭等において仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します。

② 権利擁護

● ドメスティック・バイオレンスやハラスメント等の防止策を推進し、男女の人権を 守り、個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを推進します。

6-1-3 人権・平和活動の推進

(学校教育課・社会教育課)

① 人権学習への市民参加の推進

- 人権問題をより身近なものとして接しやすくなるよう、公民館講座の内容を市民の 生活に密着した内容に見直すなど、人権教育、人権啓発を推進します。
- 広報誌、パンフレット等による人権意識の啓発のほか、ホームページ等を活用した 啓発を行います。

② 人権教育推進体制の確立

● 島原市人権教育・啓発基本指針に基づき、課題の解決に向けた実践的な態度が培われるような人権教育推進体制を整えます。

③ 平和教育の推進

- 島原市非核平和都市宣言の趣旨を広く市民に啓発するために、各種平和事業の施策 を継続的に展開していくとともに、幅広い世代に対して学習機会を設け、平和の大 切さを次世代へ受け継ぎます。
- 原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学ぶため、学校教育における平和学習を推進します。また、国際的な視野を持って平和を考えるために、海外の紛争についても学ぶ機会を設けるよう努めます。

6-1-4 国際交流·多文化共生

(政策企画課)

① 訪日外国人観光客の受入体制の整備

● 島原市を訪れる外国人の受入体制を強化するため、外国語表記の案内板・誘導板等を配置し、観光客が安心して観光が楽しめるおもてなし体制の整備に努めます。

② 在住外国人への環境整備

● 外国人が日常生活に不安を覚えない暮らしやすい環境づくりのため、外国人にわか



りやすい案内表示等を整備するなど、生活情報や制度の周知を図り、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を進めます。

- 協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)

- 地域運営組織を設立し、「自分たちで決めて、自分たちで担う」自治を目指しましょう。
- 人権侵害をしない、させない社会づくりを進めましょう。
- 企業や団体は、男女の雇用機会均等やハラスメントの防止などに対処し、男女共同参画や人権尊重を意識した行動に努めましょう。
- 戦争体験を風化させることなく平和の大切さを次世代に引き継いでいきましょう。
- 他国の人々との交流を通じて様々な文化を学び、尊重する意識を持ちましょう。



数值目標

指標名	単位	基準値 令和元年	目標値 令和 6 年
各地区公民館での人権教育の講座数	回	12	14
町内会・自治会加入率	%	67. 5	70. 0

施策6-2 信頼ある行財政運営を推進するまち

(行財政運営)

[施策の目指す姿]

- 社会環境の変化に対応し、簡素で効率的な行政運営を行われています。
- きめ細やかな質の高いサービス提供により、市民に身近な組織となっています。
- 複雑・多様化していく市民ニーズに的確に対応し、市民にとって身近な行政運営となっています。



施策を取り巻く環境(現況・課題)

◎ 行財政改革

- 本市では若年層の人口流出、少子化などの影響により人口減少続いているなか、今後少しでも人口減少を食い止め、維持していくためには周辺地域との協調を基本としながらも基礎自治体としての生き残りをかけて個性ある独自の施策を展開していくことが求められます。
- こうした中で、簡素で効率的な行政システムを確立し、限られた行政資源のなかで行政サービスの質の向上を図るため、「島原の未来を創る市政運営の実現」を目標に第五次行政改革大綱を平成30年(2018)5月に策定しました。
- 本行政改革大綱の推進にあたっては、職員ひとりひとりが自ら考え、自ら行動するなど改革意欲を持ち、市役所全体が一体となり改革の実現に取り組む必要があります。

◎ 行政評価

○ 外部評価制度は、本市の施策や行政運営等について、外部からの客観的かつ公平な評価を行うことにより、効率的で効果的な行政運営を行う制度であり、政策、施策、事務事業の評価、評価の改善に関する事項の協議、検討について、PDCA サイクルを構築し、効率的な運営が求められています。

◎ 指定管理

- 指定管理者制度は、公の施設の管理について、民間事業者や NPO 団体等の活力やノウハウを活用することで、経費の削減や利用者のニーズに対応した、きめ細やかな質の高いサービスを提供できる制度であり、令和元年度(2019)において、本市では22の施設で指定管理者制度を導入しています。
- 今後も民間への業務委託や指定管理者制度を有効に活用し、質の高いサービスの提供、 効率的な業務の遂行が求められています。



◎ 職員提案

- 職員提案制度は、創造的な新しい施策を考え、実行できる職員の育成と創造的な人を 育てる風土づくり、職員の政策形成能力の向上を目的とした制度です。
- 平成 26 年 (2014) から平成 30 年 (2018) にかけて、年平均 29 件の提案があり、毎年 提案は一定数あるものの、事業化となったものがないため、今後は事業化に向けて提 案の質を高める取り組みが求められます。

◎ 財政

- 本市の財政規模は、平成30年度(2018)決算において歳入が約233億円、歳出が230億円となっており、歳入構造では、地方交付税への依存度が高く、歳出構造では、義務的経費の割合が高くなっています。
- 歳入面では、本市の主要な財源である普通交付税が人口減少や合併算定替特例措置の 段階的な縮減などにより減少しています。
- 歳出面では、扶助費をはじめとした義務的経費や老朽化が進む公共施設の改修等にかかる経費の増加が見込まれるなど、財政状況は、今後、さらに厳しさを増していくことが予想されます。
- 厳しい財政状況のなか、持続可能な財政運営行っていくためには、市税をはじめとする自主財源の確保を図るとともに、限られた財源のなかで複雑多様化する市民ニーズに応えていくため、歳入に見合った事業の選択と集中による効率的・効果的な財政運営に取り組む必要があります。



施策での取り組み (各主体が取り組んでいくこと)

一 市の取り組み (主要施策) -

6-2-1 行財政改革

(政策企画課)

① 行政改革の推進

● 多様化する市民ニーズに応えていくため、「第五次行政改革大綱」に基づき、簡素で 効率的な行政システムを確立、行政サービスの質の向上をはじめとする行政改革に 取り組みます。

② 実施計画の実行

● 社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、実施計画に基づき、 行政運営全般にわたる総点検を行い、行政改革実施計画の着実に実行します。

6-2-2 行政評価委員会の効果的な実施

(政策企画課)

● 行政評価委員会で出された意見(委員会の意見を反映した対象事業の選定、事業の 俯瞰的な位置づけを踏まえて議論する進め方等)を取り入れながら評価方法を改善 し、効果的な運営を図っていきます。

6-2-3 指定管理者制度の導入・活用

(政策企画課)

- 指定管理者制度未導入の施設について、設置目的及び採算性等を踏まえ、指定管理 者制度導入について検討を行います。
- 既に導入済みの施設については、利用者への更なるサービス向上につながるよう、 指定管理者と所管課で連携しながら、管理運営の効果について検証し、サービス水 準の維持・向上等、公共施設の適正な運営に努めます。

6-2-4 職員提案制度の充実

(政策企画課)

● 職員提案制度について随時検討しながら充実させ、効果的な制度運用を図ります。

6-2-5 効率的な財政運営

(総務課・契約管財課)

① 行財政運営の効率化

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における財政指標である「健全化判断比率」や「資金不足比率」などに留意しながら、中・長期的な視点を持ち、計画的な財政健全化に努めます。
- 統一的な基準による地方公会計制度に基づき、財務書類の作成を行い、市民にわかりやすい財務情報の公表に努めます。

② 公共施設等の適正なマネジメントの推進

● 安定した財政運営のもとに多様化する公共サービスを提供し、財政負担の軽減・平準化が実現可能なものとなるよう、保有する公共施設の適正なマネジメントを推進します。

③ 自主財源の強化

● 新たな財源の創設の検討や税の収納率の向上、ふるさと納税の推進等の取り組みにより、一層の自主財源の強化に努めます。

- 協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)

○ 市の財政状況や行政運営について関心を持ちましょう。



数値目標

指標名	単位	基準値 令和元年	目標値 令和6年
経常収支比率	%	(H30 決算)90.9	計画策定時の数値より も低くする
実質公債費比率	%	(H30 決算) 4.0	計画策定時の水準を維 持する



指標名	単 位	基準値 令和元年	目標値 令和 6 年
自主財源比率	%	(H30 決算) 31.5	計画策定時の数値より も高くする

施策6-3 島原半島の発展を担うまち

(広域行政・地域間連携)

[施策の目指す姿]

- 本市と関わりのある地域・自治体と有機的に連携し、効率的な行財政運営、相互の発展につながる幅広い連携が行われています。
- 有明海を中心とした関係自治体並びに関係団体との交流、連携が、より広い視点で地域の発展を考える機会となっています。



施策を取り巻く環境(現況・課題)

◎ 広域連携

- 高度経済成長期以降の交通網の整備や最近の情報通信手段の発達・普及によって、市 民の活動範囲は行政区域を越えて飛躍的に広域化しており、交通体系の整備、公共施 設の一体的な整備や相互利用、行政区域を越えた土地の利用など、広域的なまちづく りや施策へのニーズが高まっています。
- 少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化・高度化する行政課題について、 サービスの維持、向上を図るためには、引き続き広域的な視点からの連携、調整が求められます。
- 島原半島3市においては、生活圏や生活課題等について共通することも多いことから、 事業間での連携体制を図るだけでなく、市民同士の交流や関係団体の地域間交流を活 発に行い、相互の理解を深めつつ、ともに地域の発展へ協力し合うことも重要となり ます。

◎ 観光連携

- 島原半島における観光連携については、特に「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」 の世界遺産登録や九州新幹線西九州(長崎)ルートの開通を見据え、熊本方面との連 携を促進し、交流人口の拡大を図るため、島原半島観光連盟を中心に連携強化に努め ています。
- 熊本方面との連携については、熊本市内等をはじめ関係団体等と連携を強化し本市特有の財産である島原城や武家屋敷をはじめ歴史や湧水、温泉など豊かな自然の恵みを活用し集客に努めるとともに、九州新幹線西九州(長崎)ルートの開業を見据えた公共交通の連携強化による広域的な周遊を図るなど、半島地域の振興及び本市の交流人口の拡大、地域活性化に努めます。





施策での取り組み(各主体が取り組んでいくこと)

── 市の取り組み(主要施策) -

6-3-1 広域連携の推進

(政策企画課)

- ① 広域行政による行政サービスの効率化
 - 島原地域広域市町村圏組合で運営している介護保険、消防救急、不燃物ごみ処理等について、構成する自治体との連携を強化し、広域的な機能分担と相互補完を重点とした効率的な行政サービスの推進・充実に努めます。

② 地域間連携の推進

- 本市の新たな発展につながる活力となるよう、様々な機会を通じて、島原半島内をはじめ、多様な地域間連携を推進し、産業・教育・まちづくりなどを通じた多様な地域間連携を推進します。
- 遠隔地との地域間交流、連携は、災害時の相互応援など、有事の際のリスク分散に もつながることから、様々な分野で交流機会の拡大を図ります。

6-3-2 広域観光ルートの設定、PR 活動

(しまばら観光おもてなし課)

- 関係自治体の観光資源はもとより、歴史や自然等の地域資源を活かした観光周遊ルートの設定を図るため、九州観光推進機構や長崎県観光連盟、島原半島観光連盟などとの広域連携に取り組みます。
- 他自治体のイベント等へ参加し、本市の観光資源である湧水や城下町などの魅力を 発信するとともに、海上ルートの PR 活動を行い交流人口の拡大を図ります。
 - 協働による取り組み(市民や地域に期待する役割)
- 広域による取り組みのメリットを理解し、市域を越えて近隣自治体や関わりのある地域への協力や活動に参加しましょう。
- 広域での観光連携に向けて開催されるイベント等に積極的に参加しましょう。



数値目標

指標名	単位	基準値 令和元年	目標値 令和6年
航路による観光入込客数	千人	1,092	1, 121

95